KUMAGAYA

第2次熊谷市総合振興計画　後期基本計画　2023～2027



子どもたちの
笑顔があふれるまち 熊谷

第2次熊谷市総合振興計画　後期基本計画

熊谷市



ごあいさつ

熊谷市は、二度の合併を経て、市民の皆様と行政が連携しながら、地域の融和と振興を図り、持続可能な自治体運営に取り組んでまいりました。

その間、人口減少や更なる少子高齢化、豪雨等の災害、新型コロナウイルス感染症の拡大など、本市を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

今回の第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定に当たっては、私の政策理念である「新熊谷プライドの創造」のもと、熊谷市の魅力である歴史や伝統、文化、スポーツに育まれたまちのポテンシャルを引き出し、市民の皆様が安心して暮らすことができ、誇れるまちづくりを展開してまいります。

この実現のため、社会変革に適応したデジタル化による市民サービスの向上、地域経済の活性化に向けた取組を全力で進めてまいります。

また、熊谷市の利便性を更に高め、全ての世代の人々が生き生きと活動できる、安全で住みやすい都市を持続できるように、皆様とともに歩んでまいりますので、ご理解とご支援をお願いします。

令和５年３月

熊谷市長

小林哲也

Kumagaya City 熊谷市について

市　章



この紋章は、熊谷の名を円形に図案化したもので、上部右が「ク」を、同左が「マ」を、全体で「谷」を表しています。

大正８（1919）年に、熊谷町の紋章として、一般に懸賞募集し、同 11 年７月から使用されたものです。昭和８（1933）年４月１日の市制施行後、市の紋章として引き継がれ、平成 17（2005）年 10 月１日の合併による新熊谷市においても引き継がれました。

市のシンボルマーク



平成 17（2005）年 10 月１日に熊谷市、大里町、妻沼町が合併し、新熊谷市が誕生したことを記念して、公募により平成 18（2006）年４月 22 日に制定されたものです。

熊谷市（「くま」の２文字）が、限りない未来に向かって、大きく飛躍している様子をデザイン化したものです。

青色は、快晴日数日本一の熊谷市の青空と自然豊かな荒川・利根川の流れを表し、オレンジ色は、熊谷の暑さと市民の情熱を表しています。

このほか、サクラ色、ケヤキ色、ヒバリ色、ムサシトミヨ色のバージョンがあります。

サクラ色



ケヤキ色



ヒバリ色



ムサシトミヨ色



市の花サクラ



市の木ケヤキ



市の鳥ヒバリ



市の魚ムサシトミヨ



熊谷市民憲章

平成19年5月16日制定

わたくしたち熊谷市民は、荒川、利根川を中心とした豊かな自然、歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、明るく豊かなよりよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

すこやかな心と体をつくりましょう
教養を身につけましょう
しあわせな家庭をつくりましょう
きまりを守り親切にしましょう
豊かできれいなまちをつくりましょう

熊谷市子ども憲章

平成18年5月5日制定

わたしたちは、心のつながりをもち、一人一人の自立をめざして、この憲章を定めます。

（夢・未来）
夢や希望をもち、すばらしい未来をつくります。

（友情・思いやり）
「ありがとう」と思いやりの心を忘れずに、相手の気持ちを大切にします。

（環境・自然）
自分たちにできることを進んでおこない、自然を大切にします。

（命・人権）
いじめや差別をなくして、みんなで助けあって生活します。

（責任・努力）
自分のことばや行動に責任をもち、目標にむかって努力します。

※この憲章は、各小中学校の児童生徒代表が策定委員となり、作成したものです。

熊谷市歌

平成19年5月16日制定

1　豊かな流れが　はぐくんだ
　みどりの大地に　風光る
　心の翼　羽ばたかせ
　未来に向けて　飛び立とう
　熊谷　熊谷　わたしと伸びるまち

2　歴史に残る　人々の
　夢見た思いは　いまここに
　うけつぐ心　たくましく
　明日への希望　胸に抱き
　熊谷　熊谷　わたしを磨くまち

3　桜にこころ　はずませて
　祭りの太鼓に　勇み立ち
　実りの秋に　笑顔満ち
　けやきの枝に　風わたる
　熊谷　熊谷　わたしが誇るまち

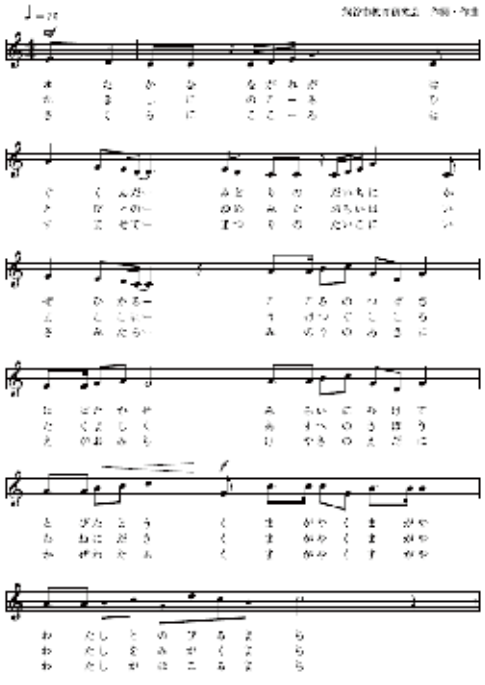

INDEX 目次

第１編 序 9

第１章 計画策定の趣旨……10
第２章 計画の構成及び期間……11
（１）計画の構成……11
（２）計画の期間……11
第３章 熊谷市の現状……12
（１）熊谷市の位置・地勢……12
（２）熊谷市の歴史と沿革……13
第４章 社会情勢と本市の概況……17
（１）社会経済……17
（２）人口減少社会……17
（３）地方自治制度……18
（４）公共施設マネジメント及びコンパクトシティの推進……18
（５）安全・安心な暮らし……18
（６）地球温暖化対策・暑さ対策……19
（７）ラグビーワールドカップ 2019 ™の レガシー……19

第２編 基本構想 21

第１章 基本構想の概要……22
（１）目的……22
（２）目標年度……22
第２章 将来都市像……23
（１）基本理念と将来都市像……23
（２）将来人口……23
（３）土地利用構想……25
（４）総合交通体系……29
第３章 施策の大綱……34

第３編 後期基本計画 37
第１章 後期基本計画　総論 39
第１節　計画策定の趣旨 39
第２節　後期基本計画における取組の方向性 40
第３節　後期基本計画の概要 43
（１）目的 43
（２）目標年度 43
（３）目標人口 43
（４）リーディング・プロジェクトによるまちづくりの推進 43
第４節　後期基本計画 施策の体系 44
第２章 リーディング・プロジェクト 48
第１節　リーディング・プロジェクトの目的・位置付け・構成 48
（１）目的と位置付け 48
（２）構成 48
第２節　リーディング・プロジェクトの内容 49
第３章 後期基本計画　各論 58
政策１ スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち 58
施策１ スポーツによるまちづくりを推進する 58
施策２ スポーツツーリズムを推進する 62
施策３ 観光を推進する 64
政策２ 健康で安全・安心に暮らせるまち 68
施策１ 防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える 68
施策２ 防犯体制を整え、犯罪を抑制する 72
施策３ 消費者被害を防止する 76
施策４ 交通安全を推進する 78
施策５ 健康づくりを推進する 80
施策６ 医療体制を充実させる 84
施策７ 消防力を強化する 86
政策３ 人にやさしい思いやりのあるまち 90
施策１ 子どもが健やかに成長できる環境をつくる 90
施策２ 高齢者が暮らしやすい環境をつくる 94
施策３ 障害者が暮らしやすい環境をつくる 98
施策４ 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる 100

政策４ 環境にやさしく自然が豊かなまち 104
施策１ 豊かな自然を保全する……104
施策２ 生活環境を保全する……106
施策３ ごみの発生を抑制し、再利用を促進する……110
施策４ 地球温暖化対策を推進する……114
政策５ 人が集い活力ある産業が育つまち 118
施策１ 元気な農業を創る……118
施策２ 商工業を元気にする……124
施策３ 市内企業の支援及び企業誘致を推進する……128
施策４ 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する……132
施策５ 産学の連携を支援する……136
政策６ 快適で暮らしやすいまち 138
施策１ 安全で快適な魅力あるまちをつくる……138
施策２ 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる……144
施策３ 機能的で安全な道路を整備する……146
施策４ 利便性の高い公共交通を推進する……150
施策５ 親しみある魅力的な公園を創出する……154
施策６ 上下水道を整備し、適切な維持管理をする……158
政策７ 地域に根ざした教育・文化のまち 162
施策１ 学力日本一を目指す（知・徳・体）……162
施策２ 安全で快適な学校づくりを進める……166
施策３ 魅力ある生涯学習事業を充実させる……168
施策４ 文化芸術活動を支援する……172
施策５ 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる……176
政策８ 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち 180
施策１ 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する……180
施策２ 非核平和を推進する……182
施策３ 人権尊重のまちをつくる……184
施策４ 男女共同参画を推進する……186
施策５ 国際・国内交流と多文化共生を推進する……188
施策６ 健全な財政を推進する……190
施策７ 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する……192
施策８ 市政の情報をわかりやすく発信する……196
施策９ 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する……200

資料編 203

1 財政フレーム……204
2 成果指標の算出方法……205
3 総合振興計画策定体制……209
4 策定経過……210
5 総合振興計画審議会……211
　熊谷市総合振興計画審議会条例……211
　総合振興計画審議会名簿……212
　諮問書……213
　答申書……213
　答申書別紙……214
6 総合振興計画策定委員会……217
　熊谷市総合振興計画策定委員会規程……217
　熊谷市総合振興計画策定委員会名簿……219
　熊谷市総合振興計画策定委員会専門部会名簿……220
7 議案……221
8 自治基本条例……222
9 各分野別計画一覧……226



KUMAGAYA

第2次熊谷市総合振興計画

序

第１章 計画策定の趣旨

本市は、熊谷市、大里町、妻沼町及び江南町による合併後の平成 20（2008）年に、新「熊谷市」として、平成 29（2017）年度を目標年度とする第１次総合振興計画を策定し、市民の融和と均衡ある発展に向け、計画的かつ総合的な行政運営を進めてきました。

現在、令和９（2027）年度を目標年度とする第２次総合振興計画･基本構想に基づき、多様な市民ニーズに対応するとともに地域の特色を生かしたまちづくりを推進し、自立性が高く魅力ある都市を目指しています。

その前期基本計画が計画期間の最終年度を迎える中、これまでの施策の成果を検証するとともに、少子高齢化社会の急速な進行や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる社会経済情勢の変化、ラグビーワールドカップ 2019™等の主要事業が終了したことなどを踏まえ、基本構想を継承しつつ新たな施策も加えることで、都市力の総合的な増強を図り、広域拠点としての熊谷市を確立していきます。

1 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

① 基本構想

本市のまちづくりに向けた基本理念と、目指すべき将来像（将来都市像）を明確にするとともに、その実現を図るための基本方針（施策の大綱）を示すものです。

あわせて、将来人口の見通しと土地利用の構想を示すものです。

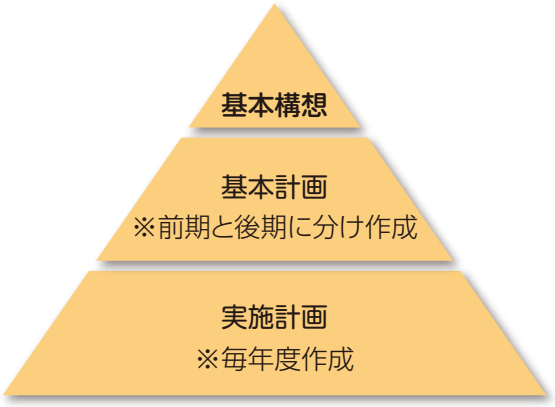

② 基本計画

基本構想を実現するための計画であり、施策ごとに現状と課題、基本方針を具体的に取りまとめたものです。社会経済環境に柔軟に対応できるように前期基本計画（平成 30（2018）年度～令和 4（2022）年度）と後期基本計画（令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）の 5 年間ずつに期間を分けています。

③ 実施計画

基本計画で示された施策を、財政状況や社会情勢を考慮して選択し実施する事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。

2 計画の期間

「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の期間は以下のとおりです。

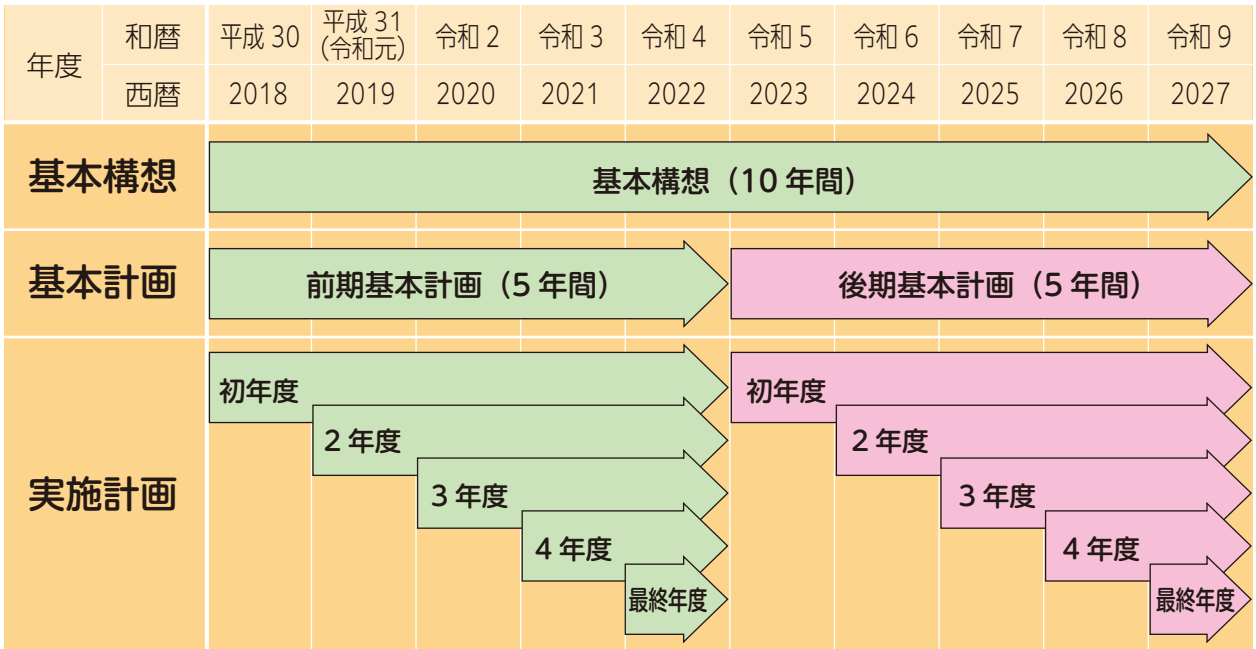

〔※2019 年は 4 月 30 日まで平成、5 月 1 日以降は令和〕

1 熊谷市の位置・地勢

① 位置・地勢

本市は、関東平野の中央、埼玉県の北部に位置し、東西に約 14 km 、南北に約 20 km 、面積 159.82 ㎢ であり、東は行田市、鴻巣市、西は深谷市、南は東松山市、吉見町、滑川町、嵐山町、北は群馬県に接しています。また、東京都心までは、50～70 km 圏にあります。

市の北部には利根川が 、南部には荒川が流れています。荒川左岸は、北及び東が低地ですが、西へ向かうにつれ標高が徐々に高くなり、西端は櫛挽台地となります。一方、荒川右岸は、低地の南が比企丘陵の北縁に当たり江南台地があり、少し標高が高くなっています。

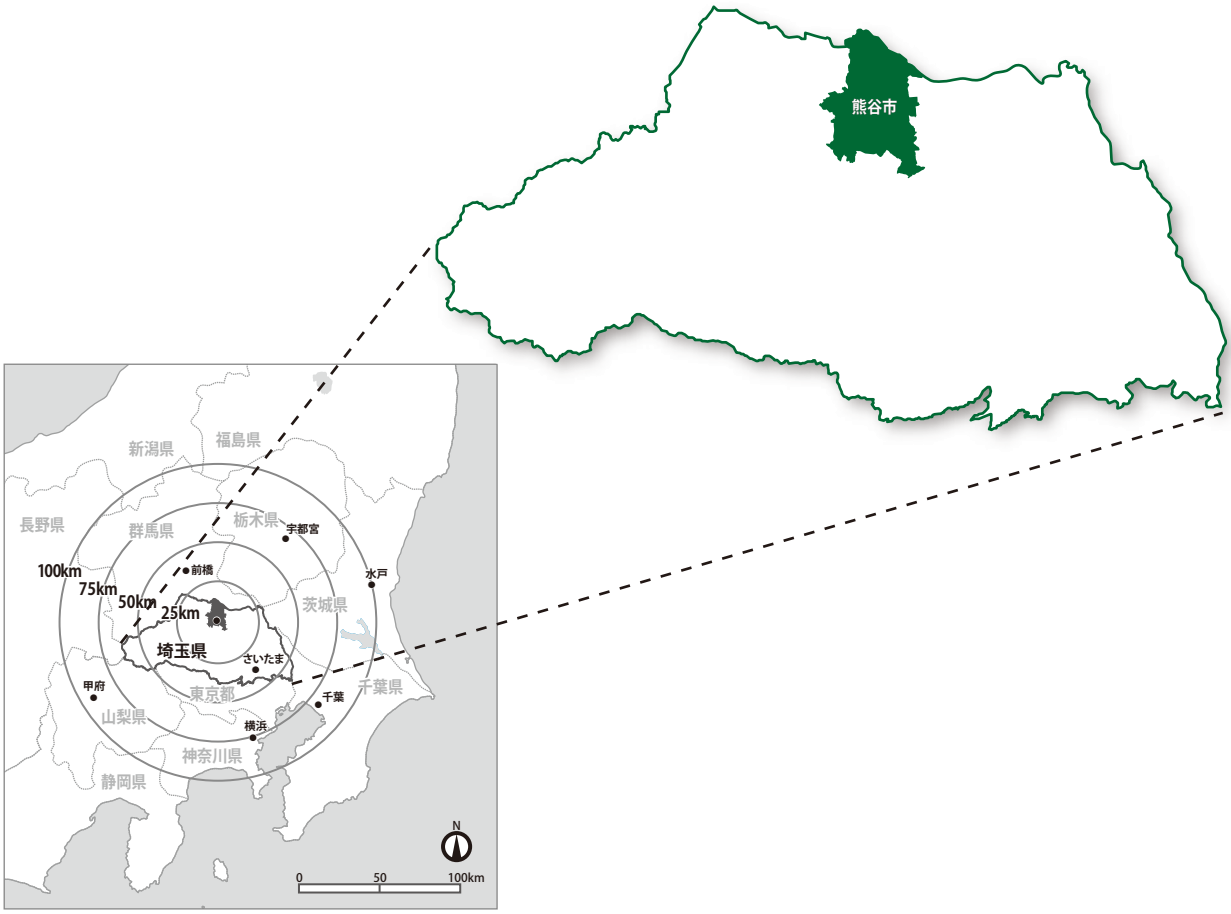

② 気候

令和 3（2021）年 の年平均気温は、16.0°C で、年間降水量は、1,170.0 mm でした。

夏の暑さと冬の季節風（赤城おろし）など、四季折々の特色を感じられる気候です。

また、快晴日数も日本一と言われており、平成 30（2018）年 7月 23 日には 41.1℃ を記録し、国内最高気温を更新しました。

2 熊谷市の歴史と沿革

【先史・古代】

利根川と荒川の二大河川が流れる熊谷は、古くから人々が生活を営む地域であり、今から約２万６千年前の鹿島遺跡のほか塩西遺跡等では旧石器時代の石器が、三ヶ尻や千代等では縄文時代の数多くの集落遺跡が発見されています。また、縄文時代後期・晩期には、中西遺跡や上北浦遺跡等から、土偶や岩版等の呪術や儀式に関わる特殊な遺物も出土しています。

熊谷市域では弥生時代中期には稲作が始まり、池上遺跡からは炭化米が、北島遺跡からは県内最古の水田やかんがい施設が発見されています。さらに、関東屈指の大規模かつ拠点的な集落である前中西遺跡から発見された出土品等により、関東だけではなく長野県にまで及ぶ広範囲の人々の交流があったことがわかっています。

３世紀末～４世紀初頭頃になると、地域の有力者によって県史跡塩古墳群等の古墳が築造され始め、６世紀には多くの古墳が造られました。

６世紀中頃の中条古墳群からは国重要文化財の短甲の武人埴輪と馬形埴輪、６世紀後半の野原古墳からは「踊る人々」と呼ばれる人物埴輪等が出土し、同じく６世紀後半の県史跡甲山古墳は、円墳として県内第２位、全国４番目の規模を誇ります。

７世紀後半頃になると、国史跡の宮塚古墳【上円下方墳】や籠原裏古墳群第１号墳【八角形墳】等、有力氏族の特殊な墳形の墳墓が出現しました。

奈良・平安時代には律令国家体制が整えられ、武蔵国に属する熊谷市域には５つの郡が置かれました。そのうち幡羅郡に属する西別府の国史跡幡羅官衙（はらかんが）遺跡群は、８世紀初頭に本格的に整備された郡役所・寺院・祭祀場と、政治・宗教施設が一体で発見された全国でも希有（けう）な遺跡群として注目されています。

また、律令体制下において、武蔵国府（現在の東京都府中市）と、現在の群馬県太田市を横断する東山道（とうさんどう）を結ぶ官道の、東山道武蔵路（むさしみち）が整備され、この



〔埴輪　踊る人々（レプリカ）〕
所蔵：熊谷市立江南文化財センター



〔国重文　短甲の武人埴輪〕
出典：ColBase(https://colbase.nich.go.jp)



〔幡羅官衙遺跡群の現在の様子〕

道は熊谷市域を南北に貫いていたと推定されます。そして、東別府・道ヶ谷戸、上中条・大塚・池上、佐谷田・久下・津田の低地には、大規模な土地の区画整備である条里が施工され生産性の高い広大な農地が生まれ、国家の根幹である税としての稲穀を確保・管理していました。



〔熊谷直実像（熊谷駅前）〕

【中世】

源平合戦を描いた『平家物語』には、熊谷直実、斎藤実盛が英雄として描かれ、その活躍は後に歌舞伎や能の演目となり、全国各地に多くの伝承が残されています。



〔斎藤実盛木像（歓喜院）〕

彼らのほかにも中条氏、久下氏、恩田氏、成田氏等多くの武士が現れました。彼らの多くは鎌倉幕府の御家人となり、鎌倉街道等を利用して自分の領地と鎌倉、ときには全国各地を行き来し、役を果たしました。中条氏は武家による最初の法律である「御成敗式目」の制定に参画するなど、幕府の重臣として活躍しました。

南北朝・室町時代の鎌倉公方と関東管領との軋轢（あつれき）は、関東各地に戦火を広げ、こうした合戦の軍勢も鎌倉街道等を通り南北に移動していました。特に村岡の地は、軍勢の集合拠点や合戦の舞台となるなど、関東を代表する交通上の要衝でした。また、別府城跡等の城館跡や成田等の町場から発掘調査等により出土する大量の古銭、日本最古の嘉禄の板碑に代表される石造物等、この時代に熊谷市域が経済・文化面で発展していたことを示す多くの史跡や遺物が残されています。

戦国時代には成田氏が勢力を広げ、今も残る家臣団名簿から熊谷ゆかりの武士たちの活躍をうかがうことができます。成田氏は南から拡大する小田原北条氏、北から進出する上杉氏との境目で揺れ動きながらも、熊谷を含む北埼玉の地を治めました。



〔岐阻道中熊谷宿八丁堤ノ景〕

【近世】

江戸時代には、現在の中心市街地が中山道の宿場町となり、多くの人々や物資が行き交う中山道の中でも、有数の規模を誇りました。さらに、忍御城道や秩父街道等が整備されたことにより、古代から市域を南北に貫く幹線道路に東西の幹線道路が加わり、熊谷宿は陸上交通の要衝になりました。

また、熊谷宿は文化的にも成熟し、多くの著名人が往来するようになりました。貝原益軒・小林一茶らは、日記や紀行文等で熊谷宿のことを記し、幕末の思想家・画家の渡辺崋山は、藩主の旧領の三ヶ尻を調査して『訪瓩録（ほうちょうろく）』を作成しています。

さらには、書家の野口雪江が「寛政の三名筆」に数えられる等、市内からも多くの文化人が生まれています。

一方、幕府が定めた渡船場である利根川の葛和田河岸をはじめ、妻沼河岸、荒川の新川河岸等の河岸場は、物流の拠点となりました。また、六堰用水や備前渠用水等が開削され、用水の整備による新田開発が農業の発展をもたらし、豊富な湧水は酒造業の展開にもつながりました。


〔歓喜院　聖天堂奥殿〕

国宝の歓喜院聖天堂の再建も江戸時代中頃に行われました。庶民から寄附を募り、25 年の歳月をかけた再建工事がなされました。聖天堂の彫刻は、日光東照宮に劣らない素晴らしい技術によって制作されたものであり、建築史上においても大変重要な建造物です。

【 近代 】

明治６（1873）年 から約３年間、熊谷県が置かれ、熊谷がその県庁所在地となりました。熊谷県設置に尽力した竹井澹如は初代の埼玉県会議長に、第２代議長には根岸武香が任命されました。さらに明治８（1875）年、埼玉県下初の自由民権運動の結社「七名社」が結成されました。


〔熊谷染〕

明治政府の殖産興業政策の中核は、生糸を輸出して外貨を稼ぐことです。鯨井勘衛は、伊勢崎の田島弥平と協力して清涼育という養蚕技術を広めました。熊谷には多くの製糸工場が建てられ、生産された生糸は熊谷から横浜まで鉄道で運ばれて輸出され、日本の近代化を支えました。また、もともと染色業が盛んでしたが、後に「熊谷染」と呼ばれる染物の生産が始まると、東京や京都に出荷するまでになりました。


〔権田愛三〕

農業分野では麦王・権田愛三と野村盛久が小麦の栽培方法を改良し、飛躍的に生産量を伸ばし、松本真平は、小麦を原料とする製粉業の会社を興しました。また、鯨井治助は明治８（1875）年 、荒川堤外に牧場をつくり、埼玉県で初めて酪農・牛乳販売を始めました。

このように熊谷は、工業・農業の各分野において全国でも有数の産地として、また、最先端の技術を開発した人を輩出した地として知られるようになりました。

そして、荻野吟子は、日本で初めて国家試験に合格した女性医師であり、女性の社会進出に大きな貢献を果たしました。吟子の生涯は小説や舞台で取り上げられ、今も多くの女性に勇気と希望を与えています。


〔荻野吟子（肖像画）〕

【現代】

昭和８（1933）年４月１日に、熊谷町は県下で２番目に市制を施行し、熊谷市となりました。その後、昭和の大合併によって市域を広げ、平成 17（2005）年には旧の熊谷市、大里町と妻沼町が合併、次いで平成 19（2007）年には江南町が合併して現在の熊谷市となりました。

熊谷市は、昭和 20（1945）年8月14 日、第二次世界大戦終戦前夜の「熊谷空襲」で中心市街地の約3分の2が焼失し、266人の尊い命が失われました。



〔近藤油屋倉庫の壁（昭和 20 年）〕

この大きな被害により県下唯一の戦災復興土地区画整理事業が行われ、都市計画に基づく整然とした街並みが出来上がりました。さらに、昭和 57（1982）年の上越新幹線開通によって熊谷駅は新幹線停車駅となり、道路整備では、国道 17号、125号、140号のバイパス 、また国道407 号が開通するなど、熊谷市は県北の拠点都市として風格を高めてきました。

こうした都市の基盤整備のもと、御稜威ケ原や妻沼西部等の工業団地に企業が進出し、さらに問屋町周辺は、開設された秩父鉄道線ソシオ流通 センター駅により、流通・産業拠点となる新たなまちづくりの核としての発展が期待されています。

文化面では、平成 15（2003）年から８年の歳月をかけて歓喜院聖天堂の大改修工事が行われ、江戸時代の再建当初の彩色彫刻がよみがえり、人々の心に寄り添う文化拠点として親しまれています。そして、平成 24（2012）年には埼玉県の建造物としては初めて、国宝に指定されました。

スポーツでは、令和元（2019）年９月に、県営熊谷スポ ーツ文化公園熊谷ラグビー場がラグビーワールドカップ2019™の 試合会場 となり、世界中から観客が集まりました。熊谷開催の３試合は、市内の全小中学生が観戦することとなり、スタジアムは、各国代表チームの国歌を合唱する子どもたちの歌声と熱い声援に包まれました。熊谷がワンチームとなってのおもてなしは国内外から賞賛され、大会後には、埼玉パナソニックワイルドナイツが熊谷ラグビー場を本拠地とするなど数々のレガシーが生まれ、名実ともにラグビータウンとなっています。



〔県営熊谷スポーツ文化公園（熊谷ラグビー場　A グラウンド）〕

このように、交通・交流・産業・文化の歴史的な背景やスポーツ環境を礎として、熊谷市は更なる発展を遂げようとしています 。

1 社会経済

現在の日本経済は、グローバル化により世界経済の影響を強く受けるようになっています。特に近年では、各国における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのロックダウン等による生産中止や輸出入停止、観光産業の停滞のほか、ウクライナ問題に端を発した食料、エネルギーの供給不足など、広範な分野で様々な問題が発生しているほか、為替相場の急激な変動もあり、日本経済は国内政策だけでは対処しきれない先行きの不透明な状況が続いています。

そのため、日本国内では連続する経済政策で事業者等を支援していますが、国民全体が景気の回復を実感するまでには至っていません。

現在、デジタル化による情報改革が、より一層便利で豊かな市民生活をもたらす可能性があります。今後はマーケティングだけでなく、行政においても市民のニーズに対応した政策を的確に実施することが経済の活性化に有効になると考えられます。

一方、国内の雇用情勢では、若年層の非正規就労増加などにより正規・非正規の違いによる賃金格差が拡大しています。このような中、本市では、企業誘致を積極的に推進し、産業振興とともに、所得安定のための正規雇用の確保を図り、ワーク・ライフ・バランスを踏まえた職住近接の実現を推進しています。

2 人口減少社会

令和２（2020）年国勢調査によると我が国の人口は１億 2614 万６千人で、前回調査から 94 万９千人減少しました。地方から都市部への人口移動が続いており、地方での人口減少は、以前から課題とされていましたが、今回、国内人口が連続して減少しました。

令和２（2020）年国勢調査での本市の人口は 194,439 人で、平成 12（2000）年調査の 206,446 人をピークに減少傾向が続いています。市全体の人口が減少しているにも関わらず、高齢者人口（65 歳以上）は一貫して増加傾向にあり、出生数の低迷による年少人口（０～14 歳）の減少、また若年層の転出超過による生産年齢人口（15～64 歳）の減少も同時に見られます。

少子高齢化の急速な進行により、今後、社会保障を支える側の負担が激増するとともに、厳しい行財政運営を迫られることが予想されるほか、地域コミュニティの維持に大きな影響を及ぼすことが危惧されます。

このような課題を解決するために、令和２（2020）年度に「第２期熊谷市人口ビジョン・総合戦略」を策定し、雇用機会を増やす、転入・定住促進、出産・子育て支援を中心とした人口減少対策に取り組み、働く場の確保や、全ての子育て家庭が安心して子どもを生み育てられる環境の整備を推進することにより、バランスが保たれた年齢構成の実現を目指しています。

3 地方自治制度

地方分権の流れは、平成 12（2000）年施行の「地方分権一括法」、平成 19（2007）年施行の「地方分権改革推進法」により、地方自治体の独立性の確保が推進されています。

その後、「市町村の合併の特例に関する法律」で推進された平成の大合併により、本市は二度の合併を経て人口が20万人を超え、平成 21（2009）年４月には、より自立性の高い権限を持つ特例市へ移行するとともに、平成 22（2010）年４月には特定行政庁となりました。

また、地方分権に即し、自主･自立した市政を運営するため、平成 19（2007）年に「熊谷市自治基本条例」を制定するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを推し進め、ＮＰＯ 団体等の活動を支援しています。

4 公共施設マネジメント及びコンパクトシティの推進

市民生活を支える公共施設には、学校や公民館などの建築施設（建築物）と道路や上下水道などのインフラ施設があります。本市の建築施設の多くは 1970 年代 から 1990 年代を中心に整備されたものであり、それらは 2030 年代から 2050 年代にかけて一斉に大量更新（建替え等）の時期を迎えます。

しかし、前述したように生産年齢人口の減少による税収の減少、高齢者人口の増加による社会保障費の増加が見込まれることから、全ての施設を今までどおりに更新することが厳しくなると予想されます。

また、生活の利便性向上と効率的な行政運営を推進するには、コンパクトなまちづくりも 考慮する必要があります。そこで、「熊谷市公共施設等総合管理計画」の改定や 、「立地適正化計画」を策定し、都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定するとともに 、施設の統廃合や複合化、インフラ施設の維持管理コストの縮減などを推進することとしています。

今後、分野ごとの個別施設計画による計画的な施設の統廃合などで施設数は減少する予定ですが、医療・福祉・商業等の都市機能を比較的まとまった地理的範囲へと緩やかに誘導するコンパクトシティの形成を併せて推進するとともに 、地域住民 の利便性を確保するため公共交通ネットワークの整備を図りながら、行政サービスの水準を維持・向上できるよう取り組んでいきます。

5 安全・安心な暮らし

平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 27（2015）年の関東・東北豪雨による鬼怒川の決壊、平成 28（2016）年の熊本地震、平成 29（2017）年の九州北部豪雨等、大規模な自然災害が国内各地で発生し、大きな被害をもたらしました。東日本大震災では本市でも最大震度５強を観測し、家屋等が損壊する被害が発生しました。人的被

害はありませんでしたが、その後の計画停電や放射性物質による環境汚染問題は市民生活全般に大きな影響を及ぼしました。

そのほか、本市では、平成 25（2013）年９月の台風第 18 号に伴う竜巻や平成 26（2014）年２月の観測史上最大の 62 ㎝の積雪による被害が発生したほか 、令和元（2019）年の東日本台風では 、多くの区域に避難を勧告しました。国及び県の支援と本市独自の被災者支援策により生活再建に努めましたが、このような不測の災害に対し、地域ごとの 自主防災組織を育成・支援し、企業との協力体制の整備を進めています。

また、平成 27（2015）年には市内で発生した重大事件を契機として、警察、自治会連合会、市が連携を密にし、犯罪情報を住民に迅速に伝えるための「熊谷モデル」と呼ばれる協定を全国に先駆けて締結しました。防災・防犯に係る情報を防災行政無線及びメール等でいち早く連絡するなど、地域の安全体制を構築できる取組を推進しています。

6 地球温暖化対策・暑さ対策

近年、異常気象による災害が頻繁に発生し、地球温暖化の防止や自然環境の保全への意識が高まっています。環境への負荷を低減するために、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用拡大を促進する取組が必要と考えられることから、市民一人一人の日常生活の中で地球温暖化対策を推進するため、エコな住宅整備や省エネ設備の設置等を含め熊谷版スマートハウスを推奨し、支援するほか、ごみの減量化と再利用を促進しています。

また、本市は、平成 19（2007）年８月16 日に40.9℃ という、当時の国内最高気温を観測し、平成 30（2018）年７月 23 日には、41.1℃と国内最高気温を更新しました。幼児から高齢者に至るまで熱中症など暑さによる健康被害が懸念されることから、全国に先駆けて様々な暑さ対策に取り組み、本市独自の暑さ対策事業を実施するとともに、企業等と連携した熱中症予防の啓発を実施しています。

さらに、本市では令和４（2022）年 10 月 28 日に「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言しました。それまでも本市は環境啓発を進めることにより、二酸化炭素排出量の低減に努めてきましたが、カーボンニュートラル実現に向けて一層積極的に取り組んでいきます。

7 ラグビーワールドカップ 2019™のレガシー

令和元（2019）年に初めて日本で開催されたラグビーワールドカップでは 、本市にある県営熊谷スポーツ文化公園熊谷ラグビー場も会場の一つとなりました。

世界三大スポーツ大会の一つであるラグビーワールドカップの開催により、国内外から多くの観戦者が訪れるという好機に恵まれ、ボランティアをはじめとする市民の温かいおもてなしや観客輸送に関するノウハウなどが高い評価を受けました。それらを本市のレガシーとして、スポーツを身近に感じられるまちづくりにつなげていくこと

で、市民の誇りが生まれました。

　また、ラグビーワールドカップの会場は、埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地となり、熊谷市民のラグビーに対する愛着を醸成しています。そして、埼玉パナソニックワイルドナイツは、令和３（2021）年にトップリーグで優勝し、翌年にはジャパンラグビー リーグワンの初代チャンピオンになりました。



KUMAGAYA

第2次熊谷市総合振興計画

基本構想

1 目的

基本構想は、熊谷市の現状と特性を踏まえ、次世代へ引き継ぐ将来都市像を描き、目標を達成するために必要な基本的施策の大綱を定めて、市民と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進していくことを目的とします。

2 目標年度

基本構想は、平成 30（2018）年度を初年度とし、令和９（2027）年度を目標年度とする 10 年間の計画とします。この度、令和４（2022）年３月に熊谷市都市計画マスタープランを策定したことに伴い土地利用構想を見直したため、また、社会経済環境に柔軟に対応するため、後期基本計画（令和５（2023）年度～令和９（2027）年度）の策定に併せて一部見直しを行います 。

1 基本理念と将来都市像

先人たちが守り、創り、育んできた本市の歴史や文化、自然は、大切な地域資源であり、私たちの生活に潤いと生きがい、誇りを与えてくれるかけがえのない宝物です。

次世代を担う子どもたちにこれらの宝物を継承していくことは、私たちの責務であるだけでなく、まちづくり・地域づくりの目標でもあります。

全国的に人口が減少し、地域活力の衰退が危惧される中、子どもたちが未来に希望を持ちながら笑顔で暮らせるまちは、全ての世代にとっても安心して心豊かに暮らせるまちだと考えます。

そこで、本市の将来都市像を

「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷
～輝く未来へトライ～」

と定め、地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくりを進めるとともに、子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市を目指します。

2 将来人口

令和２（2020）年の国勢調査で、我が国の人口は１億 2614 万６千人となり、平成 27（2015）年と比べ、人口は 94 万９千人の減少（2015 年から 0.7％減、年平均 0.15％減）と減少傾向が続いています。

総人口を男女別にみると、男性が 6135 万人、女性が 6479 万７千人であり、女性が男性より 344 万７千人多くなっています。

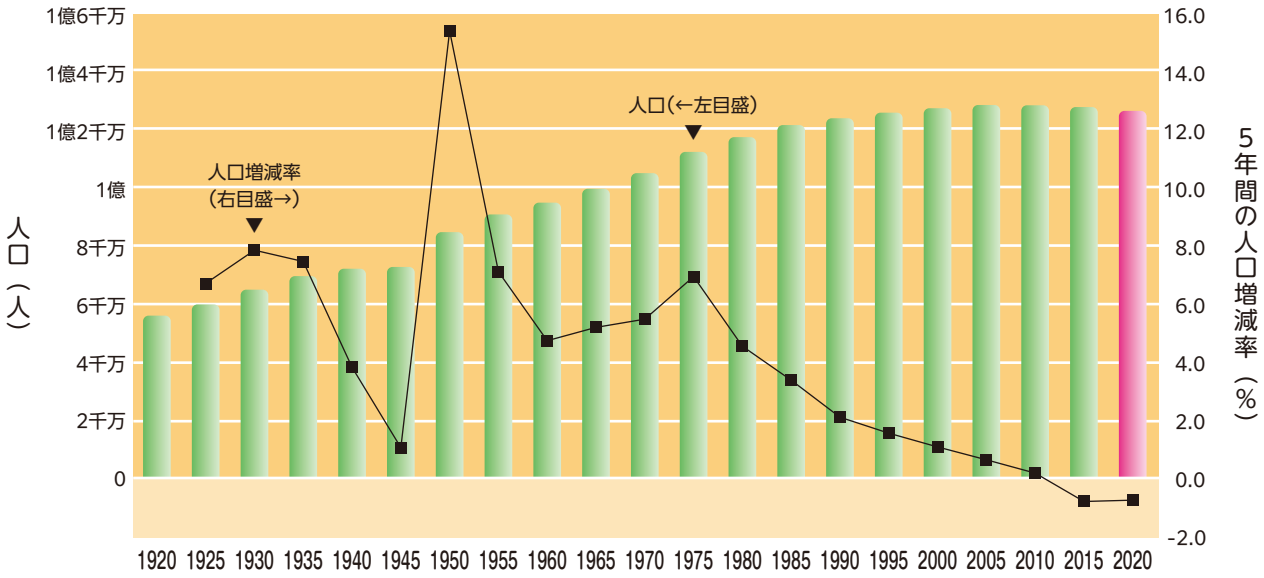

出典：総務省「令和２年国勢調査　人口等基本集計結果の要約」（令和３年 11 月 30 日）

また、令和元（2019）年 12 月以降、短期間で全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、世界保健機関（WHO）により「COVID-19」と名付けられましたが、我が国にも社会や経済に多大な影響を及ぼし、私たちの生活も脅かされる中、少子化に歯止めがかからない状況となっています。

本市では、平成 12（2000）年をピークに人口が減少していますが、令和４（2022）年１月１日時点における 住民基本台帳人口に基づく独自推計によると、本計画の最終年度である令和９（2027）年度 には、187,400 人程度まで減少するという推計結果となりました。

しかし、基本構想策定時（平成 29（2017）年度）の推計値 184,000 人から 187,400 人と、僅かとはいえ本市の人口減少が抑制される傾向がみられたのは、この間の、転入定住促進、出産･子育て支援、雇用促進、教育環境の充実、シティプロモーションなどの施策等が功を奏している結果と言えます。

今後もこうした取組に加え、時代環境を先取りし、また、より魅力のあるまちづくりを進めることにより、市民が安心して住み続け、そして新たな市民として多くの人が集うまちとなることが可能と考えます。

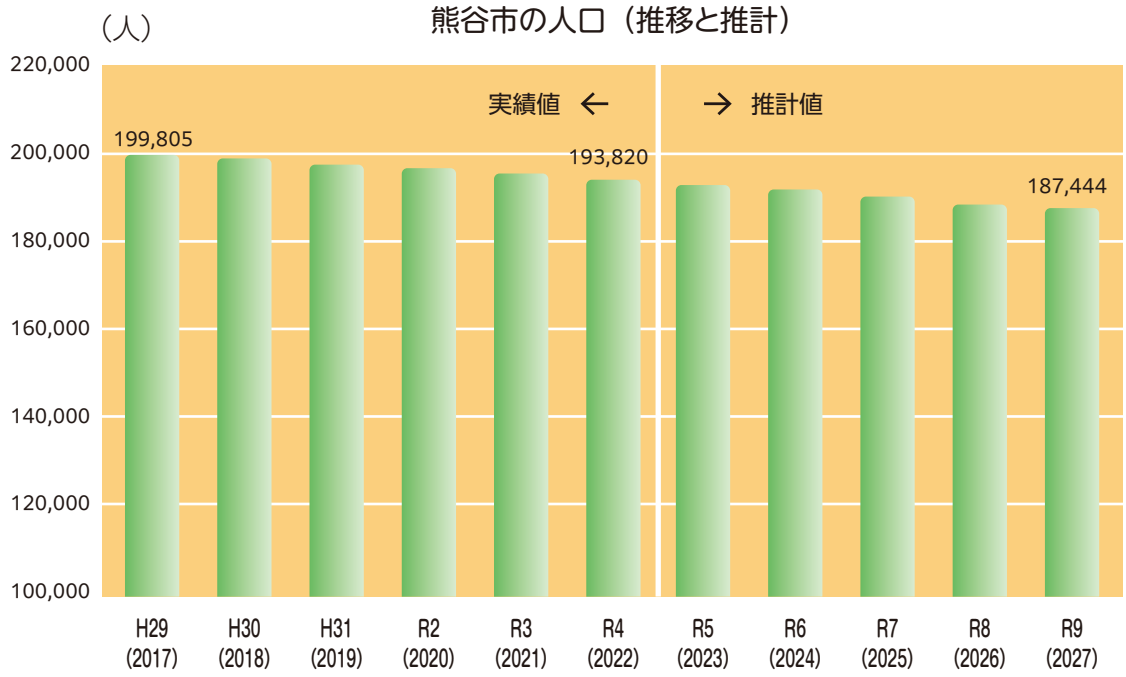

3 土地利用構想

ア 土地利用の現状と方向

本市は、古くは中山道の宿場町として栄え、現在では、戦災復興土地区画整理事業によりよみがえった「都市拠点」である熊谷駅周辺に商業・業務機能が集積するとともに、籠原駅周辺や合併前の旧町の中心部等で都市的な土地利用がされた「地域拠点」を有しています。

一方で、利根川と荒川の二大河川をはじめ多数の河川が育んだ肥沃な農地、里山や自然林、丘陵地など豊かな自然にも恵まれています。

加えて、ジャパンラグビーリーグワン所属の埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地である熊谷ラグビー場ほか、多くの運動施設を有する県営熊谷スポーツ文化公園をはじめとした、公園・緑地、スポーツ・文化施設が充実しています。また、ＪＲ上越・北陸新幹線の停車駅があることや、高速道路網に囲まれている本市の立地を生かす広域道路網の整備も進んでいます。

しかしながら、全国的な少子高齢化・人口減少の時代を迎え、本市においても、これまで以上に地域経済の縮小や財政状況の悪化が危惧されていることから、市民サービスの維持や地域経済の活性化を促す、より適切な行財政運営が求められています。

そこで、本市が取り組むべきリーディング・プロジェクトを念頭に、既存の施設やインフラの適切な維持管理、更新時の高度化・複合化を図るとともに、就業機会の拡充、転入・定住促進、出産・子育て支援に力を入れ、「将来を見据えたまちづくり」を推進します。

今後は、都市計画マスタープランや立地適正化計画の運用による都市機能の集積や適切な居住誘導を図るとともに、本市の都市拠点である熊谷駅周辺と各地域拠点を道路網や公共交通網でネットワーク化する、「多核連携型コンパクト＆ネットワークシティ」の形成を目指します。

また、鉄道網や道路網が充実した本市の広域ネットワークの優位性を生かし、市街地開発や企業誘致を進めることで新たな人の流れを創るとともに、定住も促進することで知的対流※が起こる都市を目指します。

これらを踏まえ、基本構想に基づく新たな都市的土地利用を計画的に推進するとともに、これまで築き上げた本市の都市基盤を生かし、市域を中央エリア、東部エリア、西部エリア、南部エリア、北部エリアの５つのエリアに区分して、地域の特色を生かした整備を目指します。

《地域の区分》



※知的対流　地域の魅力ある「しごと」の内発的な創出・発展に向けて自治体や地域の様々な主体が連携して知恵やアイデアを出し合い、実際の活動に昇華させていくこと。

イ　地域別拠点整備方針

中央エリア



熊谷駅を中心に商業・業務施設が集積し、道路や公園といった都市基盤も高い水準にあり、その周辺には住宅が広がっています。

ＪＲ上越･北陸新幹線やＪＲ高崎線、秩父鉄道線が結節する熊谷駅正面口周辺の都市機能を生かした土地の利活用を図るとともに、新たな市民体育館を中心とした荒川公園周辺整備に併せた熊谷駅南口周辺の活性化を推進します。

中心市街地は、周辺市町への郊外型大型店舗の立地などにより、商業機能の活性化維持については厳しい状況にありますが、交通の利便性が高く都市機能が集積している利点を生かし、ウォーカブル※なまちを目指し、生活利便性の向上を図ることが求められています。

そこで、中心市街地においては、ユニバーサルデザインに配慮した道路ネットワークや自転車通行空間を充実させ、既存のインフラを生かした都市機能の集積や、高度化・複合化による機能の充実を図るとともに、商業機能の活性化、緩やかなまちなかへの居住を進め、市域内の拠点性や広域圏における求心力を高めていきます。

また、県北の地域振興の拠点機能を有し、人の交流から新たな産業や活動を創出する（仮称）北部地域振興交流拠点施設の整備を推進します。

東部エリア

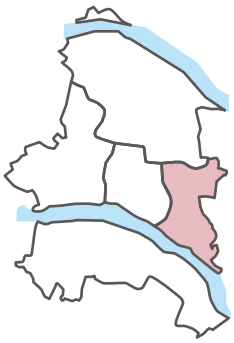

既存集落と農地の割合が多くを占める一方、ソシオ熊谷流通センターや熊谷ミニ工業団地などの産業系土地利用も見られます。

国道 17 号熊谷バイパスや第 2 北大通線をはじめとする道路網、秩父鉄道線ソシオ流通センター駅など良好な交通アクセスを生かした土地利用を図ります。

ソシオ流通センター駅周辺においては、市街化区域への編入及び土地区画整理事業の実施により、用途地域に即した産業用地を創出し、産業拠点整備や防災機能の拡充を進めます。

国道 17 号熊谷バイパス及び国道 125 号周辺では、（仮称）道の駅「くまがや」の整備を進め、産業の振興を図ります。

また、県営熊谷スポーツ文化公園は、日本屈指のスポーツ施設であることから、その周辺地域においても市民の健康増進と文化的活動を支援する拠点としての機能向上を促進するとともに、埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地としての集客力をまちづくりに生かします。

さらに、熊谷駅東側から久下橋にわたる産業誘導ゾーンを含めたこれらの産業拠点、スポーツ・文化・健康拠点は、ともに防災機能を拡充させ、災害時において互いに連携を図っていきます。

※ウォーカブル　居心地のよい、歩きたくなる人中心の空間をつくり、にぎわいの創出を目指す都市計画上の考え方。

西部エリア



住宅地と既存集落、農地、工業団地がバランスのよい配置となっています。

JR 高崎線の主要な始発駅である籠原駅の利便性と、土地区画整理事業や道路整備の進捗により形成された良好な都市環境を生かし、商業･サービス産業や生活文化施設と連携した土地利用を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した生活関連施設※の整備を促進します。

籠原駅周辺の低未利用地※は、「スマートシティ」及び「ゼロカーボンシティ」の実現のため、民間による土地区画整理事業を促進します。また、スマートな働き方に合わせた新たなまちづくりを目指します。

熊谷貨物ターミナル駅周辺においては、自動車輸送と鉄道輸送の結節点を有することから、周辺環境に配慮しながら、物流をはじめとした産業系施設の集積を推進するなど、新たな産業拠点の形成を図ります。



また、熊谷さくら運動公園や別府沼公園は、地域の健康拠点及び防災活動拠点としての機能向上を図ります。

南部エリア

荒川右岸に位置し、既存集落と農地、山林等の土地利用となっています。

里山等の豊かな自然とため池かんがいによる水稲栽培など、地域の歴史や文化を生かしながら、生涯学習･スポーツ振興･農業振興などを目的とした生活文化施設と連携した土地利用を図ります。

立正大学や埼玉県農業大学校等の教育研究機関が立地しているほか、産業系土地利用もみられることから、既存施設が連携しその機能を最大限生かせるよう、（仮称）東西幹線道路の整備を促進し、環境に調和した土地利用の促進を図ります。

北部エリア



利根川沿岸に位置し、既存集落と農地の割合が多い一方で、商業地では昔ながらの商店街を中心とした日常生活を支える生活利便施設が立地しています。

豊かな水辺空間が広がる利根川河川敷やグライダー滑空場といった特色のある地域資源と、地域の歴史や文化を生かすとともに、生涯学習･スポーツ振興･農業振興などを目的とした生活文化施設等が連携した土地利用を図ります。

※生活関連施設　高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設のこと（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第 23 項）

※低未利用地　適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周囲の利用状況に比べ、利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

ほぼ全域が浸水想定区域となっており、特に利根川沿岸は、国が進めている堤防強化対策に併せソフト面でも災害対策を推進します。

妻沼聖天山周辺においては、国宝「歓喜院聖天堂」等の歴史的な建造物があり、門前町としての歴史や文化を生かし、景観に配慮したまちづくりを進めます。

利根川新橋の建設実現と、これに伴う群馬県・栃木県など周辺地域を含む幹線道路網の整備による北関東圏のアクセス向上により、産業振興を図るとともに、各防災拠点のネットワークを構築することで、安心安全な暮らしの実現を推進します。

ウ　土地利用別整備方針

〈住居系土地利用〉

都心への通勤圏内であるとともに豊かな自然環境を有し、スポーツ・文化施設も充実する本市の特長を生かし、出産・子育てがしやすく、誰もが安心して暮らすことができる良好な住環境の形成を図ります。

公共交通や都市機能の利便性を生かし、脱炭素化を踏まえたコンパクトなまちづくりを図るとともに、周辺地区においては、地域特性を生かした住環境の形成を図ります。

市街化調整区域内の既存集落については、「田園地区まちづくり条例」等の適切な運用により、集落コミュニティの維持及び拠点の形成を図ります。

〈商業系土地利用〉

良好な都市景観の形成や魅力ある商業空間を創出します。中心市街地については、都市機能の集積や施設更新時の機能複合化により利便性の高いにぎわい空間を形成します。

各地域拠点の商業系集積地においては、公共交通の利便性を生かし、日常生活を支える生活利便施設を誘導します。

〈工業系土地利用〉

工業生産活動・流通業務機能を高め、経済の活性化と就業機会の拡充を図るため、用途地域に即した産業用地の創出や既存産業団地の拡張を推進します。

なお、産業用地の創出は、農業との調整を図った上で、適正な開発許可制度の活用により推進します。

また、既存の産業団地においては、その団地が持つ機能の更新や拡大を支援します。

〈農業系土地利用〉

農地の更なる高度利用を図るため、農業生産基盤の整備や６次産業化等を進め、まとまりのある優良農地を 保全し ます。

農業・農村は食料の供給機能だけでなく、水田等の持つ遊水機能や気温の上昇を緩和するといった多面的機能を持っているので、これらの機能が十分発揮できるよう、地域による適切な維持管理を支援します。

なお、市街化区域内の農地については、生産緑地制度※による適切な保全に努めます。

〈自然系土地利用〉

森林や河川等の自然環境については、グリーンインフラ※機能、地球温暖化対策の観点からも保全に努めます。

丘陵や河川等については、大地震や水害等の自然災害に対する適切かつ十分な対策を行うとともに、公園や緑地は、避難所としての機能も持ち合わせることから適切な保全を図ります。

また、南部エリアの原風景でもある里山を地域の貴重な財産と捉え、適切な保全に努めるとともに、近年散見される斜面崩壊を引き起こすおそれのある山林の伐採や盛土等を抑制します。

4 総合交通体系

ア 道路ネットワーク

本市を取り囲む、関越自動車道、東北縦貫自動車道、首都圏中央連絡自動車道及び北関東自動車道の各インターチェンジへのネットワーク、首都高速道路延伸の新大宮上尾道路、熊谷渋川連絡道路や利根川新橋を含む広域幹線道路など、活力ある地域経済を支える広域連携道路の整備を促進します。

各拠点の利便性や移動性の向上を図ることで、快適で安全な暮らしを支える拠点間連携道路の整備を促進します。

生活道路については、誰もが安心・安全に利用できることを念頭に維持管理、整備を行います。

なお、道路整備に当たっては、施工方法の見直しによる効率化や品質の確保に留意しながら、災害時における防災空間としての機能を高めるとともに、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮した取組を行います。

また、自転車利用には環境負荷の低減、回遊性の向上、健康増進等の効果があることから、自転車通行環境の整備等を進めます。

〈広域連携道路〉

産業誘致の優位性、都市間移動の速達性を高めるとともに災害時における緊急輸送の円滑化を図るため、市域内から各高速道路等までを短時間で結ぶ広域連携道路の整備に向けて関係機関との協議に取り組みます。

〈拠点間連携道路〉

地域拠点間を有機的に結びつける拠点間連携道路について、計画的な整備を促進します。

※生産緑地制度　良好な都市環境の形成を図るため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部の農地の計画的な保全を図る制度。平成 27（2015）年4 月に施行された都市農業振興基本法に基づき、従来、「宅地化すべきもの」とされていた都市農地の位置付けを、都市に「あるべきもの」へと大きく転換した 。

※グリーンインフラ　道路、堤防等のコンクリートによる人工建造物（グレーインフラ）に対し、自然環境が持つ多様な機能（生物の生息の場の提供、気温上昇や雨水流出の抑制等）をインフラ整備に活用し、防災、減災などに役立てる取組。

〈生活道路〉

安心・安全な道路環境を目指して、人優先の視点で維持管理、整備を行います。特に、通学路を中心に安全対策を進めます。

中心市街地については、まちなみの景観やユニバーサルデザインに配慮した維持管理、整備を行います。

〈自転車ネットワーク〉

サイクリングロードを有する利根川、荒川を軸に、既設道路及び計画道路等を利用して、周辺市町やスポーツ・文化・健康拠点等との自転車通行空間の整備によるネットワークを構築します。

イ　公共交通ネットワーク

主要な公共交通の結節点となっている熊谷駅やＪＲ高崎線の主要な始発駅である籠原駅の拠点性を高めるとともに、公共交通網の強化や利用しやすい環境整備を行います。これにより、公共施設利用者や交通弱者等、市民の交通手段を確保します。

また、市民の生活や来訪者の観光・スポーツツーリズム等における利便性を向上させるため、新たな技術やサービスの活用により、公共交通の充実を図ります。

■ 広域連携図

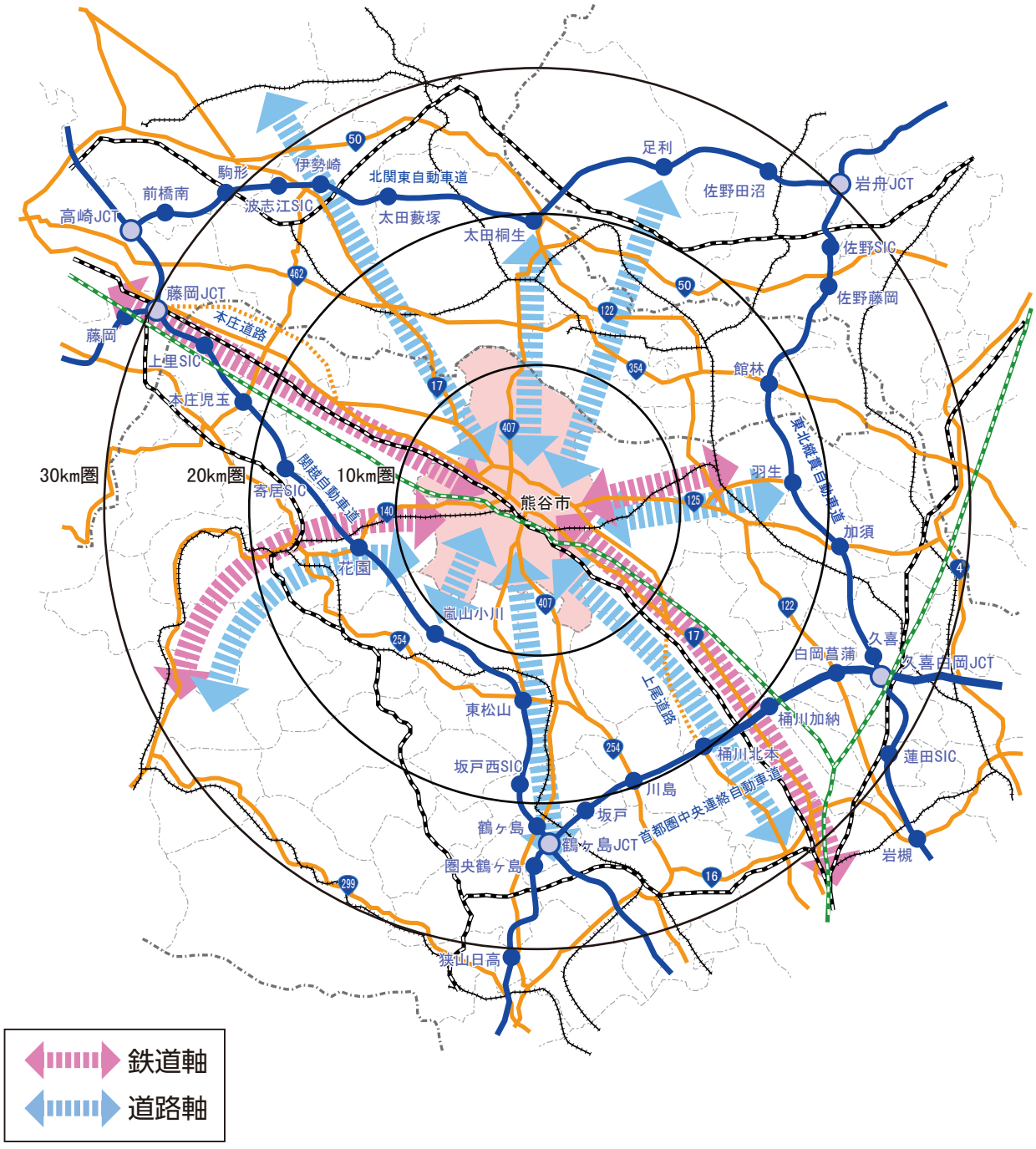
30km圏
20km圏
10km圏
熊谷市
足利
佐野田沼
岩舟JCT
佐野SIC
佐野藤岡
館林
羽生
加須
東北縦貫自動車道
久喜
久喜白岡JCT
白岡菖蒲
桶川加納
桶川北本
蓮田SIC
岩槻
首都圏中央連絡自動車道
上尾道路
川島
坂戸
鶴ヶ島JCT
鶴ヶ島
圏央鶴ヶ島
狭山日高
東松山
坂戸西SIC
嵐山小川
花園
寄居SIC
関越自動車道
上里SIC
本庄児玉
藤岡JCT
本庄道路
藤岡
高崎JCT
前橋南
駒形
伊勢崎
波志江SIC
北関東自動車道
太田藪塚
太田桐生
鉄道軸
道路軸

■ 将来都市像図（土地利用構想・都市構造）

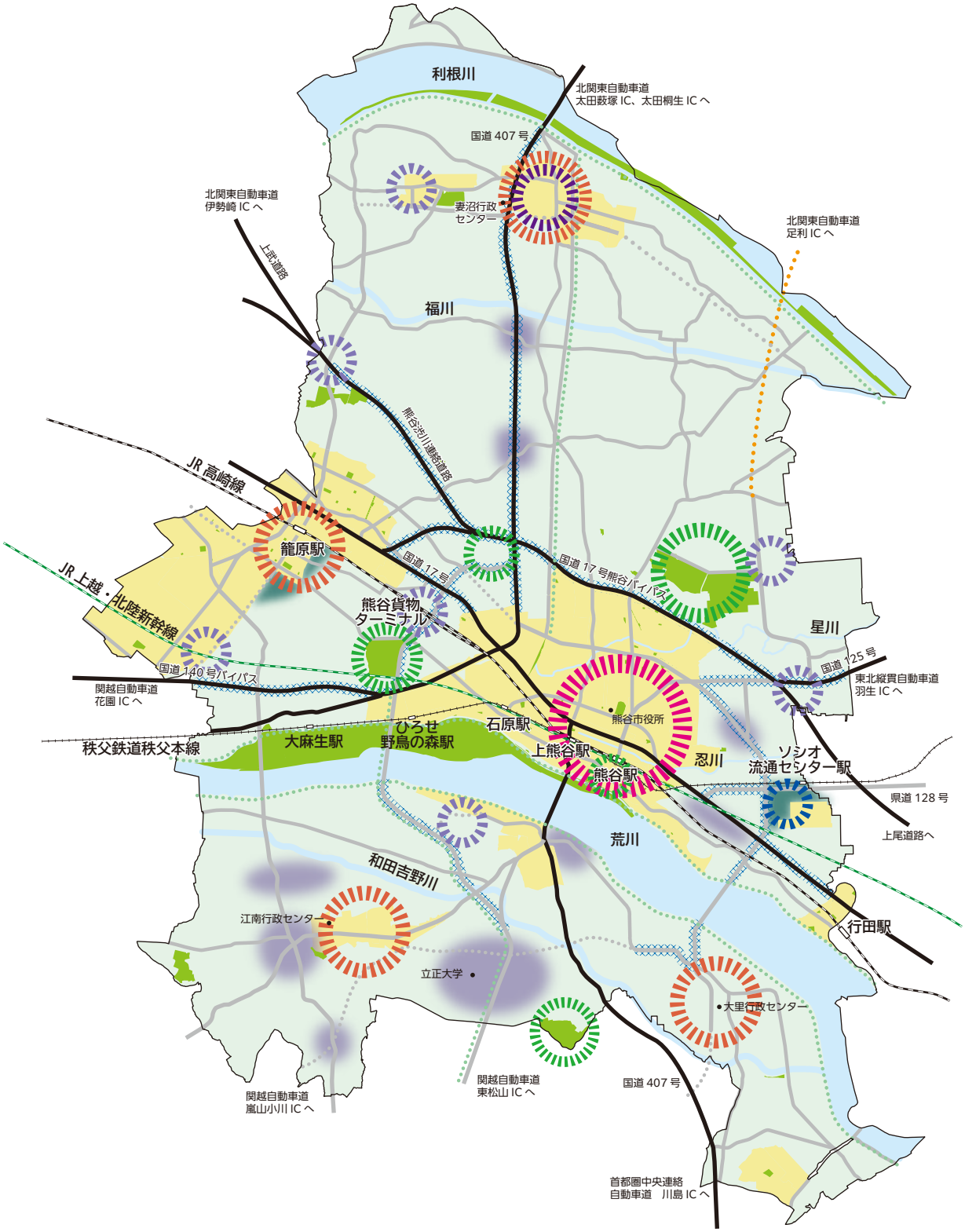

凡　例		
都市拠点	集落・農地・樹林ゾーン	国道
地域拠点	市街地ゾーン	主な県道・市道
スポーツ・文化・健康拠点	公園・緑地ゾーン	計画道路
観光交流拠点	新たなまちづくり検討ゾーン	構想道路
産業拠点	産業誘導ゾーン	自転車(計画)道
東部重点産業拠点	沿道型土地利用ゾーン	

■ 拠点、ゾーンの構成

都市拠点	商業･業務･行政機能等が集積しており、公共交通の利便性の良さにより市域における各拠点との連携や広域圏における連携の中心を担う拠点です。
地域拠点	生活文化施設や公共交通など良好な都市基盤を生かし、各地域の機能や規模に応じた暮らしを支える都市機能の集積や誘導を図る拠点です。
スポーツ・文化・健康拠点	大規模なスポーツ・文化施設を中心とし、スポーツツーリズムの推進により交流人口の拡大を図るとともに、スポーツ・文化・健康に資する機能の集積や誘導を図る拠点です。
観光交流拠点	国宝など歴史的な建造物を有することから、これらの歴史的な資産を生かした景観に配慮したまちづくりを推進し、交流人口の拡大を図る拠点です。
産業拠点	各種開発事業などによる面的な整備手法により、計画的に産業集積を目指す拠点です。
東部重点産業拠点	良好な交通アクセスを生かし、新たな産業用地の創出や既存施設の機能更新を推進する拠点です。
市街地ゾーン	既に市街地を形成しているゾーンです。
集落・農地・樹林ゾーン	農村集落や農地、山林等を中心とした自然環境を保全するゾーンです。
公園・緑地ゾーン	市民生活に潤いと安らぎを提供するために、保全及び活用を図るゾーンです。
産業誘導ゾーン	個別の開発行為を中心に、比較的短い期間で産業の誘致を図るゾーンです。
沿道型土地利用ゾーン	エリア全体で産業誘導を図るものではなく、営農環境等、周辺への影響に配慮しつつ、幹線道路沿いという立地環境を生かし、個別開発による流通業務施設等の誘致や事業所跡地等の土地利用転換による有効活用を図るゾーンです。
新たなまちづくり検討ゾーン	交通利便性の高い既存市街地の隣接地について、市街地開発事業等の計画的な面整備による新たなまちづくりを目指すゾーンです。

政策 1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

本市の地域資源の一つであるスポーツ振興への取組及び施設を生かし、スポーツツーリズムをはじめとしたスポーツと観光によるまちづくりを推進することで、観光客等の交流人口の増加、商業の活性化を目指します。

また、市民誰もが生涯にわたって様々なスポーツを実践、応援できるようソフト･ハードの両面で支援します。

関連する SDGs



政策 2　健康で安全・安心に暮らせるまち

災害や犯罪から市民生活を守るため、防災・防犯体制を強化するとともに、関係機関と連携しながら、安全・安心に暮らせるまちをつくります。

また、歩行者の安全、交通事故防止に向けた交通安全対策を推進するほか、拡大する消費者被害の防止に努めます。

さらに、市民が健康に暮らせるように、健康づくりを推進・支援するほか、県、周辺市町及び医療機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

関連する SDGs



政策 3　人にやさしい思いやりのあるまち

楽しく子育てできる環境、子どもが健やかに成長できる環境、高齢者が元気に暮らせる環境、障害者が暮らしやすい環境づくりを推進するとともに、地域福祉の考え方のもと、地域住民が連帯し、支え合い、助け合うことができるやさしい思いやりのあるまちをつくります。

関連する SDGs



政策 4　環境にやさしく自然が豊かなまち

本市には 、利根川と荒川の二大河川が流れ、郊外には田園や緑あふれる里山など豊かな自然が残されています。これらの自然環境を守り、次世代に引き継ぐため、ごみの発生抑制と再資源化及び資源の再利用を促進します。

また、地球温暖化対策の推進により、ゼロカーボンシティくまがやを目指し、環境への負荷を軽減させ、環境にやさしく自然が豊かなまちをつくります。

関連する SDGs



政策 5　人が集い活力ある産業が育つまち

本市は、農業、商業、工業、それぞれの分野で県内トップクラスに位置しており、バランスの取れた産業都市です。市内農業の活性化に向けた支援をはじめ、企業誘致、企業支援、創業支援、商業者・各種団体等の支援・育成等を推進するとともに、就労環境の整備や、産学連携の促進により、人が集い活力ある産業が育つまちをつくります。

関連する SDGs

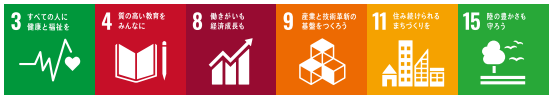

政策 6　快適で暮らしやすいまち

道路、公園、上下水道など県北最大の都市にふさわしい都市基盤の整備とその利便性を向上させるための公共交通網の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、景観に配慮した快適で暮らしやすいまちをつくります。

関連する SDGs



政策 7　地域に根ざした教育・文化のまち

確かな学力を身に付け、たくましく心豊かな子どもを育てるために、教育施設の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して子育てに取り組みます。

また、市民生活に潤いをもたらす文化芸術活動の振興、郷土の歴史を認識し、郷土愛を醸成する伝統文化の保存・活用を図ります。

関連する SDGs



政策 8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

多様化・高度化する市民ニーズや新たな地域課題に対応するためには、市民と行政の協働が不可欠です。市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、主体的にまちづくりに参加し、満足度の高いまちをつくります。

同時に、そのような地域社会の基盤ともなる人権尊重や非核平和を推進するとともに、時代の変化に対応した行政運営を推進し、市民サービスの充実に努めます。

関連する SDGs



施策の大綱に関連するゴールは、後期基本計画の各施策において設定した 17 のゴール及び 169 のターゲットを精査した上で設定しています。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

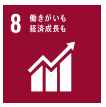

8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさも守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



KUMAGAYA
第2次熊谷市総合振興計画

後期基本計画

第１節 計画策定の趣旨

本市では高齢者人口が増加し、出生数の低迷による年少人口の減少と、若年層の転出超過による生産年齢人口の減少が続いていますが、そうした中、前期基本計画期間中の令和元（2019）年 12 月以降、我が国に広く蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の生活や地域経済は大きな打撃を受けており、今後も人々の行動や価値観など、あらゆる面において影響が続くことが予想されています。

このような状況の中で、本市が一層発展するためには、現状をしっかりと認識し、将来にわたり持続可能で魅力あふれるまちづくりを着実に進めていく必要があります。

そして、県北の中核都市として発展してきた本市が持つ実力や魅力を改めて引き出すことで、まちをより一層元気にし、県北の模範として市民が誇れるまちに向けた取組を示すものとして後期基本計画を策定するものです。

第２節　後期基本計画における取組の方向性

基本構想で示した「施策の大綱」に基づき前期基本計画では様々な取組のもと、本市のまちづくりを進めてきましたが、その成果を踏まえて後期基本計画の取組の方向性を以下のとおりとします。

「政策１ スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち」の更なる推進

市民のスポーツに対する関心が高まる中、国内外で「ラグビータウン熊谷」の注目度が増している機運を生かし、ソフト・ハードの両面からスポーツ環境の更なる充実により、ラグビーを始めとしたスポーツ文化の振興を推進します。

また、新たな観光拠点の整備と観光産業に携わる人材の確保と育成を進め、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

「政策２ 健康で安全・安心に暮らせるまち」の更なる推進

近年の気候変動により増加傾向にある、自然災害への対策の強化に向け、市域全体の災害対応能力を堅固にし、災害から市民の生命と財産を守るとともに、消防体制の充実と治水対策を推進します。

また、交通安全対策の推進により交通事故防止を図り、地域ぐるみの防犯活動により防犯意識の向上と犯罪の起こりにくい環境づくりを進めることで、市民の安全を守ります。

あわせて、市民の健康づくりの支援や医療体制の充実により、市民一人一人が健康で自立した生活を長く続けられる環境づくりを進めます。

「政策３ 人にやさしい思いやりのあるまち」の更なる推進

本市の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備し、あわせて、子育て世代の負担軽減や、子育て施設の充実を図ります。

また、市民がいつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、高齢者や障害者を社会全体で支える地域づくりを推進します。

そして、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、地域を支える人材の育成と活動を支援するとともに、本市の福祉施策の周知と推進を図ります。

「政策４ 環境にやさしく自然が豊かなまち」の更なる推進

市民の環境問題への理解と意識を高めるとともに、地域や市民団体等による環境保全活動を支援します。

また、健全で快適な生活環境を確保し未来へ継承するために、公害に対しては関係機関と連携して迅速に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

「ゼロカーボンシティくまがや」宣言に基づき、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践し脱炭素社会を目指します。

「政策５ 人が集い活力ある産業が育つまち」の更なる推進

県農業機関の集積を踏まえ、産業としての農業の振興を図るとともに、熊谷産農産物を使用した６次産業化による元気な農業を推進します。

また、熊谷商工会議所、くまがや市商工会等の経済団体や若手商業者等との連携強化により、魅力ある商業地域の形成を進めるとともに、本市工業の「稼ぐ力」の更なる強化のため、「ものつくり熊谷」をはじめとした、各工業団体の産学官金連携による取組を推進します。

あわせて、産業用地の創出と東部地域の整備の推進、主要幹線道路沿道等での土地利用の促進を図るとともに、雇用促進に努めます。

「政策６ 快適で暮らしやすいまち」の更なる推進

都心アクセスの利便性を生かした人と企業に優しい環境整備を進めるため、スマートシティの実現を目指すとともに、安全な道路環境の整備を推進し、自転車活用による「にぎわいと回遊性のあるまち」の実現を目指します。

あわせて、様々な移動手段による交通ネットワークの構築を推進します。

また、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格等、熊谷の特性を生かした景観形成を進めます。

上水道と下水道の適切な維持管理を進めるため、財源の確保と合わせ計画的な整備を進めます。

「政策７ 地域に根ざした教育・文化のまち」の更なる推進

小・中学校の教育環境の充実と、情報化に対応する教育の推進を図り、知・徳・体のバランスのとれた「学力日本一」を維持します。

また、人生 100 年時代に対応した生涯を通じた学習活動の支援を行います。

あわせて、歴史と伝統に育まれた文化遺産を市民の誇りと捉え、これを継承し、郷土愛の醸成を図るとともに、まちの魅力として効果的に発信します。

「政策8 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち」の更なる推進

地域住民がお互いの多様性を理解しつつ、助け合い、支え合える協働のまちづくり社会の実現に向け、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

また、幅広い世代に対し恒久平和に向けた啓発活動を行うとともに、男女共同参画のまちづくりや人権尊重のまちづくりを推進します。

デジタル社会の実現は本市にとっても喫緊の課題であり、市民の利便性の向上とデジタル自治体の推進により、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指すとともに、デジタル社会を推進する庁内外の人材の育成を推進します。

そして、次世代に負担をかけないため、公共施設マネジメントを積極的に推進するとともに、市民に信頼と安心を提供できる健全財政を維持し、自主性・自立性の高い財政運営を確立します。

第３節　後期基本計画の概要

（1）目的

令和 9（2027）年度を目標年度とし、本市の目指すべき将来都市像の実現を図るための取組の内容を示したものです。

（2）目標年度

令和５（2023）年度～令和９（2027）年度の５年間とします。

（3）目標人口

本市の総人口は、令和４（2022）年の住民基本台帳人口で 193,820 人を数えましたが、今後の人口を推計すると減少傾向が続くと想定されています。

そのため、今後更に転出者の抑制と転入者の増加、出生数の増加を図ることにより、第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画の目標年度における総人口を 188,000 人とします。

また、目標年度における世帯数は 91,250 世帯、世帯当たりの人員数は 2.06 人／世帯とします。

	実績値	推計値			目標値
	住民基本台帳（令和４年）	基準年次（令和５年）	中間年次（令和７年）	目標年次（令和９年）	（令和９年）
総人口	193,820 人	192,669 人	190,169 人	187,444 人	188,000 人
年少人口（0~14 歳）	21,497 人	21,050 人	20,350 人	19,809 人	20,000 人
	11.1%	10,9%	10.7%	10.6%	10.6%
生産年齢人口（15~64 歳）	114,279 人	113,278 人	110,771 人	108,536 人	109,000 人
	59.0%	58,8%	58.2%	57.9%	58.0%
老年人口（65 歳以上）	58,044 人	58,342 人	59,049 人	59,099 人	59,000 人
	29.9%	30.3%	31.1%	31.5%	31.4%
世帯数	88,072 世帯	88,840 世帯	90,027 世帯	91,213 世帯	91,250 世帯
世帯当たり人員数	2.20 人 / 世帯	2.17 人 / 世帯	2.11 人 / 世帯	2.06 人 / 世帯	2.06 人 / 世帯

※推計値は小数点第１位を四捨五入しているため、年齢３区分別人口の合計が総人口と合わないことがあります。

（4）リーディング・プロジェクトによるまちづくりの推進

第２次熊谷市総合振興計画の将来都市像、

「子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷
～輝く未来へトライ～」

の実現のために、８つの政策を横断するプロジェクトを設定し、後期基本計画において重点的・先導的に取り組み、まちづくりを推進します。

第４節　後期基本計画 施策の体系

基本理念

子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市づくり
地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくり

将来都市像

子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷
～輝く未来へトライ～

施策の大綱

リーディング・プロジェクト

- リーディング・プロジェクト ①
  DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出
- リーディング・プロジェクト ②
  市民生活を支える将来を見据えた都市基盤・社会資本の整備
- リーディング・プロジェクト ③
  元気で魅力的な産業の創出
- リーディング・プロジェクト ④
  親子の笑顔が輝くまちづくり
- リーディング・プロジェクト ⑤
  誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり
- リーディング・プロジェクト ⑥
  伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり
- リーディング・プロジェクト ⑦
  安心して暮らせる安全なまちづくり
- リーディング・プロジェクト ⑧
  ゼロカーボンシティを推進するまちづくり



政策 1
スポーツ・観光を通じて
魅力を発信するまち

- 施策 1 スポーツによるまちづくりを推進する
- 施策 2 スポーツツーリズムを推進する
- 施策 3 観光を推進する

政策 2
健康で安全・安心に
暮らせるまち

- 施策 1 防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える
- 施策 2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する
- 施策 3 消費者被害を防止する
- 施策 4 交通安全を推進する
- 施策 5 健康づくりを推進する
- 施策 6 医療体制を充実させる
- 施策 7 消防力を強化する

政策 3
人にやさしい
思いやりのあるまち

- 施策 1 子どもが健やかに成長できる環境をつくる
- 施策 2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる
- 施策 3 障害者が暮らしやすい環境をつくる
- 施策 4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

政策 4
環境にやさしく
自然が豊かなまち

- 施策 1 豊かな自然を保全する
- 施策 2 生活環境を保全する
- 施策 3 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する
- 施策 4 地球温暖化対策を推進する

政策 5
人が集い活力ある
産業が育つまち

- 施策 1 元気な農業を創る
- 施策 2 商工業を元気にする
- 施策 3 市内企業の支援及び企業誘致を推進する
- 施策 4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する
- 施策 5 産学の連携を支援する

基本理念

子どもたちが郷土愛を育みながら健やかに育つ都市づくり
地域資源を生かした独自性と自立性の高い持続可能なまちづくり

将来都市像

子どもたちの笑顔があふれるまち 熊谷
～輝く未来へトライ～

施策の大綱

リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクト ①
DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出

リーディング・プロジェクト ②
市民生活を支える将来を見据えた都市基盤・社会資本の整備

リーディング・プロジェクト ③
元気で魅力的な産業の創出

リーディング・プロジェクト ④
親子の笑顔が輝くまちづくり

リーディング・プロジェクト ⑤
誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり

リーディング・プロジェクト ⑥
伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり

リーディング・プロジェクト ⑦
安心して暮らせる安全なまちづくり

リーディング・プロジェクト ⑧
ゼロカーボンシティを推進するまちづくり

政策 6
快適で暮らしやすいまち

- 施策 1 安全で快適な魅力あるまちをつくる
- 施策 2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる
- 施策 3 機能的で安全な道路を整備する
- 施策 4 利便性の高い公共交通を推進する
- 施策 5 親しみある魅力的な公園を創出する
- 施策 6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする

政策 7
地域に根ざした
教育・文化のまち

- 施策 1 学力日本一を目指す（知・徳・体）
- 施策 2 安全で快適な学校づくりを進める
- 施策 3 魅力ある生涯学習事業を充実させる
- 施策 4 文化芸術活動を支援する
- 施策 5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

政策 8
市民と行政が協働して創る
満足度の高いまち

- 施策 1 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する
- 施策 2 非核平和を推進する
- 施策 3 人権尊重のまちをつくる
- 施策 4 男女共同参画を推進する
- 施策 5 国際・国内交流と多文化共生を推進する
- 施策 6 健全な財政を推進する
- 施策 7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する
- 施策 8 市政の情報をわかりやすく発信する
- 施策 9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する

第１節 リーディング・プロジェクトの目的・位置付け・構成

（１）目的と位置付け

第２次熊谷市総合振興計画基本構想における取組の方向性（施策の大綱）を踏まえ、第２次熊谷市総合振興計画後期基本計画で設定された８つの政策分野を横断するプロジェクトです。

施策の大綱

リーディング・プロジェクト

後期基本計画
８つの政策分野

（２）構成

リーディング・プロジェクトは、８つのプロジェクトにより構成します。

① DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出
② 市民生活を支える将来を見据えた都市基盤・社会資本の整備
③ 元気で魅力的な産業の創出
④ 親子の笑顔が輝くまちづくり
⑤ 誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり
⑥ 伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり
⑦ 安心して暮らせる安全なまちづくり
⑧ ゼロカーボンシティを推進するまちづくり

①　DXによる市民生活の利便性向上と新たな経済活動の創出

市民の利便性を向上させ、市民の快適な生活とともに、満足度を向上させられるように、デジタル技術を活用した環境整備を進め、社会情勢やニーズの変化に速やかに対応した効果的な行政施策を実施するための、自治体ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）を推進します。

加えて、様々な官民データの分析や事業者との連携を通じて、市民の活動や暮らしの質の向上に資するサービスを創出するとともに、事業者の新規事業開拓による経済活動を促進するほか、スポーツや文化に係る来訪者への情報提供等により、新たな人の流れを生み出し、他地域との交流を活性化するなど、スマートシティの実現による活力あるまちづくりを目指します。

取組の方向	主な取組内容
熊谷市 Society 5.0※の推進	・スマートシティ※の推進 ・スマートエコタウン※の整備促進 ・3D都市モデルの整備・活用 ・公共空間のWi-Fi環境の整備
生活利便性の向上	・シティプロモーションの推進 ・熊谷まちあるきアプリ「くまぶら」の活用 ・デジタル地域通貨の導入・普及 ・マイナンバーカードの利活用拡大
デジタル人材の育成	・デジタル人材の育成、活用 ・教育現場のデジタル化の推進
デジタルガバメントの推進	・自治体DXの推進 ・データ連携基盤の整備と活用 ・オープンデータの推進

※Society5.0　IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※スマートシティ　様々なデータを収集・統合の上、AI・IoTなどのデジタル技術を活用し分析しながら都市インフラ等の最適化や課題解決を図ることで、企業・生活者の利便性や快適性を向上し、持続可能なまちづくりを目指すもの。

※スマートエコタウン　スマートシティを進める技術を活用しながら暑さに対応したスマートハウスなど街を面的に整備するもの。

② 市民生活を支える将来を見据えた都市基盤・社会資本の整備

市民の活動を促進し、市民生活を充実させるために必要なインフラ整備として、公共施設の再編や生活道路等の整備はもとより、首都高速道路に接続する高規格道路の延伸や利根川新橋の建設により、都心や周辺地域との交通アクセスの向上を図ることで、企業立地の優位性等を確保し、北関東エリアでの交流連携による広域経済圏の構築により、雇用の促進、流通の拡大を推進し、熊谷市の拠点性を確立します。

新幹線、ＪＲ高崎線、秩父鉄道線及び路線バス等が結節し、市民活動・経済活動の拠点である熊谷駅を核として、星川を生かしたまちの品格の形成に取り組むほか、同駅南口エリアでは、荒川周辺等、緑と潤いに満ちた環境を生かしながら再整備を進め、市民体育館の更新も含めて様々な活動や憩いの場を創出します。あわせて、（仮称）北部地域振興交流拠点施設の整備により、県北地域の産業支援機能の強化とともに、まちなかでの市民の交流・活動拠点を整備します。

また、東部エリアの産業拠点として、秩父鉄道線ソシオ流通センター駅周辺エリア等の再整備を進めるとともに、新たな産業団地整備を推進することで、産業集積を図り、地域活力の創造を支援します。

取組の方向	主な取組内容
道路ネットワークの充実	• 首都高速道路の延伸促進 • （仮称）南部東西幹線道路の整備促進 • 利根川新橋の建設促進 • 生活道路の改修・整備
交流拠点の拡充	• （仮称）道の駅「くまがや」の整備の推進 • 星川シンボルロード周辺のにぎわいの創出 • 熊谷駅南口エリアの開発促進 • 新市民体育館を含む荒川公園周辺の再整備 • 市民が集う公園整備
産業集積の促進	• （仮称）北部地域振興交流拠点施設の整備推進 • ソシオ流通センター駅周辺エリアの開発推進 • 産業団地整備の推進
公共施設の充実	• 公共施設マネジメントの推進 • 市役所本庁舎・分庁舎の再編整備の検討 • 給食センターの建替整備

③ 元気で魅力的な産業の創出

県内有数の農業生産地であり、県農業機関の集積地でもある本市の強みを生かし、産業としての農業の振興を図るため、生産者と農業団体・経済団体等が連携して取り組む農産物のブランド化や６次産業化を支援するとともに、地元農産物や加工品をＰＲする（仮称）道の駅「くまがや」の整備を進めます。あわせて農業の生産性向上や新規就農者への支援等とともに、農業委員及び農地最適化推進委員との連携で遊休農地の増加を防ぎ、地域環境の健全な維持に取り組みます。

また、市内産業の活性化のために、市内企業の事業拡大等への支援や企業誘致と併せ本社機能の誘致を推進します。また、「稼ぐ力」の更なる強化のため、各工業団体の産学官金連携によるビジネスマッチングや共同研究、製品開発に向けた取組等を支援します。

まちなかのにぎわいの創出・活性化による商業振興を図るため、熊谷駅を核とした商業地域や星川の水辺空間を利活用し、人の集う憩いの場を創出します。また、スポーツ観戦等のための来訪、国宝「歓喜院聖天堂」等の観光による人の交流は、地元産業の振興及び商品開発の「稼ぐ力」につながる商業活性化の機会と捉えてこれを推進します。

取組の方向	主な取組内容
熊谷産農産物の振興	• 熊谷産農産物のブランド化及び6次産業化 • 新規就農者の支援育成 • （仮称）道の駅「くまがや」の整備の推進（※再掲）
雇用機会の増大	• 産業誘導ゾーン等への企業誘致の推進 • 就労支援と就労環境の整備 • 産学官金連携によるビジネスマッチングの実施 • 熊谷商工会議所及びくまがや市商工会等各種団体との連携
観光交流の推進	• 熊谷市観光協会との連携による観光情報の発信 • 熊谷駅を核とした中心市街地の稼ぐ力の向上 • （仮称）北部地域振興交流拠点施設の整備推進（※再掲）

④ 親子の笑顔が輝くまちづくり

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、安心して出産・子育てができる環境の更なる充実を図るとともに、子育て支援団体や地域等と連携して、出産前後を含む子育て期間、親子への切れ目のない支援を行い、子どもたちがのびのびと成長する姿を保護者と一緒に見守ります。

そして、本市のスポーツや文化、熊谷直実・蓮生法師、権田愛三、荻野吟子など本市の偉人や歴史、豊かな自然環境といった地域の教育資源や教育環境を生かし、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた学力や郷土の誇り、社会の変化を見据え対応できる力を育みます。

取組の方向	主な取組内容
出産・育児支援の充実	• こども医療費の助成等の子育てに係る経済的負担の軽減 • 妊産婦ケアの推進
子育て・子育ちの支援	• 熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備 • 出産・子育ての不安解消のための相談支援 • 子育てアプリ「熊谷市ワクチン&子育てナビ」の活用促進
熊谷教育の推進	• 学力日本一（知・徳・体）の推進 • GIGAスクール構想の推進 • 熊谷式英語教育の推進 • 教育環境の整備
生涯学習の充実	• くまなびスクールの開催 • 校外施設を利用した水泳授業 • 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰

⑤ 誰もが健康で活動し、支え合う地域づくり

子どもから高齢者、障害者、ＬＧＢＴＱ等、全ての人々の活動に優しく、人々が交流できるまちを目指し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、ハード・ソフト両面での事業を展開するほか、地域住民がお互いの多様性を理解しつつ、助け合い、支え合える社会の実現を目指します。

また、市民の健康寿命の延伸や、地域の課題に応じた健康づくりを推進するための体制整備を行うとともに、デジタル技術の活用や移動手段の確保等により、誰もが安心して快適に暮らせる環境を整備します。

取組の方向	主な取組内容
健康寿命の延伸	• 生活習慣病予防、がんの早期発見の推進（体制の充実） • 高齢者の生きがいづくりと介護予防の支援 • 障害者の社会参加の支援
心身の充実支援	• 地域や関係機関等（民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）との連携 • ユニバーサルデザインのまちづくり • 心のバリアフリーの推進 • 移動支援及び公共交通の充実
コミュニティの充実	• 地域コミュニティ活動の推進 • 市民活動団体への支援、育成 • 多文化共生の推進 • （仮称）生涯活動センターの整備推進

⑥ 伝統文化とスポーツにより人々が交流するまちづくり

国宝である「歓喜院聖天堂」が立地するエリアにおいて門前町のまち並み整備を進めるほか、地域の伝統行事や歴史資源の保存活動、本市出身の偉人の顕彰等、文化芸術活動を支援するとともに、シティプロモーション等により本市の魅力を積極的に発信し、交流人口・関係人口の増加を図ります。

プロスポーツチームである埼玉パナソニックワイルドナイツ、アルカス熊谷、埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれＡＳエルフェン埼玉等と連携し、スポーツ熱中都市宣言のまちとして、スポーツ活動と健康づくりを促進するとともに、県営熊谷スポーツ文化公園など、恵まれた施設環境を生かし、スポーツコミッションを中核として、大規模スポーツ大会等の誘致による交流人口の拡大を図ります。

取組の方向	主な取組内容
伝統や芸術への支援	• 伝統行事活動の支援 • 文化芸術活動の推進・情報発信 • (仮称)生涯活動センターの整備推進(※再掲)
文化の保全・充実	• 歓喜院聖天堂地区門前町のまち並み整備 • 文化財保護の推進 • 市史編さんの推進 • 熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰(※再掲)
スポーツ環境の拡充	• 多様なスポーツの機会の提供及び情報発信 • 新市民体育館を含む荒川公園周辺の再整備（※再掲） • スポーツ施設の充実
スポーツによる交流拡充	• スポーツツーリズムの推進及びスポーツコミッションの運営 • 埼玉パナソニックワイルドナイツ、アルカス熊谷、埼玉武蔵ヒートベアーズ及びちふれASエルフェン埼玉との連携

⑦ 安心して暮らせる安全なまちづくり

自然災害や新型コロナウイルス感染症のように、市民生活や地域の経済活動に大きな影響を及ぼす事態に備え、国や県と連携を強化し、レジリエンス※を高める取組を推進します。それとともに、自主防災組織や地域防犯組織の活動支援、事故や犯罪を抑止する効果のある設備の設置により、安心安全なまちづくりのための地域活動を継続的に支援します。

また、市内の医療機関との連携により、感染症対策や救急対応等の医療体制の充実を図るとともに、近隣自治体との連携による広域医療体制を構築します。

なお、市民生活に直結するライフライン（上下水道、ごみ処理施設等）については、災害の影響を最低限にとどめられるよう、耐震化やバックアップ機能の整備、施設の更新を進めます。

取組の方向	主な取組内容
安全な生活環境の維持	• 医療体制の充実 • 消防及び救急・救助体制の充実 • 感染症対策の推進
災害・防犯対策の充実	• 地域活動における災害対策及び防犯対策の支援 • 街頭防犯カメラの設置 • 水道、ごみ処理施設等の耐震化やバックアップ機能の整備、下水道施設の更新 • 準用河川新星川の改修
ライフラインの整備	• 交通安全対策の推進 • 通学路や生活道路の整備推進 • 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

※レジリエンス　「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」とも訳されるが、防災の分野では自然災害等からの迅速な復旧を意味する。

⑧ ゼロカーボンシティを推進するまちづくり

令和４（２022）年 10 月の「ゼロカーボンシティくまがや」宣言に基づき、その実現を目指し、地球温暖化対策に係る取組を実施します。

市有施設のＣＯ$_2$削減に取り組むとともに、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、「2050 年ＣＯ$_2$実質排出ゼロ」を目指し、脱炭素社会の実現を図ります。

また、ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・市による温室効果ガス削減に向けた徹底した省エネルギー化と自然と調和した再生可能エネルギーの活用・導入を促進します。

取組の方向	主な取組内容
省エネルギー化の徹底	• 市有施設での省エネルギー対策の推進 • 新たに建設する市有施設のZEB化※の推進 • 急速充電器の普及促進（市有施設） • 庁用車への次世代自動車の普及促進
温暖化防止の推進	• 地球温暖化防止活動推進センターの運営 • 熊谷版スマートハウスの推進 • PPA※の導入の検討 • COOL CHOICE※（賢い選択）の推進
ゼロカーボンシティの推進	• スマートエコタウンの整備促進（再掲） • 市有施設への再生可能エネルギー設備等の導入 • 域内適地における再生可能エネルギーの普及促進 • 電気自動車等充電設備（急速、普通、V2H）の普及促進 • 家庭用燃料電池や蓄電池の普及促進

※ZEB化　Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※PPA　Power Purchase Agreement（パワー・パーチェス・アグリーメント）の略称。電力販売契約という意味で第三者モデルともよばれ、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、設置費、維持管理費及びCO_2排出の削減ができる。設備の所有は第三者（事業者又は別の出資者）が持つ形となるため、資産保有をすることなく再生エネルギー利用が実現できる。

※COOL CHOICE　CO_2などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

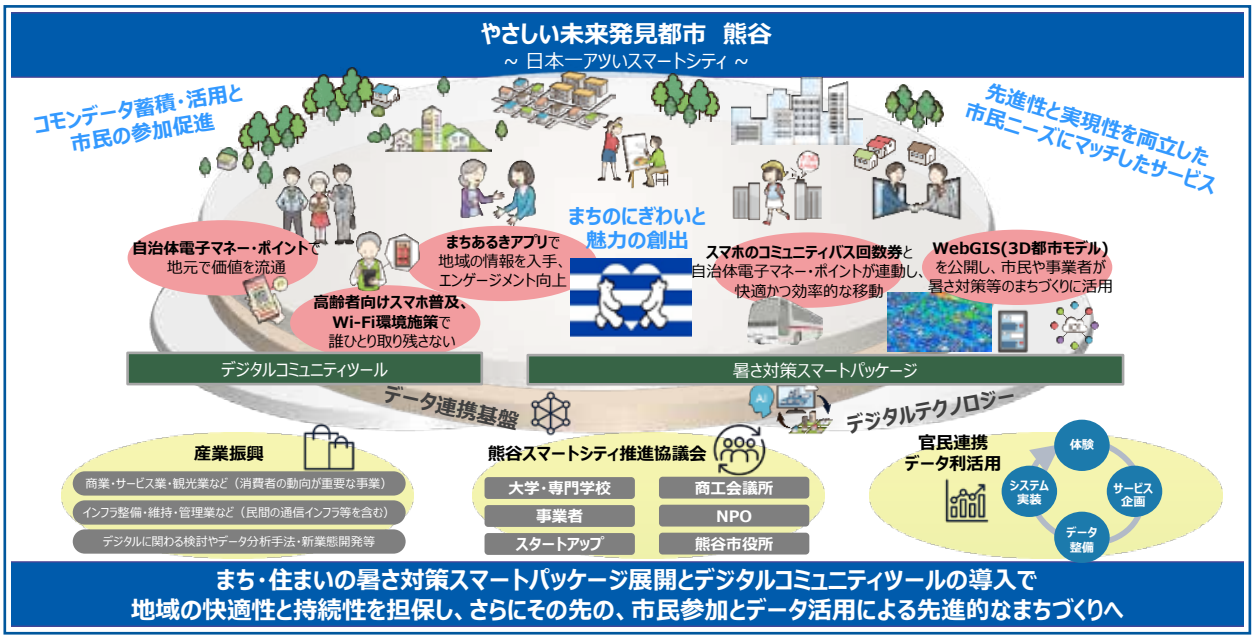

〔熊谷スマートシティ構想〕

政策 1　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

施策 1



スポーツによるまちづくりを推進する

前期基本計画での取組状況

スポーツの機会を拡充させるため、スポーツ関連団体と協力して地域のトップチームの活動などを支援しました。また、ラグビーワールドカップ 2019™ の地元開催を契機として地域の一体感が高まり、スポーツを身近に感じられるまちづくりが実現し、ボランティアをはじめとする市民の温かいおもてなしや観客輸送に関するノウハウなど、多くのレガシーが継承されました。

大会後の令和３（2021）年には、埼玉パナソニックワイルドナイツが本市に本拠地を移転し、地元開催の公式戦が増えました。市内にプロスポーツチームの活動拠点があることは、市民にとって高いレベルの技術を実際に見て、体感できる機会が増えるとともに、チームの存在が身近なものとなったほか、市外からの観戦者も増え、スポーツを応援する機運が醸成され、交流人口の増加や地域の活性化が図られました。

市民一人一人が自分にふさわしいスタイルでスポーツに親しむ環境の整備や、各種教室、講習会等の提供により「実践するスポーツ」の拡充に努めた結果、この５年間で、スポーツ活動を「実践」している市民の割合が、約６ポイント上昇するなどの効果が生まれました。

さらに、熊谷さくら運動公園の改修でスポーツ環境が充実し、スポーツによるまちづくりが前進しました。

現状

本市では、「実践」「応援」「協力」を合い言葉とする熊谷市スポーツ熱中都市宣言に基づき、誰もが元気に生き生きと生活できるまちづくりを目指しています。

「実践」面では、各スポーツ関連協会が実施する公式戦などの支援や情報発信と併せ、熊谷スポーツコミッションなどと連携して全国規模の大規模大会の誘致を行うなど、国内外に「ラグビーのまち熊谷」のイメージアップを図る取組や、市民一丸となったラグビータウン熊谷のまちづくりを推進するため、スローガンである「スクマム！クマガヤ」を活用した取組の拡大を進めています。さらには、マラソン大会や駅伝大会を開催し、スポーツを「する」機会の創出を図っています。

「応援」面では、スポーツコミッションによる大規模スポーツ大会の誘致や各種プロスポーツの支援を通して、「みる」機会の創出を図るとともに、スポーツ協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会等のスポーツ団体の活動を支援しています。

「協力」面では、熊谷市スポーツボランティアバンクの設置により、「ささえる」機会の創出を図っています。埼玉パナソニックワイルドナイツの本拠地移転に伴い、ジャパ

ンラグビーリーグワンのホストゲームの運営支援などを行うとともに、チームが地域貢献活動として開催する健康教室などの支援も行っています。

このほか、アルカス熊谷や埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれ AS エルフェン埼玉が本市をホームタウンとし、「スポーツのまち」としてますます認知度が高まるなど、スポーツによるまちづくりを進めています。

課題

市民がスポーツに親しむ機会を増やして地域の活力を生み出すため、生涯スポーツの振興を図るとともに、観光·交流人口の拡大を図る必要があります。

そして、スポーツ活動を通じて市民の生きがいづくりや健康・体力づくりを支援するために、安心・安全に利用できるスポーツ施設等の整備を進め、いつでも、どこでも、誰もが様々なスポーツ活動に親しめる環境をつくる必要があります。

また、パブリックビューイング等により、プロスポーツなどを身近で観戦できる環境を整備していく必要があります。

このほか、ラグビー・野球・サッカー等様々なプロスポーツチームのホームタウンである優位性を十分に生かし、これらのチームと連携・協力して、スポーツによる地域の活性化を更に推進していく必要があります。

基本方針

スポーツ熱中都市宣言の理念のもと、市民、関係団体、事業者、行政などの連携を図るとともに、「実践」、「応援」、「協力」というスポーツへの多様な関わり方を通して、生涯スポーツの振興を図ります。

これと併せて、市民のスポーツに対する関心が高まり、国内外で「ラグビータウン熊谷」の注目度が増している機運を生かし、ソフト・ハードの両面からスポーツ環境の充実と本市への来訪者の増加を図り、スポーツによる活力あるまちづくりを目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
スポーツ活動を「実践」している市民の割合	34.1%	65.0%	40.6%（令和４年８月）	65.0%（65.0%）
総合型地域スポーツクラブの数	－	－	2（令和４年 11 月）	3

施策の体系

スポーツによるまちづくりを推進する
- 1　生涯にわたるスポーツ活動を推進する
- 2　スポーツ環境の充実を図る
- 3　運動・スポーツの習慣化を促進する

単位施策１ 生涯にわたるスポーツ活動を推進する

単位施策の概要

埼玉パナソニックワイルドナイツをはじめとする地域のトップチームや本市ゆかりの選手を応援し、地域の一体感の醸成につなげるとともに、市内で開催されるラグビーリーグワンなどの国内トップチームの試合を契機とした取組により、スポーツを一層身近なものとします。

誰もが自分にふさわしいスタイルでスポーツに関わり、体力の向上、健康づくり、仲間づくりにつながるよう、関連団体等と連携し、スポーツに親しむ機会の充実を図ります。

また、本市をホームタウンとしているプロスポーツチーム等を応援する風土づくりを進め、地域の一体感の醸成につなげます。

主な取組

・大規模大会の誘致及び支援
・「スクマム！クマガヤ」を活用した、民間事業者と連携したプロモーション活動の推進
・埼玉パナソニックワイルドナイツのホストゲームなどへの運営支援
・埼玉パナソニックワイルドナイツをはじめとする、プロスポーツチーム等と連携したスポーツ振興
・スポーツ団体への支援
・指定管理者や民間事業者等と連携した運動プログラムの実施

単位施策２ スポーツ環境の充実を図る

単位施策の概要

市民体育館をはじめとするスポーツ施設の改修や、地域の状況に併せた施設の再整備等を進めるとともに、民間事業者等と連携し、スポーツを取り巻く環境整備を推進します。

また、デジタル技術を活用した新しいスポーツの機会やビジネスモデルの創出を推進します。

主な取組

・スポーツ施設等の整備・充実
・新市民体育館を含む荒川公園周辺再整備の推進
・デジタル技術の活用等によるビジネスモデルを創出できる人材の育成・拡大

単位施策３　運動・スポーツの習慣化を促進する

単位施策の概要

健康増進のため、誰もがそれぞれのライフスタイルに応じて運動･スポーツを楽しみ、習慣として定着するよう、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブ等※スポーツ団体の育成、誰もが気軽に取り組める環境づくりに努めます。

また、事業者と協力し、仕事や家事が中心となる働く世代・子育て世代の運動習慣の定着につながるスポーツの情報や魅力を発信します。

主な取組

- 子どもや若者を対象とするスポーツ団体や指導者等の育成
- 誰もがスポーツを実施しやすい環境の整備
- 働く世代、子育て世代の運動習慣定着に向けた事業者等との協力
- スポーツの機会提供及び魅力に関する情報発信



〔熊谷さくらマラソン〕

スクスク!クマガヤ

© 熊谷市

※総合型地域スポーツクラブ　日本における生涯スポーツ社会の実現を掲げ、1995 年より文部科学省が実施するスポーツ振興施策の一つ。幅広い世代の人々が各自の興味関心･競技レベルに合わせ､様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのこと。

施策 2

スポーツツーリズムを推進する

前期基本計画での取組状況

ラグビーワールドカップ 2019™ の開催や各種スポーツイベントの開催・運営で構築されたネットワークを地域活力の向上や地域経済の活性化へつなげるため、令和２（2020）年４月１日から熊谷スポーツコミッションを本格稼働させ、これまでに、関東規模の大会を 12 大会、全国規模の大会を４大会誘致し、大会を支援することでスポーツを通じた交流人口の拡大を図り、活力ある地域づくりに取り組みました。

現状

本市には、ラグビーワールドカップ 2019™ の開催会場の一つとなった「県営熊谷スポーツ文化公園」を始め、「熊谷さくら運動公園」や熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」、熊谷駅からも近く利便性が良い「市民体育館」など、スポーツ大会やスポーツ合宿等の多様なニーズに対応できる施設が整っています。

さらに、プロスポーツチームである埼玉パナソニックワイルドナイツ、アルカス熊谷、埼玉武蔵ヒートベアーズ、ちふれＡＳエルフェン埼玉等が本市をホームタウンとし、活動しています。

このようなスポーツ資源により、様々なスポーツイベントを通して、年間 100 万人以上が本市を訪れています。

課題

スポーツ関係の来訪者に対し、市域内での消費につながる情報を発信することで、会場のみならず市街地や市内の観光施設等にも足を運ぶ仕組みを構築し、滞留時間の延長による消費の拡大、商業の活性化へとつなげていくことが必要です。また、スポーツイベント開催後もＳＮＳの活用などにより、継続的に情報を発信することで、リピーターとなる仕組みづくりを進めることが必要です。

基本方針

スポーツは、祭り・イベント・自然・歴史などと同様に本市が誇る観光資源であり、熊谷スポーツコミッションを核として、熊谷におけるスポーツ活動の魅力を更に高めることにより、交流人口や関係人口の拡大を図ります。

さらに、スポーツ大会やイベントの開催・運営で構築されたネットワークを地域活力の向上や地域経済の活性化へつなげます。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数	6	8	10（令和４年度）	10（10）

施策の体系

スポーツツーリズムを推進する
- 1　熊谷スポーツコミッションを推進する
- 2　スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムを推進する

単位施策１　熊谷スポーツコミッションを推進する

単位施策の概要

大規模スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致等により、スポーツを通じた交流の促進を図り、スポーツイベントで来訪する「交流人口」に加え、開催を通じてつながりができた「関係人口」を地域経済の活性化につなげます。

主な取組

・大規模大会の誘致
・多様なスポーツイベントの開催（アーバンスポーツ・ｅスポーツなど）

単位施策２　スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムを推進する

単位施策の概要

熊谷スポーツコミッションを核として、行政、（一社）熊谷市観光協会、民間事業者、スポーツ団体等との連携により、スポーツを目的とする来訪者に対し、市内回遊を促すとともに、新たな観光資源の発掘・創出を含め、スポーツを起点とした観光振興を図ります。

主な取組

・（一社）熊谷市観光協会、民間事業者等との連携による、来訪者へのスポーツ大会や観光情報等の提供
・新たなスポーツ観光資源の発掘・創出



〔コミッション誘致大会〕



〔熊谷めぬま駅伝〕

施策 3

観光を推進する

前期基本計画での取組状況

「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」といった本市を代表するイベントや、地域伝統行事の運営を支援するとともに、国宝「歓喜院聖天堂」をはじめとする地域資源の情報発信に努めた結果、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元（2019）年の観光入込客数は、460 万 8 千人に上りました。

また、平成 29（2017）年から令和元（2019）年までの 3 年間開催した「全国ご当地うどんサミット」では「熊谷うどん」を広くＰＲし、名物かき氷「雪くま」とともに本市物産の知名度の向上が図れました。

さらに、本市来訪者への観光情報、サービス提供を行うため、市街地のＷｉ－Ｆｉ環境を整備するとともに、（一社）熊谷市観光協会等と連携し、情報提供体制やサービスメニューの充実に努め、来訪者の利便性が向上しました。

現状

本市では、「熊谷さくら祭」、「熊谷うちわ祭」、「熊谷花火大会」などの歴史と伝統を誇るイベントの開催が集客とまちの活性化につながっています。

また、通年での集客が見込める国宝「歓喜院聖天堂」など妻沼聖天山周辺においては、アニメ映画「ブルーサーマル」の舞台となった妻沼グライダー滑空場への来訪者との相乗効果もあり、地元商店街の活性化や市民ボランティアの活躍等、受入体制の充実が見られます。

令和 2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、各種イベントが中止や規模縮小となっていますが、「短時間･ステイホーム」での花火大会の開催や、スクマムグッズをはじめとしたオリジナル商品の作成・販売など、アフターコロナを見据えた取組も行っています。

名物かき氷として定着した「雪くま」では、更なる知名度の向上のため、デジタルスタンプラリーなどＳＮＳを活用した広報を行っています。また、本州でも有数の生産量を誇る小麦を使った「熊谷うどん」や「フライ」、文化庁から 100 年フードに認定された「熊谷銘菓・五家宝」などの本市物産のブランド化に向けて取組を進めています。

課題

本市の知名度向上や交流人口の拡大につなげるため、（一社）熊谷市観光協会をはじめとする関連団体、観光関連事業者や民間事業者等と連携し、シティプロモーションの更なる充実など、柔軟で機敏な観光施策を推進する必要があります。

また、県北部の交通の要衝である本市の地理的優位性を生かし、周辺観光地へ展開する拠点としての機能を整備する必要があります。

基本方針

本市が有するスポーツ・祭り・イベント・食・物産・文化施設・自然・農業等多くの観光資源について、各資源のブランド力の強化と相互連携を促進するとともに、シティプロモーションをはじめとした情報発信により、観光集客力の強化を図ります。

また、道の駅等新たな観光拠点の整備を進めることで、交流人口や関係人口の拡大を図り、観光産業に携わる人材の確保と育成を進めることにより、受入体制の整備・充実を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
観光入込客数	3,932千人	4,398千人	1,579千人（令和３年12月）	4,548千人（4,548千人）

施策の体系

観光を推進する

1　おもてなし・受入体制を整備・充実させる

2　多様な主体による観光コンテンツの開発と強化を図る

3　観光を進める組織や人材の確保と育成を図る



〔熊谷うどん〕



〔フライ〕

単位施策１ おもてなし・受入体制を整備・充実させる

単位施策の概要

（一社）熊谷市観光協会や関係団体等と連携し、本市の観光の核となる伝統行事（熊谷うちわ祭等）やイベント（熊谷花火大会等）、スポーツ観戦等への支援による集客力の強化と、地域の一体感・郷土愛の醸成を図ります。

主な取組

・「まつりのまち熊谷」への支援によるにぎわい観光の強化
・広域的な情報発信の強化
・通年型観光都市づくりの推進



〔熊谷うちわ祭（市指定無形民俗文化財「熊谷八坂神社祭礼行事」）〕



〔熊谷花火大会〕



〔熊谷桜堤〕



〔国宝「歓喜院聖天堂」〕

単位施策２　多様な主体による観光コンテンツの開発と強化を図る

単位施策の概要

本市の食ブランドの強化とＰＲを図るとともに、新たな物産品等の開発を促進します。

また、観光関連事業者だけでなく、農業、商業、歴史、自然等に関わる各主体によるアクティビティの検討とコンテンツ化を支援します。

主な取組

・食ブランドの強化支援とＰＲの実施
・新たな土産品やブランド品の開発支援
・観光コンテンツづくりへの支援の強化



〔名物かき氷・雪くま新作発表会〕



〔熊谷銘菓・五家宝〕



〔妻沼のいなり寿司〕







〔名物かき氷・雪くま〕

単位施策３　観光を進める組織や人材の確保と育成を図る

単位施策の概要

地域への誇りと愛着を醸成するため、観光地域づくりを進めるとともに、観光を経済につなげるための仕組みの整備を推進します。

また、観光を推進する人材の確保と育成により、本市が持つ観光資源の付加価値を高める取組を進めます。

主な取組

・地域おこし協力隊の導入の検討
・観光地域づくり法人（ＤＭＯ）導入の検討

政策 2　健康で安全・安心に暮らせるまち

施策 1

防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える

前期基本計画での取組状況

水防法の改正や近年の災害、感染症対策等から得られた教訓を反映し、令和４（2022）年３月に熊谷市地域防災計画を改訂しました。

防災行政無線はデジタル化を完了し、子局の増設による難聴エリアの解消を行うとともに、単身高齢者等の安否確認体制を確立するため、避難行動要支援者台帳を更新しました。

また、地域防災力を高める自主防災組織の結成や活動を支援し、組織率は世帯数の７割、防災訓練回数は多い年で年間延べ 200 回以上に及ぶなど、活発な活動が行われました。

道路冠水や住宅への浸水被害を軽減するため、準用河川新星川をはじめとする河川や排水路、下水道雨水管渠等の整備を進め、浸水防除に一定の成果を挙げました。

準用河川新星川では用地買収や工事を進め、水路のうち約 4.2km を整備しました。

現状

市では、計画的な備蓄や自主防災組織の育成・支援のほか、関係機関との支援協定の締結や防災訓練を実施しています。

また、近年多発している局地的集中豪雨により、これまでにない規模の浸水被害が発生しているため、浸水被害の常襲地である大原・箱田地区の浸水被害軽減対策を継続的に行っています。このほか、一級河川の整備推進や準用河川新星川の改修及び排水路等の整備、下水道雨水管渠等の整備を計画的に進めています。

課題

災害発生時の被害を最小限にするためには、公助として、民間事業者等の協力のもと、帰宅困難者や要配慮者への対応、受援（応援の受入）体制の整備など、実効性のある応急、復旧の体制づくりが不可欠であることに加え、地域の防災力の要である自助、共助の取組を支援、強化することが必要です。

また、国民保護に関し、緊急対処事態等に備えた関係機関との連携も課題です。

本市は、利根川と荒川の二大一級河川のほか、県管理の一級河川７本、準用河川２本を有しているため、河川改修や浸水被害軽減対策等が必要です。

都市化に伴う雨水流出量の増加や局地的集中豪雨等が原因とされる水害に対しては、河川、下水道、排水路及び排水機場等を一連の雨水排水システムとして捉えた総合的な浸水対策が必要です。

基本方針

自助・共助・公助がいずれも欠けずに総合的に機能するために、公助としては、「地域防災計画」の継続的な見直しや庁内体制整備、計画的な備蓄や訓練を実施し、同時に、自助・共助の意識を醸成する取組を行うことで、市域全体の災害対応能力を堅固にし、災害から市民の生命と財産を守るとともに、治水対策を推進することにより、水害をはじめとした災害から市民の生命と財産を守ります。

また、「国民保護に関する熊谷市計画」に基づき、武力攻撃や緊急事態への初動体制を整え、被害の拡大を防止します。

さらに、市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができるよう備えます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
防災行政無線（固定系）の受信所数	243か所	260か所	261か所（令和５年３月）	270か所（270か所）
防災メールの登録者数	14,370人	25,500人	21,004人（令和４年10月）	25,500人（32,500人）
自主防災組織率	70.7%	76.0%	79.5%（令和４年10月）	85.0%（80.0%）
自主防災組織訓練実施数	211回	250回	71回（令和３年度）	260回（260回）

施策の体系

防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える

1　防災・危機管理体制の充実を図る
2　地域性を考慮した災害対策を進める
3　治水対策を推進する

単位施策１ 防災・危機管理体制の充実を図る

単位施策の概要

防災や国民保護、国土強靱化に関する本市の計画を適宜更新し、通信手段の確保、資機材や食料品等の備蓄に努めます。

また、大規模自然災害や武力攻撃、大規模テロの発生に備え、国、県、関係機関と連携し、万全の体制を整備します。

主な取組

・災害時通信手段の確保
・災害用資機材の充実と非常食や生活用品の備蓄
・避難施設における人的資源の配備や訓練



〔避難所「物資輸送・受入」訓練〕


〔防災行政無線子局スピーカー〕

単位施策２ 地域性を考慮した災害対策を進める

単位施策の概要

自主防災組織の結成や活動の支援、防災リーダーの養成に努め、災害に備える自助・共助を強化・向上させます。また、各家庭でのマイ・タイムラインの作成を支援し、自助の力を高めます。

主な取組

・自助の強化に向けた広報、支援
・自主防災組織への支援
・避難行動要支援者名簿の整備


〔自主防災組織リーダー研修会〕


〔マイ・タイムライン作成の支援〕

単位施策３　治水対策を推進する

単位施策の概要

洪水氾濫を未然に防ぐため、国・県と連携し一級河川の整備を推進するとともに、市街地で発生する都市型水害の軽減を図るため、準用河川新星川の改修、湛水地域の水路及び下水道雨水管渠等の整備を推進します。

主な取組

・準用河川新星川の改修
・排水路等の整備
・下水道雨水管渠等の整備



〔準用河川新星川改修工事〕



〔排水機場ポンプ設備〕

施策 2

防犯体制を整え、犯罪を抑制する

前期基本計画での取組状況

市民の安全・安心を守るため、警察から提供を受けた犯罪情報等について、防災行政無線や熊谷市メール配信サービス「メルくま」を用いて、正確かつ迅速に伝えるよう努めました。

さらに、青色防犯パトロール車による巡回パトロールの実施、防犯パトロールアドバイザーによる防犯講座の開催や自主防犯組織等の活動を支援するなど、防犯意識の向上や防犯活動に対する支援を行っています。

また、犯罪発生の抑止効果が高いとされる街頭防犯カメラの設置を平成 29（2017）年度から本格的に進め、ＪＲ熊谷駅や籠原駅周辺など市街地を中心に令和３（2021）年度までに 117 台を設置しました。

空き家対策として、平成 30（2018）年３月に策定した「熊谷市空家等対策計画」に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法に定める空き家等の所有者等に対して適切な管理が行われるよう情報提供を行ったほか、相談会の開催や除却・利活用に対する補助などの取組を行いました。また、特定空き家等のうち、４件について行政代執行等により除却しました。

現状

犯罪認知件数は、平成 30（2018）年の 1,457 件から令和元（2019）年には 1,585 件と微増となりましたが、令和３（2021）年には 1,008 件まで減少しています。犯罪認知件数の減少要因として、新型コロナウイルス感染症の影響によることも考えられますが、今後も犯罪が増加しないよう犯罪を起こさせにくい防犯対策や地域の環境づくりを行うことが大切です。

一方、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、平成 30（2018）年の 34 件、約 8,942 万円から令和３（2021）年の 19 件、約 5,648 万円と減少していますが、発生や防止の広報を積極的に行うものの、手口がより巧妙化することなどにより、65 歳以上の方を中心に被害がなくならない状況です。

また、市管理の防犯灯のＬＥＤ化率は令和元（2019）年度に 100%に、自治会等管理の防犯灯も令和３（2021）年度に約 99%となり、ＬＥＤ化をほぼ達成しています。

空き家対策では、平成 30（2018）年住宅・土地統計調査（総務省統計局）における市内空き家件数は 5,090 戸で、平成 25（2013）年調査と比較すると微減しましたが、市内住宅総数は増加していることから、今後も新たな空き家が発生していくことが考えられます。

課題

安全・安心に暮らせるまちづくりのため、自治会等によるＬＥＤ防犯灯の設置を支援するとともに、必要箇所にＬＥＤ防犯灯の設置を推進していく必要があります。

また、犯罪を抑止するため、市民一人一人が防犯に対する意識を高めるとともに、自主防犯活動団体、市及び警察の３者が協力して地域の安全を守ることが必要です。

危険な空き家については、引き続き、所有者等に対して適切な管理を求めるとともに、空き家問題に関係する各種施策や相談窓口等の周知を図るなど、対策を講じていく必要があります。

基本方針

警察、市民、関係団体との連携を図り、犯罪情報の迅速な提供や防犯講座等の実施とともに、地域ぐるみの防犯活動を支援し、防犯意識の向上と犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。

また、良好なまちづくりに資するため、空き家等対策を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	15,221人	16,600人	23,021人（令和４年10月）	25,000人（17,850人）
犯罪認知件数	1,695件	（現状値から）100件減少	1,008件（令和3年1~12月）	（現状値から）50件減少（（現状値から）200件減少）
補助制度活用による空き家解消件数（年間）	－	－	15件（令和３年度）	20件

施策の体系

防犯体制を整え、犯罪を抑制する
- 1　防犯意識の向上を図る
- 2　地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する
- 3　総合的かつ計画的な空き家等対策を推進する

単位施策１　防犯意識の向上を図る

単位施策の概要

防犯講座等を開催するほか、犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起により、防犯意識の向上を図ります。

主な取組

・防災行政無線放送や「メルくま」による注意喚起
・青色防犯パトロール車による巡回パトロール
・防犯パトロールアドバイザーの派遣や防犯講座の開催



〔防犯講座〕

・防犯や「メルくま」登録に関するチラシの作成、啓発品の配布
・通行の妨げとなる立木の改善指導（通知）
・ブロック塀撤去・生け垣設置の補助

単位施策２　地域防犯活動を支援し、防犯環境を整備する

単位施策の概要

自主防犯組織の拡充や活動を支援し、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

主な取組

・防犯パトロール用品の貸与
・青色防犯パトロール車の維持管理の支援
・自治会等に対する防犯灯及び防犯カメラの設置及び維持管理の支援
・街頭防犯カメラの設置



〔青色防犯パトロール車〕

単位施策３　総合的かつ計画的な空き家等対策を推進する

単位施策の概要

関係法令等に基づく対応を行うとともに、各種施策の周知や関連機関等との連携を図るなど、総合的かつ計画的な空き家等対策を推進します。

主な取組

・空き家等除却の推進
・空き家等利活用の促進
・埼玉県北部地域空き家バンク制度の周知・利用促進
・マイホーム借上げ制度の周知・利用促進
・その他、空き家等対策事業の周知・推進



〔メルくま　防犯チラシ：表面〕

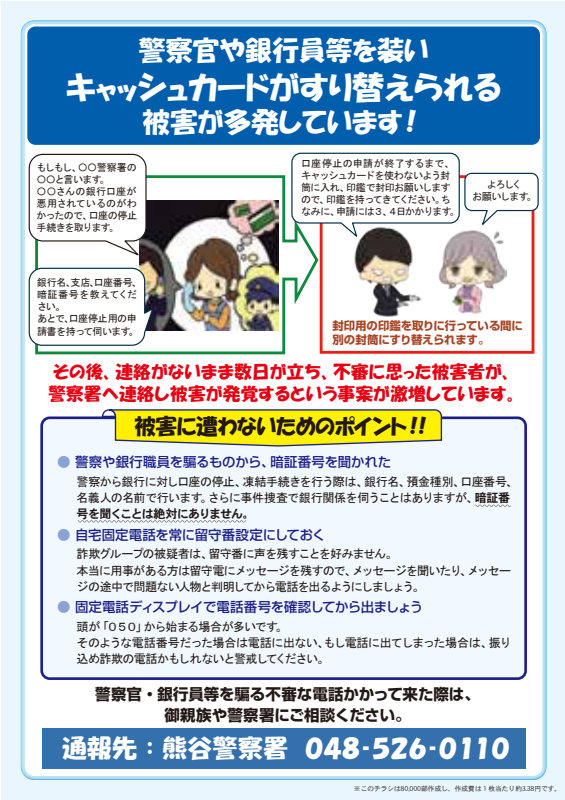

〔メルくま　防犯チラシ：裏面〕



〔空き家等対策事業　啓発チラシ〕

施策 3

消費者被害を防止する

前期基本計画での取組状況

熊谷市消費生活センターでは、消費生活相談員二人の複数体制で契約等のトラブルの相談に当たり、問題解決に向けたアドバイス、専門機関の紹介、あっせんによる解決支援等を行いました。

市報、ホームページ、各種イベントや消費生活講座などを通じて消費生活相談窓口の周知を図るとともに、年代に応じた啓発パンフレットの配布、各種啓発品をイベント等で配布するなどして消費者被害防止対策の周知に努めました。

令和２（2020）年２月に熊谷市消費者安全確保推進会議を設置し、消費生活上特に配慮を要する消費者の被害の早期発見、防止及び再発防止のための取組強化を図り、さらに、県の多重債務対策協議会で協議や情報交換を行うとともに、多重債務者相談強化キャンペーンとして広報活動や無料相談会を実施しました。

現状

スマートフォンやＳＮＳの普及などにより、消費者の利便性が高まった反面、契約内容が複雑化し、消費者被害の回復のための対応も高度で複雑になっています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で在宅機会が増えたため、あらゆる世代の相談が増加しています。一方で、イベントや消費生活講座は開催が困難となり、啓発の機会も減少しています。加えて、多様化、複雑化した相談内容に対応するための相談員の研修参加機会も制限されている状況です。

令和４（2022）年４月から、成年年齢が引き下げられたことで、社会経験の少ない若年層の消費者被害拡大が懸念されています。

課題

消費者被害がなくならない要因のうち、消費生活に関する知識不足、相談窓口である熊谷市消費生活センター等の認知度不足等に対し、広報や啓発活動等の取組を根気よく続けていく必要があります。

高齢者、障害者、若年者等の消費生活上特に配慮を要する消費者の相談が増加しており、見守り体制の強化をはじめ、関係機関との連携による消費者被害の防止対策が求められています。

相談を受ける消費生活相談員に対しても、最新の情報による継続した研修体制を確保していく必要があります。



〔消費生活講座〕



〔消費啓発リーフレット〕

基本方針

消費者被害を受けやすい高齢者をはじめとした市民の消費者被害防止のため、広報、啓発活動、消費生活講座を実施するとともに、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
消費生活相談件数	674件	710件	799件（令和３年度）	750件（750件）
消費生活講座参加者数	1,167人	1,000人	48人（令和３年度）	1,000人（1,000人）

施策の体系

消費者被害を防止する ―― 1　消費者被害を防止する

単位施策１　消費者被害を防止する

単位施策の概要

専門の知識を有する消費生活相談員による相談業務を行うとともに、広報、啓発活動、消費生活講座の開設や講師の派遣により、消費生活に関する知識の普及に努めます。

主な取組

- 消費生活相談の充実
- 消費生活相談員の研修機会確保
- 消費生活の広報、啓発活動
- 消費者被害情報の提供
- 消費生活講座の周知



〔消費者被害防止啓発活動〕



〔消費生活相談〕

施策 4

交通安全を推進する

前期基本計画での取組状況

交通安全を推進するため、警察、交通安全協会等と連携した交通安全の教室や街頭啓発、フェアを開催し、交通安全教育や意識啓発、自転車マナーの啓発等を行いました。

また、道路管理者と連携し、危険箇所のある通学路の歩道整備を進め、側溝の蓋掛けや道路拡幅工事、路面表示、注意看板の設置等の安全対策を講じました。

さらに、年 200 回程度の立哨指導や自転車撤去に取り組んだ結果、駅周辺で通行の妨げとなっていた放置自転車の状況が改善しました。

現状

交通人身事故の発生件数は、平成 28（2016）年の 952 件から、令和元（2019）年 730 件、令和 2（2020）年 557 件と減少傾向にあり、令和 3（2021）年には 457 件まで減少しました。

なお、死亡事故件数（死者数）は横ばいで、また、交通事故死者のうち高齢者の割合が高くなっています。

課題

交通人身事故の発生件数の減少には、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化が少なからず影響を及ぼしたと考えられますが、新型コロナウイルス感染症の発生動向にかかわらず、今後も増加に転じることのないように一層の交通安全意識の普及が必要です。

高齢者の交通事故防止のためには、交通マナーの啓発による高齢者自身の交通安全意識の向上のほか、他の世代に対しても高齢者に配慮した通行を心がけるよう、各世代に対する交通安全教育を推進する必要があります。



〔交通安全教室〕



〔冬の交通事故防止運動〕

基本方針

安全・安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携しながら、交通安全意識の向上と正しい交通マナーの普及・浸透に努めます。

また、引き続き危険箇所のある通学路の歩道整備を重点的に進め、側溝の蓋掛け等、地域の実情に対応し、交通事故防止を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
交通人身事故発生件数	952件	（現状値から）100件減少	457件（令和３年）（暦年）	（現状値から）50件減少（（現状値から）200件減少）

施策の体系

交通安全を推進する ―― 1　交通安全対策を進める

単位施策１　交通安全対策を進める

単位施策の概要

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの普及・浸透を図ります。

また、通学路等は、歩道整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハード両面から交通事故の減少・防止に努めます。

主な取組

・交通安全教育の充実
・交通安全意識の向上
・自転車運転マナーの普及・浸透
・自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
・運転免許証を自主返納した高齢者等への支援
・ゾーン30プラスの整備、通学路の交通安全対策の推進

施策 5

健康づくりを推進する

前期基本計画での取組状況

市民の健康づくりを推進するため、埼玉県コバトン健康マイレージへの参加を促進するとともに、市独自のポイントを付与し、抽選で賞品を贈呈するなど、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりが進みました。

がん検診については、受診券の個別通知対象者の拡大や 40 歳及び 50 歳の未受診者への受診再勧奨によって、勧奨した年代の受診率が向上しました。また、胃がん検診及び肺がん検診について、二次読影のデジタル化を進めることによって、検診の精度が向上しました。

特定健康診査については、ＡＩによる対象者の行動分析を基にした未受診者勧奨通知の送付を令和元（2019）年度に開始したところ、受診率が実施前年比で 2.5%の向上となりました。

また、新型コロナウイルス感染症への対策として、感染防止対策の発信、ワクチン接種により感染拡大防止に努めるとともに、自宅療養者が安心して療養できるよう生活支援等を行いました。

平成 30（2018）年 10 月から１歳６か月児健康診査、令和３（2021）年 10 月から３歳児健康診査の実施方法を集団健診から市内医療機関での個別健診に変更したことにより、保護者が希望する医療機関で健診を受けられるようになりました。

現状

本市の死因別死亡者数の第１位はがんとなっており、特に 60 歳代になるとがんによる死亡者数が急激に増加しています。また、生活習慣病を早期発見するための特定健康診査の受診率は県内でも低い状況となっています。

さらに、熊谷保健センター、熊谷市社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等が連携して自殺対策を推進していますが、自殺者数は増加傾向が続いています。

本市では、成人保健は熊谷保健センターが、また、母子保健は母子健康センターがそれぞれ担当し、市民や母子の健康づくりを進めています。

課題

団塊世代が後期高齢者（75 歳以上）となり、さらに医療・介護費が増大することが見込まれる 2025 年問題を控え、市民一人一人が主体的に健康づくりに取り組む環境構築を推進し、特定健康診査等の受診率の向上や健康診査等の重要性の周知が必要です。

あわせて、がんの早期発見・早期治療に向け、がん検診の受診率向上が必要です。

また、自殺対策を関係団体と連携して進め、自殺死亡率を低下させることが必要です。

乳幼児健康診査は、疾病の早期発見のみではなく、子どもが健やかに成長するための養育状況の確認や、保護者への育児支援を提供する場として役割強化が求められています。また、利用者の生活環境や家庭環境に応じたきめ細かなサポート体制を実現するた

めに、熊谷保健センター、妻沼保健センター及び母子健康センターで行っていた保健業務を統合・再編することが必要です。

基本方針

市民の主体的な健康づくりを支援するとともに、社会全体で市民一人一人の健康を支えることによって、誰もが健康で自立した生活を長く続けられる環境づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
健康であると思っている市民の割合	74.0%	80.0%	69.3%（令和４年８月）	80.0%（80.0%）
特定健康診査の受診率	31.5%	60.0%	33.8%（令和３年度）	60.0%（60.0%）
健康づくり関連事業の参加者数	33,546人	37,000人	18,422人（令和４年３月）	40,000人（40,000人）
県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	2.7%	2.5%	3.7%（令和４年10月）	2.3%（2.3%）
乳幼児健康診査の受診率	－	－	88.5%（令和４年３月）	97.0%

施策の体系

健康づくりを推進する
- 1　健康づくり体制を充実させる
- 2　保健事業を推進する
- 3　感染症対策を推進する

単位施策１ 健康づくり体制を充実させる

単位施策の概要

市民一人一人が、健康で自立した生活を長く続けられるよう、主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

主な取組

・健康教育の推進
・健康相談の充実
・こころの健康づくりの充実
（自殺対策の強化）
・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備
・成人保健及び母子保健業務の統合



〔からだ見直し講座（別府公民館）〕

単位施策２ 保健事業を推進する

単位施策の概要

生活習慣病の予防、がんの早期発見など、疾病の発生を予防するとともに、妊産婦へのきめ細かい支援を行い、乳幼児の健やかな成長を見守る取組を強化します。

主な取組

・特定健康診査、がん検診等の受診率の向上及び相談の充実
・妊産婦・乳幼児健康診査及び相談の充実
・熱中症予防に関する取組の推進





〔冷却ミスト〕

単位施策３　感染症対策を推進する

単位施策の概要

感染症のまん延を防止するため、感染症に関する情報を迅速に収集するとともに、関係機関と連携しつつ、感染症防止対策や予防接種に関する情報を正しく発信し、市民一人一人が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

主な取組

・感染症防止に向けた情報発信の充実
・予防接種の体制確保・充実



〔ワクチン接種〕



〔まちなかオアシス〕

施策 6

医療体制を充実させる

前期基本計画での取組状況

軽症患者に救急医療を提供する一次救急においては、休日・夜間急患診療所の適正な運営により、市内の初期救急医療体制を維持しました。

また、24時間体制で救急患者を受け入れる二次救急では、熊谷市第二次救急病院群輪番制病院及び太田地区輪番制病院、熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業参加病院への支援を、また、一次救急や二次救急では対応できない重症・重篤患者に対応する三次救急では、深谷赤十字病院への支援を行うことにより、本市の医療体制の強化を図りました。

特に、病院運営上、救急部門に占める経費の負担が大きい熊谷市第二次救急病院群輪番制病院に対しては、更なる支援を実施しました。

現状

休日・夜間急患診療所（昭和53（1978）年3月築造）により、初期救急医療の体制は確保されている一方で、施設の老朽化が進んでいます。

二次救急医療は、熊谷・深谷地区が連携し、９病院による輪番制、妻沼地区に対応して太田地区６病院による輪番制を実施しています。

小児救急医療は、熊谷市、深谷市、本庄市等、県北４市４町で広域的連携による輪番制を実施するとともに、医師派遣を受けて実施している病院に対し、支援を行っています。

一方、分娩を取り扱う産科は市内に２医療機関のみとなり、また、周産期医療に対応できる病院は医療圏内では、深谷赤十字病院のみとなっています。

課題

周産期医療の体制を整備し、妊産婦が安心して子どもを生み育てることができる医療環境の強化を進めるとともに、初期救急医療体制を維持するため、老朽化した休日・夜間急患診療所を建て替える必要があります。

基本方針

県・関係医療機関、各市町等と協力・連携し、適切な救急医療が受けられる体制の確保・充実を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
休日・夜間急患診療所の診療日数	365日	365日	365日 （令和４年４月）	365日 （365日）
救急医療輪番制の病院数 （熊谷・深谷地区）	９病院	９病院	９病院 （令和４年４月）	９病院 （９病院）
小児救急医療輪番制病院の診療日数 （熊谷・深谷、児玉地区）	365日	365日	365日 （令和４年４月）	365日 （365日）

施策の体系

医療体制を充実させる ―― 1　救急医療の確保と充実を図る

単位施策１　救急医療の確保と充実を図る

単位施策の概要

市民が安心して暮らせるよう、一次救急を充実するとともに、二次救急及び三次救急については北部医療圏の市町と連携し、救急医療体制の確保・充実を図ります。

主な取組

・休日・夜間急患診療所の運営
・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備（再掲）
・熊谷市第二次救急病院群輪番制病院への支援
・熊谷・深谷、児玉地区小児救急医療支援事業に参加する病院への支援
・小児救急医療医師派遣への支援
・救急医療施設の充実支援
・周産期医療の充実

施策 7

消防力を強化する

前期基本計画での取組状況

火災予防対策では、立入検査を通じて重大な消防法令違反が判明した防火対象物の関係者に対し、違反を通知し改善を求めるとともに、一定期間内に是正の意思が認められない場合には消防法令違反として市のホームページに公表し、平成 30（2018）年度以降、８件の改善につながりました。また、住宅用火災警報器は、条例に適合した設置率※向上を目指し様々な方法で広報活動に取り組み、令和４（2022）年の条例適合率は約 69%と、平成 29（2017）年と比較して約 10 ポイント向上しました。

こうした取組の結果、令和４（2022）年における火災件数は 49 件と、平成 29（2017）年に比べ 20 件の減少となりました。

消防体制では、複雑多様化する災害への対応力の向上を図るため、各種緊急車両の更新や耐震性防火水槽等の消防水利の設置などを計画的に整備するとともに、常備消防と消防団が連携し延べ 19 回の演習訓練を実施しました。

救急体制では、救急資器材の充実を図るとともに、拡大処置認定救急救命士※を新たに 21 人養成しました。あわせて、救命講習の受講機会を拡充することにより、応急手当ができる市民を 15,689 人育成しました。

また、救助体制の強化を図るため、専門的かつ高度な教育を受けた隊員と高度救助資機材を有する高度救助隊が令和元（2019）年７月に発足しました。



〔高度救助隊発足式〕


〔熊谷市・行田市消防指令センター〕

※条例に適合した設置率　寝室として使用している部屋、階段（2 階以上に寝室がある場合）に煙式の住宅用火災警報器が設置されていること。

※拡大処置認定救急救命士　拡大処置（心肺機能停止前静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖投与）について認定された救急救命士のこと。

現状

火災予防の推進のため、違反対象物の関係者に是正指導を継続していますが、改善までに時間を要しています。また、住宅用火災警報器の設置について、更なる条例適合率向上を目指し、様々な広報を実施しています。

令和４（2022）年の救急出動件数は 10,658 件で、過去最多となりました。今後、高齢化や新たな感染症等による救急出動件数の更なる増加が見込まれることから、救急需要対策に取り組む必要があります。

また、消防団員数は年々減少傾向にあり、528 人の条例定数に対し 475 人（令和４（2022）年４月１日現在）で充足率は約 90%となっています。

課題

火災予防体制を強化するため、重大な消防法令違反対象物の関係者への重点的な指導や、住宅用火災警報器を条例に適合した場所に設置するための普及啓発を継続的に実施する必要があります。

荒川南部地区の２庁舎は築 50 年を経過し老朽化が進行しており、災害時の活動拠点としての機能が十分に発揮できるとは言えない状況です。また、消防体制を維持し向上するために、緊急車両や高機能消防指令システムの定期的な更新が必要です。

さらに、計画的な新規職員の採用と住民サービス向上などの観点から女性職員の充実が不可欠であるとともに、地域防災力の充実強化を図るため、消防団への加入を促進し、団員の減少に歯止めをかけることも喫緊の課題となっています。

基本方針

あらゆる災害に適切かつ迅速に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の充実と消防団との連携により消防力を強化します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
住宅火災による死者数	０人	０人	０人（令和４年末）	０人（０人）
応急手当実施率（バイスタンダー CPR※）※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	38.8%	60.0%	51.0%（令和４年末）	60.0%（60.0%）

施策の体系

消防力を強化する
- 1　火災予防対策を推進する
- 2　消防体制の充実を図る
- 3　救急・救助体制の充実を図る

単位施策１ 火災予防対策を推進する

単位施策の概要

防火対象物等への積極的な立入検査により、防火管理体制の充実を図るとともに、消防法令違反への是正指導に取り組みます。

また、火災予防行事等あらゆる機会を捉え、住宅用火災警報器の条例に適合した設置率の向上を推進します。

主な取組

・立入検査の強化及び消防法令違反対象物の是正
・火災予防啓発事業の推進
・住宅用火災警報器の普及・啓発



〔住宅用火災警報器取付けお助けサービス〕

単位施策２ 消防体制の充実を図る

単位施策の概要

消防庁舎の整備及び人員、消防車両の適切な配備を図ります。

また、消防車両等の更新や消防水利の設置を計画的に行い、複雑多様化する各種災害への備えと消防力の強化を推進します。

さらに、消防団員の確保と消防団活動の活性化を図ります。

主な取組

・荒川南部地区の消防庁舎の整備
・消防ポンプ車等の装備、資機材の充実
・消防団員の加入促進、常備消防と消防団の連携強化
・消防水利の設置



〔各種消防車両〕

単位施策３　救急・救助体制の充実を図る

単位施策の概要

増加する救急出動に対応して、救急資器材の充実、救急車適正利用の広報、拡大処置認定救急救命士の養成及び市民対象の救命講習会実施により、救急搬送者の救命率向上や後遺症の軽減等を図ります。

また、大規模災害を含め、複雑多様化するあらゆる災害に備えて、救助資機材の充実強化を図り、救助隊員を養成します。

主な取組

・救急車の適正利用の推進
・拡大処置認定救急救命士の養成
・救命講習会の実施
・救助隊員の養成
・救急資器材、救助資機材の充実



〔普通救命講習〕



〔消防音楽隊による消防広報（定期演奏会）〕

政策 3　人にやさしい思いやりのあるまち

施策 1

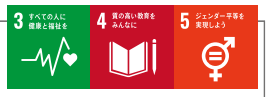

子どもが健やかに成長できる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

妊娠期から子育て期にわたる子育て世代の様々なニーズに対応するため、本庁舎及び母子健康センター内の「くまっこるーむ」を相談窓口として、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターを配置し、子育て関連部署と連携し、切れ目のないサービスの提供を実現しました。

平成 29（2017）年度から専任職員が配置された民間の子育て支援拠点 3 か所では、子育ての悩みを相談できる利用者支援事業を開始し、子育て世代包括支援センターや関係機関等と連携を図ることで、多様な児童相談への迅速な対応が実現されました。

また、市内 19 か所の地域子育て支援拠点を取りまとめている熊谷市地域子育て支援拠点連絡会くまっしぇが、「くまっしぇ発　育自ポータルサイト」を立ち上げ、インターネットを利用した子育て支援を開始し、外出が困難な子育て世帯に対しても子育て支援が可能となりました。

令和 4（2022）年度からは、増加する児童虐待に対応するため、こども課に子ども家庭総合支援拠点を機能設置し、児童相談体制の強化を図りました。保育所等においては、保育ニーズの高い 3 歳未満児を預かる地域型保育事業を行う 3 施設を整備し、定員を 43 人増加させました。

また、放課後児童クラブについては、待機児童数が多い小学校区を中心に 9 か所を整備し、定員を 320 人増加させました。



〔くまっこるーむ相談の様子〕



〔地域子育て支援拠点〕

現状

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センター及び地域子育て支援拠点の更なる充実を目指し、地域社会や関係機関との相互連携・協力を図るとともに、児童虐待やヤングケアラーの問題に対しては関係機関と連携・情報共有し、多方面から支援ができる体制の強化を図っています。

また、老朽化が進行している保育所や保健施設の再編と、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目指し、令和８（2026）年度に開設を予定する「熊谷市子育て支援・保健拠点施設」の整備を進めるとともに、保育所では待機児童数ゼロの継続を、放課後児童クラブでは待機児童の解消を目指し、施設整備を行っています。

課題

児童の心身に重大な影響を与える児童虐待は増加傾向にあり、早期発見と予防に向けた児童相談体制の更なる強化や、顕在化されにくいヤングケアラーへの支援として、関係機関や子育てに取り組むＮＰＯ団体等とともに、早期発見、適切な支援を円滑に実施していくことが必要です。

また、施設の老朽化に対応するため、新たな保育所の整備など、「熊谷市個別施設計画」に位置付けられた事業を推進するとともに、私立保育所等の更新についても、支援を行うことが必要です。

今後の保育ニーズの動向を注視し、駅前保育ステーションの拡充、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、医療的ケア児への対応など、多様な保育ニーズに応えていく必要があります。

基本方針

本市の子育て世代が安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、未来を担う子どもたちが安心して健やかに成長できる環境づくりを目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
地域子育て支援拠点　年間利用者数	95,693人	100,000人	45,975人（令和４年３月）	50,000人（120,000人）
待機児童数　保育所（園）等	29人	0人	0人（令和４年４月）	0人（0人）
待機児童数　放課後児童クラブ	71人	0人	131人（令和４年４月）	0人（0人）

施策の体系

子どもが健やかに成長できる環境をつくる
- 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う
- 2 子どもが健やかに成長できる環境を整備する

単位施策１ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う

単位施策の概要

家庭や地域社会とのつながりの希薄化による育児の孤立感・不安感を解消し、多様な子育て相談に早急に対応するため、ワンストップ窓口やインターネットを利用した子育て支援情報の発信、子育て相談等の様々な手法で、ニーズに合った支援策に確実につなげ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

また、要保護児童、要支援児童やその保護者への支援とともに、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

・熊谷市子育て支援・保健拠点施設の整備（再掲）
・子育て世代包括支援センター及び子育て支援拠点の充実
・こども医療費の助成
・ひとり親家庭の自立支援
・ヤングケアラー等、多様な児童相談体制の整備
・子育てアプリ「熊谷市ワクチン＆子育てナビ」の活用促進



〔子育てアプリ「熊谷市ワクチン＆子育てナビ」〕

単位施策２　子どもが健やかに成長できる環境を整備する

単位施策の概要

保育所（園）、放課後児童クラブの利用ニーズに合わせ、質と量の両面から、子どもたちの健やかな成長と子育てを社会全体で支えていきます。

主な取組

・（仮称）中央保育所の整備
・保育所の老朽化対策の推進
・熊谷駅周辺における保育ステーションなどの拡充
・放課後児童クラブの整備と老朽化対策の推進



〔熊谷市子育て支援・保健拠点施設内の
（仮称）こどもセンターのイメージ図〕



〔（仮称）中央保育所のイメージ図〕

施策 2

高齢者が暮らしやすい環境をつくる

前期基本計画での取組状況

高齢者の生きがいの場を広げるため、長寿クラブの活動を支援するとともに、スポーツや芸能の大会等を開催したほか、介護予防を促進するため、地域包括支援センターと連携し、ニャオざね元気体操のリーダー役となる介護予防サポーターを養成し、住民主体の通いの場を増加させました。

また、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するため、在宅医療と介護の連携により入退院の支援ルールを定めるとともに、あんしんコールの取組や軽度生活援助などを実施することにより、生活支援のサービス向上が図れました。

現状

令和４（2022）年４月１日現在、本市の 65 歳以上の高齢者は 58,183 人であり、高齢化率は 30.1% となっています。

高齢化の急速な進行に伴い、単身の高齢者や高齢者のみの世帯の増加・孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担の増加、高齢者虐待などへの対応等、支援ニーズも年々増大しています。

また、現役世代が急激に減少する中で、高齢者が社会で生きがいや役割を持って生き生きと活躍ができるよう、本市では介護予防・フレイル予防を強化し、健康寿命の延伸に取り組んでいます。

課題

「老老介護」、「老障介護」及び「8050 問題※」等、高齢化の進展に伴い複雑化・複合化する様々な問題がある中で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの一層の推進を図ることが必要であるとともに、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがいを地域とともに創る「地域共生社会」の実現を図ることが必要です。

また、介護予防・フレイル予防を推進していくためには、引き続き介護予防に役立つ住民主体の通いの場を増やして活動を広げるとともに、活動の中心を担う人材や支援をする人材の確保・育成を進めていく必要があり、活動を効果的・効率的なものにしていくために、地域の多様な専門職の適切な関与が必要です。

※8050 問題　80 歳代の親と 50 歳代の子どもの組合せによる生活問題。80 歳代の親が 50 歳代の子どもと同居して経済的に支援する状態。

基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、いつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、高齢者を社会全体で支える地域づくりを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
認知症サポーター養成数	16,056人	30,000人	25,058人（令和４年３月）	42,000人（42,000人）
ニャオざね元気体操（住民主体の通いの場）実施会場数	５か所	30か所	44か所（令和４年３月）	100か所（50か所）

施策の体系

高齢者が暮らしやすい環境をつくる
- 1　高齢者の生きがいの場を広げる
- 2　介護予防を促進する
- 3　高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

単位施策１　高齢者の生きがいの場を広げる

単位施策の概要

高齢者の趣味や教養を高めるため、長寿クラブ活動を支援するとともに、既存施設の有効活用を図り、高齢者の生きがいづくりと交流活動を推進します。

主な取組

・長寿クラブ活動への支援
・老人福祉センター等の利用促進



〔ゲートボール大会〕

単位施策２　介護予防を促進する

単位施策の概要

住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動を推進します。

主な取組

・訪問・通所サービスの充実
・一般介護予防に向けた取組の推進

単位施策３　高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進する

単位施策の概要

高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進するとともに、住民が担い手となる活動や多様な主体によるサービスの提供を推進します。

また、認知症に対する理解と見守りの体制づくりを推進し、総合的な支援に努めます。

主な取組

・地域包括支援センターとの連携
・在宅医療・介護の連携推進
・生活支援サービス事業の推進
・認知症対策の推進
・ケアラー支援等の推進



〔ニャオざね元気体操〕



〔高齢者芸能大会〕



〔高齢者趣味の作品展〕



〔グラウンド・ゴルフ大会〕

施策 3

障害者が暮らしやすい環境をつくる

前期基本計画での取組状況

障害者が地域で生活していく上での不安や悩みなど、様々な相談に対応する総合的な窓口として、熊谷市障害者基幹相談支援センターを開設し、相談体制を整備しました。

また、医療的なケアが必要となる重症心身障害児・者を介助する家族の精神的及び身体的な負担の軽減を図るために、レスパイトケア※を拡大しました。

現状

令和３（2021）年度末で、本市人口のおよそ 4.7%にあたる約 9,100 人が障害者手帳を所持しており、障害者が社会参加の機会を確保できるよう、適切な福祉サービスの提供に取り組んでいます。また、「熊谷市障がい者支援計画」の基本理念に基づき、障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりの実現に努めています。

課題

障害児・者が地域の一員として安心して暮らすために、障害に対する地域の認識と理解、障害福祉サービスの充実が必要です。

また、障害者が地域で暮らすためには、経済的な自立も必要であり、一般就労を希望する障害者には、その適性に応じて能力を発揮できる支援、就労後の定着支援が今後も課題になります。

障害福祉サービスの利用は毎年増加しており、中でも、高齢の親が障害のある子を介護している「8050 問題」への対応、恒常的に医療的ケアが必要である障害児・者やその家族への支援、障害や疾病等により援助を必要とする親族等に対して、無償で家族等身近な人が援助を提供するケアラーへの支援が新たな課題として挙げられます。

基本方針

障害者が住み慣れた地域で、個人として尊重されるとともに、生きがいを持ち、安心して暮らし続けることができる環境づくりを推進します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
就労系事業所の利用者数（就労移行支援・就労継続支援）	430 人	660 人	494 人（令和４年９月）	710 人（710 人）
共同生活援助の利用者数（グループホーム）	140 人	210 人	251 人（令和４年９月）	300 人（300 人）

※レスパイトケア　乳幼児や障害児・者、高齢者などの介護にあたる家族が、一時的に介護から解放されるよう、代理の機関や公的サービスなどが一時的に介護等を行う家族支援のこと。

施策の体系

障害者が暮らしやすい環境をつくる
- 1　障害者の自立と社会参加を支援する
- 2　障害者への福祉サービスを充実させる
- 3　障害児・者への途切れない支援を推進する

単位施策１　障害者の自立と社会参加を支援する

単位施策の概要

障害者が生きがいを持ち暮らしていくため、就労の場を確保し定着するよう支援するとともに、社会参加の支援を進めます。

主な取組

・雇用の場の拡大
・就労支援施策の推進
・社会参加の促進

単位施策２　障害者への福祉サービスを充実させる

単位施策の概要

障害者が地域の一員として安心して暮らしていくために、地域に障害の特性に対する正しい認識と理解を深めてもらうと同時に、日中活動や地域生活支援等の福祉サービスの充実を図ります。

主な取組

・障害に対する正しい認識と理解の促進
・権利擁護の取組の推進
・福祉サービスの充実

単位施策３　障害児・者への途切れない支援を推進する

単位施策の概要

幼児期から青年期を通して、保健、教育、保育の各分野と連携した支援を進め、成年後も途切れることがないように継続した支援を推進します。

主な取組

・保健・療育・医療体制の整備
・障害児・者教育及び障害児保育の充実
・相談体制の整備
・ケアラー支援等の推進

施策 4

地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

前期基本計画での取組状況

関係機関との連携では、民生委員・児童委員に対し活動が円滑に行われるよう必要な情報提供や研修等の充実に努めるとともに、民生委員の役割や活動について理解を深めてもらうため、地域住民に対し広報啓発を行っています。また、構成団体である民生委員児童委員協議会に対しては、研修会への参加費や活動費を助成するなどの支援を行っています。

さらに、社会福祉協議会への助成により、福祉サービスの充実を図るとともに、民生委員や自治会、民間事業者等とも連携した見守りネットワークの活用により、地域住民を支える取組を推進しました。また、先行きが見通せない経済状況を反映し、増加傾向にあった生活困窮者に対しては、段階的にセーフティネットを活用することで、自立支援を行いました。

子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策や、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度については、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報を得られるよう情報提供に努め、制度の周知を図りました。

現状

少子高齢化、単身世帯の増加が進んでいる状況においては、地縁や血縁の希薄化が進み、育児・介護・障害・貧困等の多様で複雑な問題を抱える世帯が多くなっている傾向にあり、「8050 問題」やひきこもりなど、様々な問題が顕在化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経済情勢が依然として続いています。生活保護世帯数は、令和４（2022）年４月１日現在 1,891 世帯で、ほぼ横ばいの状態が続いていますが、全体の約６割を占める高齢者世帯は引き続き増加傾向にあります。

本格的な超高齢社会の到来を迎え、要介護認定者についても増加し、介護サービス需要の更なる増加が見込まれています。

課題

地域のあらゆる関係機関がそれぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、支援をしていくことが重要であり、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民生委員や自治会等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援していくことが必要です。

生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるようにすることが必要であるとともに、介護サービス需要の更なる増加が見込まれる中、真に必要なサービスを適切に提供できる環境を整備することが必要です。

また、「我が事・丸ごと」地域共生社会を目指し、地域における住民相互のつながりを再構築し、相談支援体制の整備や地域づくりを推進する必要があります。

そして、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策や、各種社会保障制度の周知を図っていく必要があります。

基本方針

少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、多様化・複雑化した問題に対応するため、社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民生委員や自治会等との連携を充実させるとともに、地域を支える人材の育成と活動を支援します。

また、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援するとともに、子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知に努めます。

あわせて、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
民生委員等による見守り実施件数	49,763件	55,000件	37,624件（令和４年３月）	60,000件（60,000件）
生活困窮者自立相談支援件数	177件	450件	1,565件（令和４年３月）	600件（600件）

施策の体系

地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる
- 1　関係機関との連携、支援を推進する
- 2　社会保障制度を適正に運用する

単位施策１　関係機関との連携、支援を推進する

単位施策の概要

社会福祉協議会や民生委員、地域包括支援センター、地域福祉を支えている団体や自治会等、地域の関係機関や人材・活動を支援し、連携を強めます。また、様々な複合課題を抱える世帯への支援を行うため各相談機関との連携を強化し、縦割りの支援から包括的に支援を行う体制へ転換を図ります。

主な取組

・民生委員活動の推進
・社会福祉協議会との連携
・見守りネットワークの活用
・地域貢献活動への支援
・総合相談支援体制の整備
・成年後見制度の利用促進

単位施策２　社会保障制度を適正に運用する

単位施策の概要

福祉施策の周知に努めるとともに、生活困窮者や生活保護受給者の自立を支援する関係機関等につなげ、セーフティネットを段階的に活用します。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度を周知し啓発します。

主な取組

・生活困窮者及び生活保護受給者の自立支援
・子育て、高齢者及び障害者支援サービス等の福祉施策の周知
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、国民年金の各制度の周知



〔あんしん市場〕



〔民生委員活動〕

政策 4　環境にやさしく自然が豊かなまち

施策 1



豊かな自然を保全する

前期基本計画での取組状況

キッズＩＳＯプログラム、くまがやエコライフフェア、水辺観察会や各種環境講座の開催等、様々な年代に広く環境意識の向上を図ることにより、行動改善のきっかけを提供することができました。

「市の魚・ムサシトミヨ」やホタルについては、その保護のため、地域や市民団体等と連携し、里山の再生保全活動など身近な自然環境の保全に取り組み、個体数が着実に増加しました。

現状

本市は、利根川と荒川の二大河川を有し、平地に広がる田園や畑、南部の丘陵地など豊かな水と肥沃な大地に恵まれた自然環境にあります。

このような自然環境の中、多様な動植物が生息しており、これらの中には、世界で唯一市内の元荒川にのみ生息するムサシトミヨをはじめ、清流に舞うゲンジボタル、カワラナデシコやミズアオイなどの希少な動植物も見られます。

しかし、近年は、宅地開発や屋敷林の減少などにより、生物多様性の宝庫である市内の緑は減少し、生息環境も変化しています。

課題

人々に潤いと安らぎを与えてくれる自然の恵みを守り、後世に伝えるためには、地域や市民団体等と協働し、ムサシトミヨやホタルの保護活動、里山の保全活動などを通じ、環境に関する意識を高めるとともに、貴重な動植物の生息環境を保全することが大切です。

くまがやエコライフフェアや里山ウォーキングなどのイベントや環境講座を通じて、多くの市民が自然や環境について考える機会を提供することも重要です。

基本方針

外来種に対する注意喚起の情報を発信しつつ、様々な環境問題への理解と意識を高めるとともに、講座やイベント等の開催や子どもたちの環境学習活動を通して、地域や市民団体等による環境保全活動を支援します。

また、貴重な動植物の生息環境の保全を推進し、希少な動植物を保護・育成する団体等の活動を支援します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
環境講座の受講者数	599人	800人	484人 （令和３年３月）	1,000人 （1,000人）
ムサシトミヨの生息数 ※おおむね５年ごとに行う個体数調査の数値	2,345匹	8,000匹	4,754匹 （令和２年３月）	16,000匹 （16,000匹）
ホタル保護重点区域内のホタル確認数	608匹	650匹	948匹 （令和４年７月）	700匹 （700匹）

施策の体系

豊かな自然を保全する
- 1　環境意識の向上を図る
- 2　緑と水辺環境を保全する

単位施策１　環境意識の向上を図る

単位施策の概要

環境に関する講座、環境関連施設の見学会、環境関連イベント等の実施を通して、市民の環境学習を支援します。

主な取組

・環境教育講座の受講促進
・環境施設見学機会の拡充
・エコライフフェアの開催

単位施策２　緑と水辺環境を保全する

単位施策の概要

身近な緑と水辺環境の保全、希少野生動植物を取り巻く生態系保護のため、市民連携によるボランティア活動、地域や環境団体の環境保全活動を支援します。

主な取組

・ムサシトミヨの保護
・ホタルの保護
・環境保全活動の支援
・太陽光発電設備抑制区域の設定



〔ムサシトミヨ個体数調査〕

施策 2

生活環境を保全する

前期基本計画での取組状況

環境調査（市内を流れる河川や地下水及び大気中に含まれる環境基準値が設定された項目の測定。ダイオキシン類等の測定。道路付近における自動車騒音の計測。）の実施及び市内に約 500 以上ある規制対象事業所のうち、毎年 100 件を超える事業所への立入検査や監視・指導を行いました。また、騒音、振動、悪臭及び野外焼却等についての市民相談や土壌汚染に関する事業者からの相談に対応しました。

河川・水路の水質汚濁対策として、異常水質事故が発生した際には被害が最小限度にとどまるよう迅速な対応を行いました。

平成 30（2018）年度から令和 3（2021）年度までに、補助制度によりくみ取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 137 世帯で実現しました。

現状

事業所等への立入検査や監視・指導の対象範囲を拡大し、大気、河川、地下水、自動車騒音及びダイオキシン類等の環境調査を実施しました。その調査結果として、熊谷市内の測定値と環境基準値を比較公表しています。

さらに工業団地付近では、地元住民の協力により「きれいな空気巡視員」が毎月、大気の巡視を行っています。

なお、東日本大震災後の懸念事項である空間放射線量についても、学校や公園などの約 100 か所で毎年測定を行い、除染基準を大幅に下回る数値であることを確認しています。

また、河川や水路等の水質改善のため、公共下水道の整備や農業集落排水処理施設の適正な維持管理を行い、浄化槽整備区域では、合併処理浄化槽転換補助事業による生活排水処理対策や設置した合併処理浄化槽の適正管理のため、平成 22（2010）年度から補助制度を創設し、平成 26（2014）年度には補助期間を 5 年間から 10 年間に延長しました。

課題

健全で快適な生活環境を確保し維持していくためには、大気等の各種環境調査を引き続き行い、事業所の理解と協力を得ながら立入検査を実施するなど、将来にわたり継続的な監視・指導を行うことが必要です。

し尿や浄化槽汚泥を処理するし尿処理施設は、熊谷市内に 2 か所と行田市に 1 か所の計 3 か所ありますが、稼働開始から 35 年以上経過する施設や市外の施設もあり、施設の統廃合が必要となっています。

基本方針

快適な環境を保全するため環境基準の達成を目標に掲げ、事業所に対して環境保護に関する助言・指導を行うとともに、公害発生源への継続監視・指導等を強化することにより、異常発生の早期発見・解決を図ります。

市民からの公害に関する苦情や相談、事業者からの事務手続に関する相談等が寄せられた際には、関係機関と連携して迅速に対応します。

更に健全で快適な生活環境を確保し未来へ継承するために、事業者と公害防止協定を締結し、公害の防止と環境負荷の低減を目指します。

また、生活雑排水未処理世帯への指導・改善と合併処理浄化槽への転換促進に努めるとともに、し尿処理施設の統廃合を進めます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
公害防止協定の締結数	147件	170件	171件（令和４年３月）	190件（190件）
公害苦情の年度内解決率	85.0%	90.0%	90.0%（令和４年３月）	95.0%（95.0%）
合併処理浄化槽の法定検査実施率	51.3%	60.0%	57.6%（令和４年３月）	67.0%（67.0%）

施策の体系

- 生活環境を保全する
  - 1　公害のないまちをつくる
  - 2　生活排水を適切に処理する

単位施策１ 公害のないまちをつくる

単位施策の概要

事業者との公害防止協定の締結、公害等の発生源への立入検査や監視･指導を継続し、公害防止や環境負荷の低減を図ります。

また、公害等に関する苦情については、関係機関と連携して迅速に対応します。

主な取組

・大気、水質、騒音及びダイオキシン類等の環境調査
・事業所への立入検査、監視・指導
・公害苦情処理の迅速な対応
・公害防止協定の締結の推進
・太陽光発電設備設置後の現地確認、監視・指導



〔事業所の水質検査〕

単位施策２　生活排水を適切に処理する

単位施策の概要

河川や水路等の水質改善のため、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換と適正な維持管理を促進します。

主な取組

・合併処理浄化槽の整備の促進
・合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進
・し尿処理施設の統廃合




〔第一水光園〕

施策 3

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

前期基本計画での取組状況

５Ｒ※の推進のため、家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度の充実を図るとともに、市民参加のリサイクルフェアの開催、市民が行うリサイクル活動への支援等に取り組むことによりリサイクル率の向上につながりました。

また、市民協働事業として、ごみ減量を推進するため、幅広い世代をターゲットにしたごみ分別ＰＲ動画を作成し、YouTubeの「熊谷チャンネル」から配信しており、令和4（2022）年11月までに18,000回以上再生されているほか、事業系一般廃棄物の展開検査を行い、適正なごみ処理を促すことで、ごみの総排出量を削減することができました。

現状

循環型社会の形成と５Ｒの推進のため、家庭内での生ごみ処理容器の普及、リサイクルフェアやフリーマーケットの開催、リサイクル活動への支援、マイバッグやマイボトルの利用推進、生ごみ水切り運動、食品の食べ切り運動、フードドライブの推進、エコショップ認定制度の推進、ごみ分別アプリの配信、子ども向け環境学習講座（エコスクール）等を実施しています。

また、最終処分場の長寿命化対策として、一部事務組合の「大里広域市町村圏組合」の施設で中間処理（焼却処理）され発生した焼却灰は、セメントの原料として再資源化が図られています。

課題

循環型社会の形成を加速化するため、一層のごみ減量化に取り組み、５Ｒの取組を実施していくとともに、市民一人一人の環境意識の醸成と向上を図る啓発活動を充実させていく必要があります。

また、熊谷市、深谷市及び寄居町のごみ処理を行う大里広域市町村圏組合により運営されている４つの焼却施設は度重なる改良工事によって長寿命化を図ってきたものの、施設の劣化は避けられないため、統廃合により新施設を建設する必要があります。

基本方針

循環型社会の形成のため、市民一人一人によるごみの減量と資源の有効活用などの５Ｒに向けた取組を推進します。

また、大里広域市町村圏組合が運営するごみ焼却施設４施設の統廃合及び新設に向けた取組を推進します。

※５Ｒ　リフューズ＝ごみの発生回避、リデュース＝ごみの発生抑制、リユース＝再使用、リペア＝修理、リサイクル＝再資源化の頭文字。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
市民一人一日当たりのごみ（一般廃棄物）排出量	1,114g	1,050g	1,083g （令和３年度）	1,000g (1,000g)
ごみの資源化率	22.2%	24.0%	20.9% （令和３年度）	25.0% (25.0%)

施策の体系

ごみの発生を抑制し、再利用を促進する
- 1　５Ｒを推進する
- 2　ごみ焼却施設の統廃合と新たな施設整備を進める

単位施策１　５Ｒを推進する

単位施策の概要

ごみの発生回避、減量化、再利用及び再資源化など、５Ｒの取組を強化し、環境負荷の少ない循環型社会づくりを推進します。

主な取組

・環境意識の醸成と向上を図る啓発活動の充実
・ペットボトルやレジ袋の削減による、ごみの発生回避（リフューズ）の推進
・家庭ごみ及び事業ごみの減量化（リデュース）
・ものの再使用（リユース）と修理（リペア）の推進
・資源の集団回収など、再資源化（リサイクル）の推進





〔熊谷市ごみ分別アプリ〕　左：ホーム画面、右：起動画面

単位施策２　ごみ焼却施設の統廃合と新たな施設整備を進める

単位施策の概要

大里広域市町村圏組合及び構成市町と調整を図り、現在、同組合で計画しているごみ焼却施設の統廃合及び新たな焼却施設の整備を進めます。

また、今後更新が必要となる同組合の不燃物処理施設（現「大里広域クリーンセンター」）についても、同組合及び構成市町で、将来の方向性について検討します。

主な取組

・大里広域市町村圏組合の焼却施設の統廃合及び新焼却施設の整備
・大里広域市町村圏組合の不燃物処理施設の更新検討



〔熊谷衛生センター（大里広域市町村圏組合）〕









〔リサイクルフェア〕

施策 4 地球温暖化対策を推進する

前期基本計画での取組状況

「第２次熊谷市環境基本計画」及び「熊谷市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市有施設への省エネ設備の導入、スマートハウス及びみどりのカーテン等の普及、住宅等への太陽光発電システム、家庭用燃料電池や蓄電池の導入、市有施設・市有地を活用した大型太陽光発電事業の支援等、再生可能エネルギーの導入と省エネルギー対策を推進しました。さらに、ＥＶ※、ＰＨＥＶ※の普及を推進するため、Ｖ２Ｈ※や充電設備の設置に係る費用の補助を実施しました。その結果、スマートハウス 159 棟を含む 1,361 世帯が新エネ・省エネ等設備を導入しました。

令和元（2019）年度に実施した「熊谷市地球温暖化対策に関するアンケート調査（市民アンケート）」では、地球温暖化対策に『積極的に取り組みたい』または『快適な生活を損ねない範囲で取り組みたい』と回答した人の割合が合計で 83.7%となり、多くの市民が地球温暖化対策の必要性を認識し、意欲を持っていることを示す結果となりました。また、環境講座等には毎年 500 人近くの参加がありました。

現状

令和４（2022）年10月に本市では「ゼロカーボンシティくまがや」を宣言しました。その実現と実行を目指し、2050年度カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策に係る取組を実施しています。

課題

脱炭素社会の実現のためには、創エネルギー、省エネルギーの推進、スマートシティの推進、循環型社会づくりの推進、環境にやさしいライフスタイルの推進、気候変動対応策の推進などを加速させる必要があります。

こうした取組を継続し、市域の温室効果ガスの削減に向けた実効性を高めていくため、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、主体的かつ協働により取り組むことが重要です。

基本方針

市有施設のCO_2削減に取り組むとともに、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践することで、「2050 年CO_2排出ゼロ」の実現による、脱炭素社会を目指します。

※ＥＶ　Electric Vehicle の略。電気自動車のこと。

※ＰＨＥＶ　Plug-in Hybrid Electric Vehicle の略。外部から充電する際、コンセントにプラグを挿す（Plug-in）こと、つまり外部から充電できる HV 自動車のこと。

※Ｖ２Ｈ　Vehicle to Home の略。大容量のバッテリーが搭載されている電気自動車やプラグインハイブリッド車のことで、その電気を電源として家庭で利用できるシステムのこと。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
市有施設の CO_2 の削減率※	－	6.0%	12.0% （令和４年３月）	31.0% （11.0%）
新エネ・省エネ等設備設置世帯数 （市の補助制度を利用したもの）	393 世帯	450 世帯	342 世帯 （令和４年３月）	550 世帯 （550 世帯）
庁用車への次世代自動車（EV・PHEV・燃料電池自動車等）の普及推進	－	－	13 台 （令和４年３月）	43 台
市有施設の次世代自動車充電設備の普及推進	－	－	2 基 （令和４年３月）	30 基

※「市有施設の CO_2 の削減率」について、第４次熊谷市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】に基づき、基準年度を平成 29（2017）年度から平成 25（2013）年度へと変更。

施策の体系

地球温暖化対策を推進する
- 1　ゼロカーボンシティ宣言を着実に推進する
- 2　再生可能エネルギー施策を推進する



〔くまがやエコライフフェア（くまがや環境賞）〕

単位施策１　ゼロカーボンシティ宣言を着実に推進する

単位施策の概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民、事業者、市による温室効果ガス削減の取組を推進します。

主な取組

- COOL CHOICE（賢い選択）の推進
- 省エネルギーのライフスタイル定着の推進
- 市有施設での省エネルギー化の推進
- 新たに建設する市有施設のＺＥＢ化推進
- エコドライブの啓発
- 庁用車への次世代自動車の普及推進
- 地球温暖化防止活動推進センターとの連携



〔屋根貸し太陽光発電（めぬま有機センター）〕



〔最終処分場を利用したメガソーラー〕

単位施策２　再生可能エネルギー施策を推進する

単位施策の概要

ゼロカーボンシティの実現に向け、徹底した省エネルギー化を推進し、自然と調和した再生可能エネルギーの活用・導入を促進します。

主な取組

・市有施設への再生可能エネルギー設備等の導入
・域内適地における再生可能エネルギーの普及促進
・家庭用燃料電池や蓄電池の普及促進
・スマートエコタウンの整備促進
・熊谷版スマートハウスの推進
・急速充電設備の普及促進(市有施設)
・電気自動車等充電設備（急速、普通、Ｖ２Ｈ）の普及促進
・ＰＰＡの導入検討

〔スマートエコタウン（風・温熱環境シミュレーション）〕

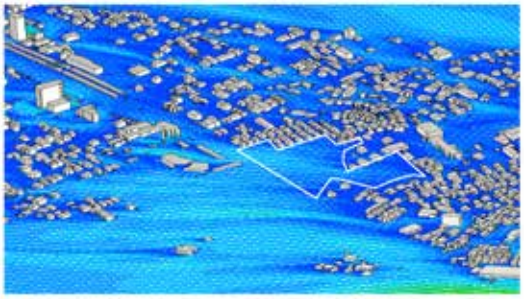

〔籠原駅北口　夏季、
流入風 2.4m/s@GL6.5m、東〕

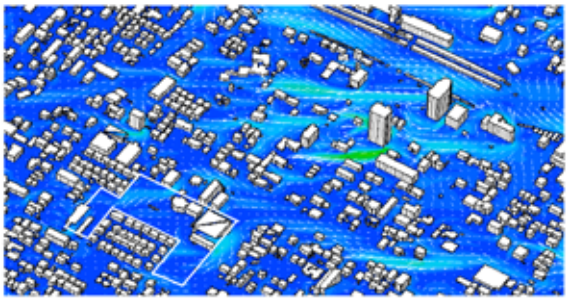

〔籠原駅南口　夏季、
流入風 2.4m/s@GL6.5m、東〕

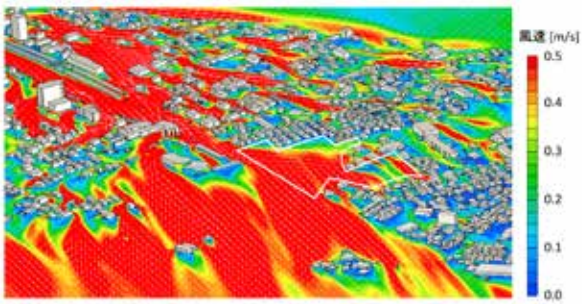

〔籠原駅北口　冬季、
流入風 5.5m/s@GL6.5m、北西〕

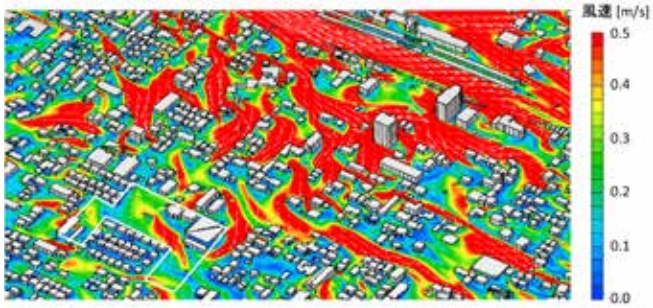

〔籠原駅南口　冬季、
流入風 5.5m/s@GL6.5m、北西〕

出典：スマートエコタウン関連調査報告書

政策５　人が集い活力ある産業が育つまち

施策　1



元気な農業を創る

前期基本計画での取組状況

農業の担い手育成のために、認定農業者に対して、農業用機械等の導入や法人化のための補助を行ったほか、農業大学校や県大里農林振興センターと連携し、新規就農者の確保に努め、新たに 68 名が就農しました。

遊休農地の解消のため、「くまがや農委だより」や「市報くまがや」で広報を行うとともに、遊休農地の適正な管理を促すため、ＪＡくまがや（くまがや農業協同組合）と協力して、雑草対策を行った地権者への補助や担い手へのあっせんを行いました。また、遊休農地地権者へ戸別訪問等を実施し、その意向把握に努め、農地集積と集約化の受け皿となる農地中間管理事業※を中心に、企業を含めた新規就農の支援に取り組みました。

地産地消の推進では、市長とＪＡくまがや組合長による都内でのトップセールス、親子農業体験・料理教室、産業祭等を開催し、本市農産物のＰＲと農業への理解促進に寄与しました。また、地元農産物の消費拡大を推進するため、料理レシピサイト内に市のページを開設してＰＲするとともに、新たに農産物のブランド化を図るため、熊谷市農産物ブランド化推進協議会を設置し、新規作物や加工品等の創出に向け動き出しました。

農地の多面的機能を維持するために、農地・農業用水路等の資源の保全に取り組む活動組織が、令和３（2021）年度末には 42 組織、保全面積は 3,210ha となり、市内の農振農用地 4,922ha のうち 65.2%をカバーするまでに拡大しました。

池上地区及び下増田地区のほ場整備は、令和６（2024）年度の事業完了に向けて順調に進んでいます。

現状

農業従事者の高齢化による離農、その後の相続による土地持ち非農家の増加、加えて後継者不足等により、今後も遊休農地は増加する見込みです。

一方で、農地等の利用最適化の推進に伴う農地パトロールや、農地集積と集約化の受け皿となる中間管理事業等により、相当量の遊休農地を解消し再生していますが、十分に追いついていない状況です。

農村環境の保全管理については、多面的機能支援事業※に取り組む活動組織によって管理されています。

※農地中間管理事業　農地の有効利用や農業経営の効率化を図るため、農地中間管理機構が農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、意欲ある農業者へ農地を貸し付ける事業のこと。

※多面的機能支援事業　非農家等の地域住民を交えた地域共同で行う、多面的機能（水源かん養、自然環境の保全等）を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する制度のこと。

課 題

新規就農者は、作業用の機材や倉庫などに係る初期投資や、経営上必要とする農地の確保のほか、生産技術の定着と販路の確保などを課題としています。

このため、本市農業を振興するためには、これらの課題に寄り添いながら、農業者が安心して農業を行える体制づくりを行うことが重要です。

農業用機械や設備の調達、農地の確保、自然災害や農作物の価格下落にも対応できるような経営基盤強化、新規就農者が参入しやすい仕組みづくりを行うことで、担い手農家への支援及び新規就農者の確保を行う必要があります。

また、これまでの米麦を中心とした土地利用型農業とともに、農産物のブランド化による高付加価値農業の推進や、生産性の向上に向けたスマート農業※の導入などにより、農業所得の増加を図り、自立できる・魅力のある農業に転換していく必要があります。

一方、本市の遊休農地は、基盤整備の進んでいない地域に多く存在することや、近年の農村部は、高齢化等の進行により集落機能が低下し、農地や農業用水路等の適切な管理が困難となってきています。多面的機能支援事業を活用した保全管理や、ほ場整備事業などの農業生産基盤整備がますます重要になっています。

農業環境の改善を図るために、ほ場整備の推進に当たり地元負担の軽減に向けた手法等も検討を行い、農業者・農業団体及び行政の連携のもと、地域住民等の理解と協力により、地域の一体的な整備と生産性向上のための農地集積を図っていく必要があります。

基本方針

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するために、農業生産基盤を整備し、農地中間管理事業を導入しながら、新規就農者や認定農業者・企業等担い手への利用集積を促進します。

あわせて、地域農業を守り農地の遊休化を防ぐため、農地パトロールを実施し、早期発見に努め適正管理を促すとともに、新たな担い手へのあっせんを含めた地域の話合いを積極的に行います。

また、経営安定のため各種支援策や、農産物のブランド化などの６次産業化により、農業の成長産業化を目指し、元気な農業を創ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
農地中間管理事業による担い手への転貸面積	67ha	117ha	504ha（令和４年11月）	784ha（167ha）
多面的機能支援事業の活動対象面積	3,051ha	3,095ha	3,210ha（令和４年３月）	3,350ha（3,127ha）

※スマート農業　作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用等、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。

施策の体系

元気な農業を創る
1 認定農業者等を支援する
2 遊休農地を解消・活用する
3 農地の集積、集約化を推進する
4 地産地消及び販路の拡大を進める
5 農業生産基盤を整備・保全する

単位施策1 認定農業者等を支援する

単位施策の概要

新規就農者に対する営農開始資金の交付、認定農業者への融資資金の利子補助、個人の農家が法人化する際に必要な費用の補助、人・農地プラン※に位置付けられた地域農業の中心となる経営体等の農業用機械等の導入を支援します。

また、埼玉県農業大学校等との連携により新規就農者を増やし、担い手を確保します。

主な取組

・新規就農者への支援
・「担い手育成塾」の実施
・経営体育成の支援
・農業経営体の法人化に向けた支援
・農業後継者の育成



〔乾燥調整施設〕

単位施策2 遊休農地を解消・活用する

単位施策の概要

農地パトロールや地域の話合いを通して合意を図りながら、農地中間管理事業や農地等の利用の最適化により、企業を含めた農業の担い手に農地の集積をあっせんするとともに、遊休農地の解消に向けて適正管理を促進する取組を積極的に進めていきます。

主な取組

・遊休農地の再生と適正管理の推進
・農地等の利用の最適化に向けた、地域の合意形成と実施

※人・農地プラン　農業者の話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、自治体により公表することと定められている。

単位施策３　農地の集積、集約化を推進する

単位施策の概要

農地中間管理機構と連携して、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手による農地の集積、集約化を推進します。

また、農地の有効利用を促進するため、畦畔（けいはん）除去や遊休農地の再生に取り組む経営体を支援します。

主な取組

・農地中間管理の推進
・農地集積の支援
・遊休農地再生後の活用に向けた取組
・企業等の農業参入促進

単位施策４　地産地消及び販路の拡大を進める

単位施策の概要

親子農業体験・料理教室、産業祭等を開催して、農業者との交流や農業への理解を深めるとともに、地元農産物の消費拡大、食育を推進します。

また、農産物のブランド化や６次産業化により付加価値を高め、販路を拡大するほか、池上地区ほ場整備事業に伴う非農用地を利用した（仮称）道の駅「くまがや」の整備を推進し、農産物の直売・ＰＲに取り組みます。

主な取組

・親子農業体験及び料理教室の開催
・産業祭の開催
・ふれあい農園の設置
・市長とＪＡくまがや組合長によるトップセールスの実施
・（仮称）道の駅「くまがや」の整備の推進
・農産物ブランド化の推進
・６次産業化の推進
・新規作物の導入推進



〔（仮称）道の駅「くまがや」　予定地全景〕

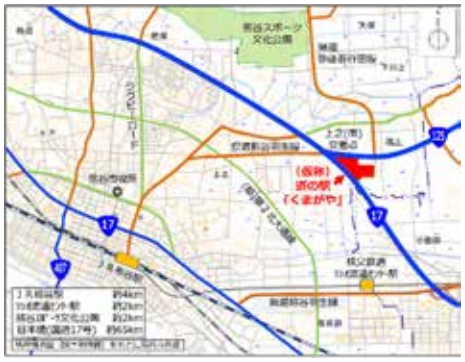

〔（仮称）道の駅「くまがや」　位置図〕

単位施策５　農業生産基盤を整備・保全する

単位施策の概要

ほ場整備事業については、実施中の地区に加え、整備要望地区等についても事業化に向け取り組み、農業生産基盤の整備を推進します。

また、農村環境を保全するための地域の共同活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

主な取組

・ほ場整備事業の推進
・多面的機能支援事業の推進







〔多面的機能支援事業（下川上地区）〕

熊谷市の水田でスマート農業技術の実証を行っています

〇水田の水管理を自動化する「自動水管理システム」の実証を熊谷市内で行っています。
〇実証では「水管理の作業時間の削減」、「用水の使用量の削減」、「高温障害の軽減」などの効果を確認しています。
〇実証機器等

「自動バルブ開閉装置」



※設定したタイミングで自動的にバルブの開閉

「操作画面」



※スマートフォンでも操作可能

「各種センサー機器」



水位・水温センサー



気象・土壌センサー



ＩｏＴカメラ



※自動的に撮影された写真

施策 2

商工業を元気にする

前期基本計画での取組状況

商店街に対し街路灯の電気使用料と併せてイベント等開催の経費の一部を補助し、まちを元気にする新たな取組を支援しました。また、市内で開業する事業者に対して、空き店舗等活用支援事業により開業にかかる費用負担の軽減を図ったほか、創業者支援補助金により事業に係る固定資産税相当額を補助し、新たに創業する方を応援しました。

また、まちなかのにぎわい創出を図るため、大型商業施設と専門店が連携した販売促進事業や納涼盆踊り大会等まちなかのイベント活動に対し支援するとともに、イルミネーション等の事業を実施する（株）まちづくり熊谷の運営を補助しました。

工業の振興については、市内の工業団体により設立された「ものつくり熊谷※」の積極的な支援を通じ、「稼ぐ力」の創出を推進しました。

さらに、企業支援・ビジネスマッチングサイト「チャレンジ・ステージくまがや」をリニューアルし、企業のＰＲ手段の拡大に努め、ビジネスマッチング機会の創出及び拡大に寄与しました。

現状

新型コロナウイルス感染症により、市内事業者は事業継続と雇用の維持が厳しくなるなど甚大な影響を受けました。そこで国や県の支援策に加え、市独自の支援策として、支援金の支給をはじめ、プレミアム付き商品券発行などの消費喚起策を実施し、市内経済の下支えを図ってきました。

しかしながら、市内消費は回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準までは回復に至らず、このことに加え、商店街では、事業者の高齢化やＥＣ市場※の拡大による消費行動の変化への対応が求められるなど、商業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

工業分野では、「ものつくり熊谷」を中心に、市内の製造業に携わる企業をはじめとした中小企業の企業間連携や共同研究・開発による販路拡大等に取り組むこととしていますが、社会経済状況等の影響もあり、進捗が図れていない状況となっています。

課題

商店街では慢性的な後継者不足が課題であるほか、会員数減少に伴い商店街活動における人手不足が深刻化しています。このような中、若手商業者、建築家等を中心としたまちなかの資源を活用した新たなまちづくりへのチャレンジが生まれており、若手商業者の台頭を支援、育成することが重要となっています。

また、大型商業施設と専門店の連携・協力体制の構築により、商店街を構成する専門店の魅力アップを支援し、市内商業の競争力強化及び集客力向上により、市内商業の活

※ものつくり熊谷　熊谷に新たに誕生する「稼ぐ力」を地域の皆の力で創出していくことを目的とした熊谷版ネットワーク拠点。

※ＥＣ市場　Electronic Commerce を略した和製英語。インターネット上で商品やサービスの売買を行う電子商取引のこと。

性化を図る必要があります。

さらに、デジタル化の進展は消費行動にも影響を及ぼしており、従来の手法にとらわれない対応が求められています。

工業分野では、大企業と中小企業との受発注機会の拡大を推進し、市内中小企業全体の底上げを積極的に推進するため、特に「ものつくり熊谷」の会員企業と行政、大学、金融機関との相互連携による産学官金のネットワークを最大限に活用する必要があります。

基本方針

まちなかの活性化を図るため、熊谷商工会議所、くまがや市商工会等の経済団体や若手商業者等との連携による様々な取組を通して、魅力ある商業地域の形成を目指します。

また、交通の結節点であり地域資源でもある熊谷駅の集客力を生かすとともに、まちなかの水辺空間である星川を利活用することで、周辺商業地域を含め、新たなにぎわいの創出や憩いの場としての整備を進めます。

工業の振興では、「稼ぐ力」の更なる強化のため、「ものつくり熊谷」をはじめとした各工業団体の産学官金連携によるビジネスマッチングや共同研究、製品開発に向けた取組等を支援します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
ものつくり熊谷組織率	20.0%	25.0%	20.9%（令和４年３月）	30.0%（30.0%）
製造品出荷額等	8,123億円	8,500億円	9,608億円（令和３年３月）	8,900億円（8,900億円）

施策の体系

- 商工業を元気にする
  - 1　やる気のある商業者・各種団体等を支援・育成する
  - 2　大型商業施設と商店街や専門店の連携を強化する
  - 3　工業を強化する

単位施策１ やる気のある商業者・各種団体等を支援・育成する

単位施策の概要

市の中心部を流れる星川など、まちのシンボルとなる拠点等の活用を含め、にぎわいや憩いの場としての商店街づくりや消費行動の変化に対応できる魅力的な商店街づくりを推進し、やる気のある商業者・各種団体を支援・育成します。

主な取組

・商店街活性化の推進
・個店同士の連携の支援
・空き店舗等の活用支援
・NEXT商店街プロジェクトの推進
・創業者への支援
・（仮称）北部地域振興交流拠点施設の整備推進
・（株）まちづくり熊谷や熊谷まちなかモール委員会との連携
・熊谷商工会議所及びくまがや市商工会等各種団体との連携



〔星川夜市フライヤー〕

単位施策２ 大型商業施設と商店街や専門店の連携を強化する

単位施策の概要

大型商業施設と商店街や専門店の連携・協力により、まちなかが一体となった商店街づくりを更に推し進めるとともに、空き店舗等の活用により商業集積を促すことによって、競争力や集客力を高める取組を進めます。

主な取組

・市内商業核強化の支援
・電子地域通貨の導入



〔キャッシュレスキャンペーンポスター〕

単位施策３　工業を強化する

単位施策の概要

「ものつくり熊谷」を核とした市内事業者への支援を継続するとともに、本市で活動する工業団体への支援を通じ、「稼ぐ力」を強化します。

主な取組

・産官学金連携によるビジネスマッチングの実施
・共同研究、製品開発への支援



〔産官学金連携によるビジネスマッチング〕

施策 3

市内企業の支援及び企業誘致を推進する

前期基本計画での取組状況

企業支援の一環として、熊谷市制度融資による中小企業向けの各種融資を行っており、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内企業に対して特別融資を実施したほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用して、売上げの減少した中小企業に対し交付金を支給する等、緊急時における迅速な対応をしました。

また、令和元（2019）年度に住宅リフォーム資金補助制度を創設し、地域経済の活性化とともに市民の居住環境の向上を図りました。

さらに、市内産業の振興及び活性化を目的とした創業支援事業を実施するとともに、女性の社会進出を目的に「女性の起業は熊谷 de 事業」として女性プチ起業支援セミナーを開催するなど、女性の起業を支援しました。

企業誘致では、企業の立地を支援する「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」による奨励金制度を活用し、平成 30（2018）年度から令和３（2021）年度までの４年間で 39 事業所の誘致等につなげるなど、大きな成果を挙げることができました。

また、税収の安定的確保の観点から本市への本社機能の移転や市民の正社員雇用を促進させるため、奨励金制度を充実させるとともに、工業用地物件情報を積極的に広報するなど、企業誘致の推進に取り組みました。

現状

市内中小企業の振興と経営の安定を図るため、市制度融資による支援に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた令和２（2020）年度から、緊急対策として、利子補助の拡充、貸付限度額の引上げを行うとともに、中小企業を対象とした支援事業を実施したほか、特に新型コロナウイルス感染症の打撃が大きかった飲食店を支えるための支援も実施しています。

住宅リフォーム資金補助制度については、年々申請件数が増加し、結果的に市内企業の支援に結びついています。

また、国から産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定を受け、熊谷商工会議所などの創業支援事業者と連携し、地域における創業を支援しています。さらに、令和４（2022）年度には、創業者の費用負担が軽減できるよう、創業者支援補助金交付要綱を改正しています。

女性の起業についても「支援セミナー」及び「個別相談会」を開催し、起業につなげるきっかけづくりに努めています。

企業誘致については、立地を希望する企業に対し、ワンストップサービスでの対応をはじめ、工場跡地の有効利用、産業系候補地の拡大、開発許可制度の円滑な運用に向けた開発手法の整理、立地奨励金制度の活用など、各種支援等を行っています。

さらに、既存の市内事業所の拡大や移転に対しても同様の支援等を行うことにより、市内企業の市外への流出を防ぐための取組も進めています。

課題

市制度融資については、必要な資金を事業者が円滑に調達できるような制度設計を講じる必要があります。

住宅リフォーム資金補助制度については、年々申請件数も増えており、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上のため、継続した支援が求められています。

また、起業を目指す女性がその目標を実現し、空き店舗対策事業等との併用によるまちなかの活性化に寄与することを目的に、創業支援事業のより一層の推進を図る必要があります。

企業立地における本市への立地ニーズは依然高いものの、産業系候補地が不足している状況となっていることから、新たな開発手法の整理等、引き続き、産業用地創出に向けた取組を推進する必要があります。

具体的には、県企業局等と連携を図るとともに、東部地域（ソシオ流通センター駅周辺）に産業拠点としての整備を推進するほか、主要幹線道路の沿線等での土地利用転換が迅速に進められるような仕組みづくりが求められています。

基本方針

市内中小企業への支援強化を図るため、市制度融資の利用促進に努めます。

また、市内産業の活性化のために、企業支援の拡充と創業に向けた支援を推進するとともに、市内企業の事業拡大等への支援や市外企業の誘致と併せ本社機能の誘致を推進します。

さらに、産業用地創出のため、県企業局等と連携を図るとともに、東部地域の整備を推進するほか、主要幹線道路沿道等での土地利用を促進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
中小企業融資件数	２件	10件	７件（令和４年３月）	10件（５件）
新規奨励金指定事業所数	９事業所	10事業所	９事業所（令和４年３月）	12事業所（12事業所）

施策の体系

- 市内企業の支援及び企業誘致を推進する
  - 1　中小企業の振興と経営の安定を図る
  - 2　企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する

単位施策１　中小企業の振興と経営の安定を図る

単位施策の概要

中小企業の振興と経営の安定を促進するため、随時、融資制度を見直し、資金調達を支援します。

また、産業競争力強化法の規定に基づき認定を受けた「創業支援等事業計画」に基づく創業サポート窓口の設置など、熊谷商工会議所やくまがや市商工会等と連携して創業者及び創業希望者を支援します。

さらに、地域経済の活性化や市民の居住環境の向上を図るため、住宅リフォーム資金補助事業を実施します。

主な取組

・熊谷市中小企業融資あっせん制度の適切な運用
・創業支援制度の活用促進
・住宅リフォーム関連事業者等への支援

単位施策２　企業誘致及び市内企業の事業拡大を促進する

単位施策の概要

市外企業の誘致や市内企業の事業拡大を支援します。

また、企業の立地先となる産業団地整備の推進に向け県企業局等と連携を図るほか、産業誘導ゾーンや主要幹線道路沿線の土地利用転換を促進するとともに、ソシオ流通センター駅周辺地域における新産業用地の創出や工場跡地等の遊休地活用等、周辺地域と調和した企業誘致を目指します。

主な取組

・産業団地整備の推進
・産業誘導ゾーン等への企業誘致の推進
・主要幹線道路沿線等の土地利用の推進
・ソシオ流通センター駅周辺地区開発事業の推進

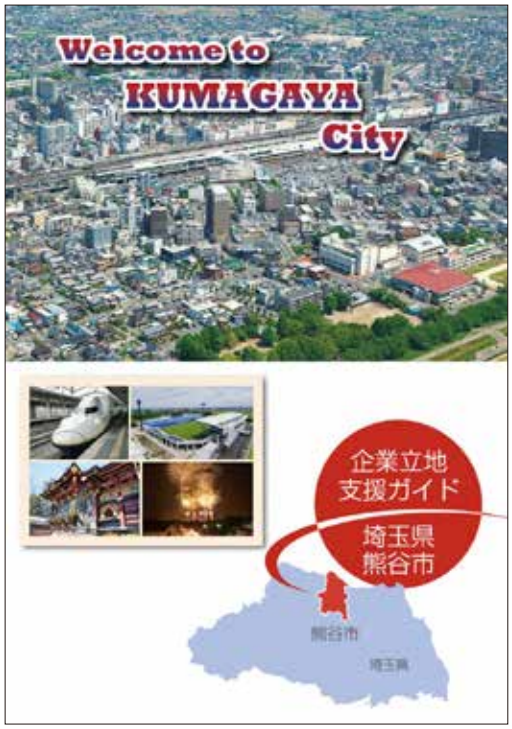

〔企業立地支援ガイド〕





〔市内立地企業〕

施策 4

雇用の創出と安定を図り、就労を支援する

前期基本計画での取組状況

女性や高年齢者の就労等については、女性の復職に向けたセミナーの開催、女性の視点や能力を活用し、起業を促進するためのセミナーの開催、さらに、ハローワーク熊谷と連携し、高年齢者の雇用の安定と促進を図るためのセミナーを開催し、雇用・就労の場の確保への取組を実施しました。

また、平成 31（2019）年４月から順次施行された働き方改革関連法の後押しを受け、国や県、熊谷商工会議所、くまがや市商工会、社会保険労務士会と連携し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進したほか、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「新しい生活様式」を踏まえ、地方創生や働き方改革に資するテレワークの推進のために、サテライトオフィスの設置やテレワークの導入を支援しました。

なお、「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」の奨励金制度を活用し、市外企業の誘致や市内企業の事業拡大を積極的に支援することで、市民の雇用機会の拡大や安定的な雇用の確保を図ってきました。

現状

全国的に令和元（2019）年までは女性や高齢者等を中心に労働参加が進み、有効求人倍率は僅かに低下したものの高水準を維持し、完全失業率は低下傾向で推移し、雇用情勢は着実に改善を続けていました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響により、幅広い産業で経済活動が抑制されたため、有効求人倍率、完全失業率ともに悪化しており、本市においても同様です。

中小企業勤労者への福利厚生の支援のため、（一財）大里地域勤労者福祉サービスセンターでは、中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業、健康の維持増進に関わる取組を行っています。

また、高齢者の就労機会の確保に向け、（公社）熊谷市シルバー人材センターでは活動領域の拡大を図り、高齢者の安定的な就労機会の確保に向けて取り組んでいます。

さらに、立地企業等への支援制度を活用し、市外企業の誘致や市内企業の事業拡大を推進することで、新たな雇用の創出や安定的な雇用の確保を図っています。

課題

新たな雇用創出や安定的な雇用の確保のため、企業誘致施策においては、更なる企業誘致の推進と新たな産業用地の創出が重要な課題となっています。

同時に、地域経済を支える市内中小企業の経営の安定と発展、就労環境の向上について、国・県及び商工会議所等、関係機関と連携した取組により、新たな雇用の創出や安定的な人材の確保を支援する必要があります。

また、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて、働き方改革が一層推進され、多様な働き方や新たな働き方の創出を促す取組が必要となっています。

基本方針

市内企業の支援等をはじめ、市外企業の誘致を促進することにより、新たな雇用や安定的な雇用を創出します。

働く意欲のある全ての人々が、能力を発揮し安心して働き安定した生活を送ることができるよう、関係機関等と連携して、就労と就労環境の向上を支援します。

潜在的な人的財産となっている女性の活躍を推進するため、再就職を希望する女性の掘り起こしと就労を支援します。

（一財）大里地域勤労者福祉サービスセンターとの連携により、勤労者福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化を図ります。

また、（公社）熊谷市シルバー人材センター等との連携により、高齢者の就労を支援します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
労働セミナー参加者数	173人	180人	216人（令和４年３月）	230人（200人）

施策の体系

雇用の創出と安定を図り、就労を支援する
- 1　勤労者の就労環境の整備を目指す
- 2　女性の就労を支援する
- 3　高齢者の就労を支援する

単位施策１　勤労者の就労環境の整備を目指す

単位施策の概要

市内中小企業等の勤労者の福祉向上を図るため、（一財）大里地域勤労者福祉サービスセンターが実施する福利厚生事業を支援します。

また、国・県及び商工会議所等の関係機関と連携し、多様な働き方に合った求職者向けセミナー、就職相談会等を開催します。

主な取組

・（一財）大里地域勤労者福祉サービスセンターへの支援
・求職者向けセミナー、就職相談会等の開催

単位施策２ 女性の就労を支援する

単位施策の概要

女性の就労、特に結婚や出産を機に離職した女性の再就職を支援するため、復職に向けたセミナーを開催します。また、潜在的能力の発揮による趣味や特技を生かしたプチ起業を支援するセミナーを開催します。

主な取組

・復職に向けたセミナーの開催
・女性プチ起業支援セミナーの開催

単位施策３ 高齢者の就労を支援する

単位施策の概要

高齢者が、意欲や希望をもって活躍できるように、（公社）熊谷市シルバー人材センターへの支援を行うとともに、ハローワーク熊谷と連携し、高年齢者の雇用の安定と促進のためのセミナーを開催します。

主な取組

・（公社）熊谷市シルバー人材センターへの支援
・高年齢者就職支援セミナーの開催



〔女性版ジョブリターンセミナー〕



〔シニア向け就職支援セミナー〕



〔地域合同就職相談会〕


〔労働セミナー〕


〔高年齢者就職支援セミナー〕

施策 5

産学の連携を支援する

前期基本計画での取組状況

本市では、企業活力を高めることを目指し、大学等との連携による中小企業の新製品等の開発を支援することとしており、大学等の研究機関や市内中小企業団体、経済団体である商工会議所等との連携強化を図りました。

また、市内に立地する立正大学との連携では、基本協定に基づく産学官連携まちづくりフォーラムを開催したほか、本市職員が本市の現状や課題について大学で講義するなど、大学との交流を図り連携を強化することができました。

現状

大学や研究機関との連携により中小企業の新製品等の開発を支援しているほか、県の補助制度について市内事業者に周知する取組を続けています。

立正大学との連携では、大学と市が共催し産学官連携まちづくりフォーラムや「子ども大学」を開催するほか、大学の公開講座や講演会等を広く市民へ周知しています。

課題

中小企業の新製品等の開発については実績がほとんどないことから、現行制度の見直しも視野に入れ、引き続き支援に取り組む必要があります。また、近隣の大学やその関係する研究機関と、市内中小企業団体、経済団体等との連携強化を図る取組が必要となっています。

熊谷キャンパスにデータサイエンス学部を開設した立正大学とは本市とＤＸなどの様々な分野において、より一層の連携を進めることが必要です。

基本方針

本市産業の発展を目指し、近隣の大学等や市内中小企業団体、経済団体等と連携強化を図ります。

立正大学との包括的な連携協定に基づき、様々な分野での連携と交流を促進します。



〔産学官連携まちづくりフォーラム〕

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
新製品等開発事業補助金の対象となった件数	１件	２件	０件（令和４年３月）	３件（３件）

施策の体系

- 産学の連携を支援する
  - 1　共同研究を促進する
  - 2　大学との連携を促進する

単位施策１　共同研究を促進する

単位施策の概要

市内工業団体の産学連携の取組に対して、共同研究に関わる補助制度の案内等を通じて、本市工業の発展を支援します。

また、埼玉県産業技術総合センター北部研究所等との連携により、市内事業者への情報提供に努めます。

主な取組

・工業団体への支援
・研究機関等との連携強化

単位施策２　大学との連携を促進する

単位施策の概要

立正大学との包括的な連携協定に基づき、教職員等によるまちづくり講演会を行うとともに、大学の講義に市職員を派遣します。

また、新設されたデータサイエンス学部とデータの利活用について連携を進めるとともに、小学生による大学での受講体験を通じて、高等教育に対する関心や知的好奇心を育みます。

あわせて、本市の取組に関心を持つ高等教育機関等との新たな連携を拡大し、本市産業の活性化に取り組みます。

主な取組

・データ利活用分野での大学との連携強化
・産学官連携まちづくりフォーラムの開催
・子ども大学くまがや・なめがわの開催
・各種高等教育機関や研究所との連携

政策 6　快適で暮らしやすいまち

施策 1

安全で快適な魅力あるまちをつくる

前期基本計画での取組状況

令和４（2022）年３月に、本市のまちづくりに関する基本的な方針となる「熊谷市都市計画マスタープラン」及び「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具体化する「熊谷市立地適正化計画」を策定しました。

また、ラグビーワールドカップ 2019™ の開催を契機とした熊谷駅正面口駅前広場の改修とあわせ、周辺の交通動線の改善やデジタルサイネージ※の設置を含む公共施設のバリアフリー化を推進し、令和４（2022）年３月には、籠原駅周辺を新たに重点整備地区に位置付けた「熊谷市バリアフリー基本構想」を策定しました。

さらに、令和２（2020）年３月に策定した「熊谷市自転車通行空間ネットワーク計画」により、熊谷駅周辺の自転車通行空間の整備を進め、令和４（2022）年３月には、市全域にネットワークを広げた「熊谷市自転車活用推進計画」を策定しました。

現状

中心市街地は、おおむね市街地開発が完了しており、熊谷駅正面口周辺は商業・業務施設による土地の高度利用がされていますが、南口周辺においては、その割合が低くなっています。

住環境としては、中心市街地でのマンション建設は堅調に推移している一方で、老朽化したマンションの建替えが進んでいません。

東部地域においては、ソシオ流通センター駅周辺での新たな産業用地の創出と熊谷流通センター地区を中心とした、産業拠点機能の充実を目指しています。

課題

人口減少に伴い生活利便施設の維持が困難になることや、高齢化の進行による交通弱者の増加が懸念されます。そのため、バリアフリー化や歩行者と自転車が安全に通行できる空間の整備による回遊性の向上とともに、持続可能な公共交通網の構築が求められます。

中心市街地は、今後、管理の行き届かないマンションや老朽化した戸建住宅等の空き家の増加が懸念されるため、商業地と住宅地の調和がとれた地区として、更なる生活利便性の向上が求められています。また、熊谷駅南口周辺においては、市民体育館及び荒川公園の再整備と一体となったにぎわいの創出が求められています。

市街化調整区域は、人口の急速な減少及び高齢化率の上昇が予想されており、地域コミュニティの維持と自然環境の保全が課題です。

※デジタルサイネージ　駅や店舗、施設、オフィスなどに、ディスプレイやプロジェクターなどの映像表示装置を設置して情報を発信するシステム。電子看板のこと。

また、地球温暖化による気候変動や異常気象に伴い、災害の頻発化、激甚化が懸念されています。安心して暮らせる安全なまちの実現のためには、災害リスクを受け止め、被害を軽減するためのインフラの強化や防災体制の充実、被災対象を減少させるために災害リスクが低い地区への居住誘導が求められます。

基本方針

中心市街地は、都市機能の集積と居住の誘導を図るとともに、空き家の有効活用、快適で安全な歩行空間、自転車通行空間の整備を推進します。特に熊谷駅南口周辺は、民間による再開発事業を含めた地区の活性化を図ります。

地域拠点は、日常生活に身近な拠点として役割に応じた都市機能を誘導するとともに、中心市街地との公共交通ネットワークの構築により、「連携型の都市構造」を形成します。

地区の特性に合わせたまちづくりとして、地区計画の指定拡大などに努めるとともに現在施行中の土地区画整理事業について早期完成に向けて事業を推進します。

また、近年の災害激甚化を鑑み、居住や都市機能を災害リスクが低い地区へ緩やかに誘導するとともに、地区に応じた災害対策により、誰もが安全に暮らせるまちづくりを推進します。

令和３（2021）年度に整備された３Ｄ都市モデル等のオープンデータを活用し、暑さに負けない快適なまちづくりとポストコロナ時代のライフスタイルの提案を見据えたスマートシティの実現を目指します。

ユニバーサルデザインの見地から、ハード・ソフト両面の総合的なまちづくりを展開し、全市的なバリアフリー水準の向上を図ります。

また、自転車活用による「にぎわいと回遊性のあるまち」の実現を目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	15.2%	32.0%	16.2%（令和４年８月）	50.0%（50.0%）
土地区画整理事業による土地利用開始面積	30.0ha	45.0ha	36.0ha（令和４年３月）	57.0ha（57.0ha）
中心市街地の歩行者・自転車通行量	21,332人	25,000人	11,375人（令和４年10月）	25,000人（25,000人）

施策の体系

安全で快適な魅力あるまちをつくる

1 魅力的な中心市街地を整備する
2 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する
3 人にやさしいまちをつくる
4 土地区画整理事業を推進する
5 災害リスクに応じた安心安全な都市環境をつくる

単位施策1 魅力的な中心市街地を整備する

単位施策の概要

広域交通や都市機能の利便性を生かし、県北の拠点にふさわしい高次都市機能※の誘導や、既存公共施設の複合化による機能の維持・充実を図ります。

さらに、ヒト・モノ等の集積や新技術、法制度等を活用した魅力の創出により、歩いて心地よいウォーカブルなにぎわい環境を目指します。

主な取組

・市街地開発事業の推進
・立地適正化計画による都市機能施設の整備及び誘導
・荒川公園周辺再整備に併せた熊谷駅南口周辺の活性化

単位施策2 暮らしやすく、個性あるまちづくりを推進する

単位施策の概要

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めるとともに、立地適正化計画に位置付けた都市機能や居住の誘導施策による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進します。

また、各種都市計画制度の活用により、区域区分や用途地域の見直し、地区計画等による規制や市街地環境の改善を進めます。

自転車活用推進計画に基づき「誰もが健康で安全・快適に自転車を利用できる」まちづくりを推進します。

※高次都市機能　日常生活の範囲を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る施設又は機能。

主な取組

・立地適正化計画による居住誘導の推進
・区域区分や用途地域等の見直し、地区計画等による規制・誘導
・自転車通行空間の整備
・３Ｄ都市モデルの整備・活用によるスマートシティの推進



〔ＪＲ熊谷駅周辺の３Ｄ都市モデル〕



〔自転車通行空間整備（市役所通線）〕

単位施策３　人にやさしいまちをつくる

単位施策の概要

全ての人が暮らしやすいユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めます。

また、熊谷駅周辺及び籠原駅周辺の生活関連施設等のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。



〔心のバリアフリー教室〕

主な取組

・バリアフリーのまちづくりの推進
・公共施設のバリアフリー化
・心のバリアフリーの普及・啓発

単位施策４　土地区画整理事業を推進する

単位施策の概要

現在施行中の土地区画整理事業の早期完成を目指します。

また、土地区画整理事業予定地区については、合意形成等の準備を進め、事業化を目指します。

主な取組

・籠原中央第一地区、上石第一地区、上之地区の各土地区画整理事業の推進
・ソシオ流通センター駅周辺地区土地区画整理事業の推進
・組合施行の土地区画整理事業の促進



〔土地区画整理事業（上之地区　熊谷谷郷線及び第２北大通線）〕



〔土地区画整理事業（籠原中央第一地区　籠原駅北口駅前広場）〕

単位施策５　災害リスクに応じた安心安全な都市環境をつくる

単位施策の概要

居住や都市機能を災害リスクが低い区域へ誘導し、誰もが安全に暮らせる住環境づくりを推進します。

誘導区域内に残存する災害リスクに対しては、必要なハード及びソフト施策の推進により、都市の防災性の向上を図ります。

主な取組

・立地適正化計画の防災指針に基づく取組の推進
・計画的な土地利用規制・誘導の見直し
・緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進

《災害リスクの低減・回避に必要な取組方針》

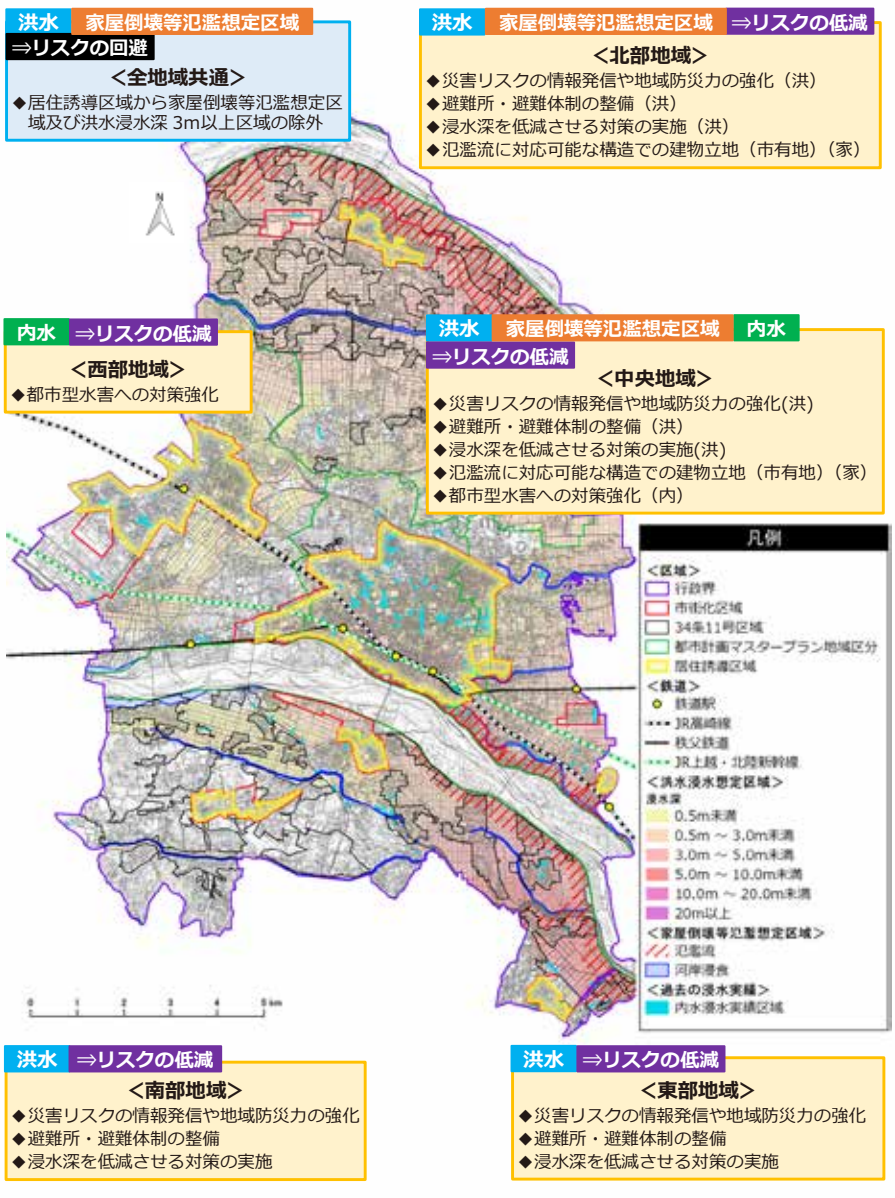

出典：熊谷市立地適正化計画（令和４年３月）

施策 2

熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる

前期基本計画での取組状況

平成25（2013）年度に策定した「聖天山周辺地区にふさわしい門前町景観まちづくりプラン」を踏まえ、地区内の歩道整備、電柱のカラー化等に取り組み、門前町の落ち着いた街並みを形成するための整備を行ってきました。

また、平成31（2019）年４月には市内の屋外広告物について、周辺環境と調和したデザインや色彩とし、適正な管理を進めるため、熊谷市屋外広告物条例を施行しました。

さらに、市民参加の事業として、「景観まちづくりワークショップ」や「景観写真展」のほか、教育機関との協働による景観まちづくり活動を実施しています。

現状

本市は、戦災復興土地区画整理事業等により形成された中心市街地の街並み、妻沼聖天山を中心とした門前町の面影を残す街並み、大里地区の田園風景、江南地区に残る里山など、貴重な景観資源を保全してきました。

景観条例に基づく届出審査を通じて、市民や事業者等への条例の周知啓発を図るとともに、聖天山周辺地区では、地域と協働して、門前町の風情を生かした景観まちづくりに取り組んでいます。

課題

市内各所で太陽光発電施設の設置が増加しており、山林が伐採されるなど、良好な景観が損なわれています。市民・事業者・行政等がそれぞれの責務を認識するとともに、協働して、総合的・体系的に良好な景観形成の取組を進めていく必要があります。

「熊谷市景観計画」に位置付けられている景観誘導地区２地区のうち、妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区では各種活動が進んでいますが、熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区についても早急な取組の着手が必要です。

基本方針

熊谷を美しく快適で魅力ある都市とするために、市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格等、熊谷の特性を生かした景観形成に努めます。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	50.0%	53.0%	46.7%（令和４年８月）	55.0%（55.0%）

施策の体系

熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる ―― 1　熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る

単位施策１　熊谷らしい都市景観をつくり、歴史、田園景観を守る

単位施策の概要

景観計画に基づき、市民・事業者・行政等の協働により、景観資源の発掘、保全及び創造に努め、景観形成を推進します。

また、景観を知る・体感する活動や、様々な媒体による情報発信を推進し、地域主体による景観形成を促進します。

主な取組

・熊谷市景観条例及び熊谷市屋外広告物条例の運用
・景観協働育成地区の指定
・くまがや景観写真展の開催



〔景観まちづくりワークショップ〕



〔景観写真展〕

施策 3

機能的で安全な道路を整備する

前期基本計画での取組状況

生活道路の整備は、熊谷市道路事業評価システムによる評価を踏まえ、地域バランス等も勘案しながら、必要性、整備効果の高い路線から計画的に、道路改良、側溝整備及び舗装新設等を実施し、予定箇所について機能的で安全な道路の整備が完了しました。

特に通学路及び危険箇所となる狭隘道路等については、更なる整備が進むよう令和３（2021）年度に同システムの見直しを実施し、令和４（2022）年度から運用を始めました。

また、通学路における安全対策として、小学校半径約 500m から１㎞に範囲を拡張し、グリーンベルトの設置等を行う「通学路交通安全対策事業」を実施したほか、生活道路を区域指定し時速 30㎞規制とする「ゾーン 30 整備事業」では、10 地区の整備を完了しました。

幹線道路は、ラグビーワールドカップ 2019™ の会場アクセス強化のため、県が熊谷西環状線を、市は玉井東通線、第２北大通線等の整備を進め、全線開通となりました。

さらに、東武熊谷線跡地の道路整備も完成し、第２北大通線から県道葛和田新堀線までの通行が可能となり、地域間連携の強化や渋滞対策等が図れました。



〔ゾーン 30〕

現状

地域の狭隘な生活道路は、地域のニーズや道路事業評価システムの事業評価の結果を踏まえながら、道路改良、側溝整備及び舗装新設等を進めているとともに、迅速で適切な道路補修を進めています。

通学路に対しては、児童・生徒の安全性を高めるため、埼玉県通学路整備計画等に基づき、通学路での交通安全対策の推進、歩道の整備を順次進めています。ゾーン30整備区域については、更に５地区を計画し整備を進めています。

幹線道路は、市内の混雑を緩和し地域拠点間のアクセス性を高める路線について計画的に整備を進めています。

中心市街地においては、更なる快適性の向上を目指し、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備や自転車通行環境の整備を進めています。

課題

生活道路は、火災や災害時の防災空間として緊急車両等の通行に支障のない幅員が確保できるよう、引き続き整備が必要です。

通学路の歩道整備は、幅員拡幅のための用地取得が必要となるので、事業の効果や実現性を考慮した計画に基づき整備する必要があります。

幹線道路は、地域拠点間のアクセス性を高める路線等、優先順位の高い路線の整備が求められています。

中心市街地の道路は、更なる快適性の向上を目指し、関係機関と連携しながら整備を進める必要があります。

基本方針

将来の維持管理コストの縮減を念頭に予防保全にも努め、計画的に安全・安心な生活道路を整備します。

通学路で歩道整備が困難な路線については、対応可能な対策を検討します。また、引き続きグリーンベルトの設置等を進めるなど安全確保を図ります。

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備し、広域の連携強化を図る道路網整備を推進します。

また、自転車通行環境整備、ユニバーサルデザインに配慮した道路環境整備、景観整備の三位一体となった整備を行います。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
生活道路満足度	42.9%	50.0%	43.5% （令和４年８月）	55.0% (55.0%)
幹線道路の整備延長	117km	122km	124km （令和４年３月）	127km (127km)

施策の体系

機能的で安全な道路を整備する

1　生活道路の整備を進める
2　通学路の交通安全対策を進める
3　幹線道路を計画的に整備する
4　中心市街地の道路環境整備を進める
5　高規格道路の整備を促進する
6　橋りょうの点検、修繕を計画的に進める

単位施策１ 生活道路の整備を進める

単位施策の概要

市民生活の利便性向上及び防災空間の形成を図るとともに、安全で快適な生活道路の整備を行います。

主な取組

・道路改良や側溝整備の推進
・舗装新設や舗装打替の推進

単位施策２ 通学路の交通安全対策を進める

単位施策の概要

通学路の安全確保のため、小学校周辺の半径約１㎞範囲の指定通学路について、重点的に対策を行います。また、半径１㎞を超える小学校の通学路や中学校の通学路についても危険箇所での安全対策を進めます。

生活道路における車両の速度抑制対策として、従来のゾーン 30 にハンプ※等の速度抑制対策を加えたゾーン 30 プラスの整備を促進します。

主な取組

・通学路における交通安全対策の実施
・ゾーン30プラスの整備

単位施策３ 幹線道路を計画的に整備する

単位施策の概要

道路交通の円滑化と、地域拠点間の連携を強化するため、骨格となる幹線道路の整備を推進します。

また、国や県管理の幹線道路整備について国や県への働きかけにより整備を促進します。

主な取組

・市道の整備推進
籠原駅南口線、市道90007号線、（仮称）道の駅「くまがや」関連道路、年代八ツ口線等
・県道の整備促進
太田熊谷線、冑山熊谷線、熊谷羽生線、（仮称）利根川新橋関連道路、熊谷館林線、弥藤吾行田線、（仮称）南部東西幹線等

※ハンプ　交通安全対策のために道路の路面に設けた凸状の部分のことで、自動車が乗り上げることで減速させて歩行者、自転車の安全な通行を確保することを目的としている。

単位施策４　中心市街地の道路環境整備を進める

単位施策の概要

熊谷駅を中心とした中心市街地において、誰でも安全・快適に移動できる道路環境・交通体系を構築するとともに、生活関連施設や歴史・文化資源等を結ぶ自転車通行空間ネットワークを構築し、道路環境整備を推進します。

主な取組

・ユニバーサルデザインに配慮した道路環境の整備
・自転車通行空間の整備

単位施策５　高規格道路の整備を促進する

単位施策の概要

関東ブロック新広域道路交通計画において、高規格道路に指定されている熊谷渋川連絡道路の整備について国に働きかけ、整備を促進します。

主な取組

・熊谷渋川連絡道路の整備促進

単位施策６　橋りょうの点検、修繕を計画的に進める

単位施策の概要

トータルコストの縮減を踏まえた予防保全に積極的に努め、橋りょう及び横断歩道橋の延命措置を図りながら健全性を維持します。

また、道路法に基づく点検においては、積極的に先進技術を活用しコスト縮減を図ります。

主な取組

・点検業務における新技術の導入活用
・橋りょう修繕や横断歩道橋の点検と整備の推進





〔ドローンを活用した橋りょう点検実証実験〕

施策 4

利便性の高い公共交通を推進する

前期基本計画での取組状況

平成 28（2016）年３月に策定した熊谷市地域公共交通網形成計画に基づき、利便性の高い公共交通ネットワークの形成・維持を図るため、公共交通不便地域を含むルートに、市が運行するコミュニティバス（ゆうゆうバス：くまぴあ号）を追加運行するとともに、深谷市、行田市及び小川町等と連携してバス事業者を支援して、既存の民間バス路線の運行継続を確保しました。

バス利用者の利便性向上として、バスロケーションシステム※によるリアルタイムでのバス運行情報の提供やコミュニティバス（ゆうゆうバス）の効果的な運行の検討に役立つ乗降者数カウントシステムを導入しました。

令和元（2019）年度のラグビーワールドカップ 2019™ では、国や県、警察等の関係機関と連携し、市街地と大会会場となる熊谷スポーツ文化公園ラグビー場を専用バスで送迎し効率的な観客輸送を実現しました。

誰もが利用しやすい公共交通を目指して、民間事業者によるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー※の導入を支援し、普及を促進しました。

現状

ＪＲ高崎線、上越・北陸新幹線及び秩父鉄道線が結節する熊谷駅と、ＪＲ高崎線の主要な始発駅である籠原駅では、コミュニティバス（ゆうゆうバス）及び周辺市町をつなぐ路線バスが乗り入れ、通勤・通学のほか、買物等の市民生活や広域圏域での移動手段のネットワークが構築されています。

また、熊谷市全域を巡るコミュニティバス（ゆうゆうバス）及び路線バスのルート等を掲載したバスマップを、立正大学地球環境科学部と連携して作成し、利用者の利便性の向上に向けた取組を進めています。

課題

公共交通はコロナ禍の影響で利用者の減少が更に進んでおり、このことは事業者の運営を圧迫し、特に路線バスにおいては運行ルートの再編、見直し及び廃止などのサービス水準の低下へつながることが懸念されます。

また、コミュニティバス（ゆうゆうバス）の運行状況を踏まえ、効率的な運行ルート及びバス停位置の検討が必要であるとともに、現行の採算性と公共交通不便地域の移動手段の確保との両立が継続運行の課題となっています。

基本方針

地域住民のニーズに応えつつ効率的なコミュニティバス（ゆうゆうバス）の運行の最適化を引き続き検討するとともに、様々な移動手段による交通ネットワークを構築します。

※バスロケーションシステム　バス利用者がスマートフォン等でバスの運行状況や到着見込み時間を確認できるシステムのこと。

※ユニバーサルデザインタクシー　誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
公共交通に満足している市民の割合	41.6%	50.0%	41.8%（令和４年８月）	55.0%（55.0%）

施策の体系

利便性の高い公共交通を推進する
- 1　持続可能で効率的な交通ネットワークを構築する
- 2　誰もが公共交通を利用しやすい環境を整備する

単位施策１　持続可能で効率的な交通ネットワークを構築する

単位施策の概要

公共交通機関との連携やまちづくりに係る取組の反映により、駅や公共施設と市内各地域をつなぎ、「コンパクト・アンド・ネットワーク」をより充実させるため、ＩｏＴ等の情報通信技術を活用した効率的で利便性の高い交通ネットワークを構築し、引き続き公共交通不便地域での移動手段の確保に努めます。

また、交通手段の維持・確保に向け、地域住民や来訪者の移動ニーズに対応する取組を進めます。

主な取組

・コミュニティバス（ゆうゆうバス）運行情報等のオープンデータ化と運行の確保
・公共交通不便地域での移動手段の確保
・ＭａａＳ※（ＡＩオンデマンド交通等次世代モビリティサービス）の研究
・公共交通利用の啓発活動や潜在需要を掘り起こす施策の研究

※ＭａａＳ　Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

単位施策２　誰もが公共交通を利用しやすい環境を整備する

単位施策の概要

誰もが利用しやすい、安全で安心な公共交通を目指します。

主な取組

・運転免許証返納者への移動支援
・バリアフリー化（ノンステップバス導入）の継続的な支援
・安全対策支援
・コミュニティバス（ゆうゆうバス）の利用促進事業の推進

〔ゆうゆうバス〕



〔さくら号〕



〔グライダー号〕



〔グライダーワゴン〕



〔ムサシトミヨ号〕



〔くまぴあ号〕



〔ひまわり号〕



〔直実（なおざね）号〕



〔ほたる号〕

施策 5

親しみある魅力的な公園を創出する

前期基本計画での取組状況

都市公園は、土地区画整理事業の進捗に合わせ、新たに新堀第１公園を整備しました。

また、公園施設のユニバーサルデザインの推進として、熊谷さくら運動公園のトイレを多目的トイレに改修したほか、別府沼公園等では、老朽化の進んだ遊具を更新しました。

さらに、公園のボランティア美化活動として導入している公園サポーター制度は、自治会等多くの団体の理解により、協定締結数が増加しました。

現状

都市公園（緑地含む）は、市民の自然とのふれあいや、スポーツ・レクリエーション活動等、多様な活動の拠点となるとともに、良好な都市環境の提供や、災害時の一時避難場所としても重要な役割を担っています。

現在、市が管理する都市公園は 143 か所で、これに国・県営の都市公園３か所を加えると計 146 か所、総面積は約 492ha となります。市民一人当たりの面積は約 25㎡になり、都市公園法施行令により国が標準としている 10㎡を大きく上回っており、多くの緑やオープンスペースを有する県内屈指の都市となっています。

また、規模の小さい子ども広場等 264 か所の管理も行っています。

課題

本市は県内屈指の公園面積を有する都市である一方で、多くの施設で老朽化が進んでいることから、計画的な修繕や改築等、適切な維持管理を行う必要があります。また、少子高齢化等による利用者層の変化やニーズの多様化に対応するため、既存の公園をリニューアルし、市民が安心して楽しめる空間の充実が課題となっています。

特に、中心市街地のにぎわいの場や地域間の交流・連携の拠点となる公園は、貴重なオープンスペースであり、地域の活性化につながる活用が望まれています。

さらに、身近な公園をより市民に親しんでもらうために、地域の若い世代も参加する公園サポーター活動による公園等の維持管理や緑化活動、その他防災に関する設備の充実も重要です。

しかし、公園サポーター制度は、高齢化等の理由により一部の自治会等から解除の相談も受けており、制度の維持が課題となっています。

基本方針

少子高齢化が進む中、身近な子どもの遊び、高齢者の健康運動、にぎわいの創出等の場として、都市公園ごとの特性に応じた魅力的な公園を整備するとともに、ユニバーサルデザイン化や防災機能を備えた公園の整備を推進します。

また、地元自治会等との協働による公園サポーター制度を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
公園に親しみを感じる市民の割合	－	50.0%	59.4%（令和４年８月）	65.0%（55.0%）
公園サポーター制度を導入している割合	74.3%	80.0%	75.1%（令和４年３月）	90.0%（90.0%）

施策の体系

親しみある魅力的な公園を創出する
- 1　特性を生かした魅力的な都市公園を創出する
- 2　誰もが利用しやすく、安心・安全な公園をつくる

単位施策１　特性を生かした魅力的な都市公園を創出する

単位施策の概要

公園・緑地の再整備を図り、魅力的な公園を創出します。

主な取組

・公園・緑地の再整備（荒川公園周辺再整備等）
・複合遊具更新事業の推進
・イベント開催等によるにぎわいの創出
・Ｐａｒｋ－ＰＦＩ※等の導入の研究

単位施策２　誰もが利用しやすく、安心・安全な公園をつくる

単位施策の概要

市民の身近にある憩いの場所となっている公園については、地元自治会等との協働による維持管理や、適切な環境改善を推進します。

主な取組

・公園サポーター制度の推進（清掃、花いっぱい活動等）
・公園施設のユニバーサルデザイン化
・照明のＬＥＤ化に伴う蓄電池照明の設置
・公園施設や樹木の適正な維持管理

※Park－PFI（公募施設管理制度）　都市公園において飲食店、売店等の収益施設の設置と当該施設の収益を活用して周辺の園路、広場等の整備を一体的に行う事業者を公募により選定する制度。



〔中央公園〕



〔江南総合公園〕



〔桜リバーサイドパーク〕



〔熊谷さくら運動公園〕



〔妻沼運動公園〕



〔万平公園〕



〔別府沼公園〕



〔荒川緑地〕

熊谷の桜マップ

1 熊谷桜堤
2 万平公園
3 中央公園
4 石上寺
5 熊谷さくら運動公園
6 熊谷スポーツ文化公園
7 別府沼公園
8 根岸家長屋門
9 桜リバーサイドパーク
10 駒形公園
11 江南清掃センター付近
12 小江川「千本桜」
13 立正大学
14 道の駅めぬま
15 妻沼運動公園
16 さくら公園
17 妻沼聖天山
18 荻野吟子記念館

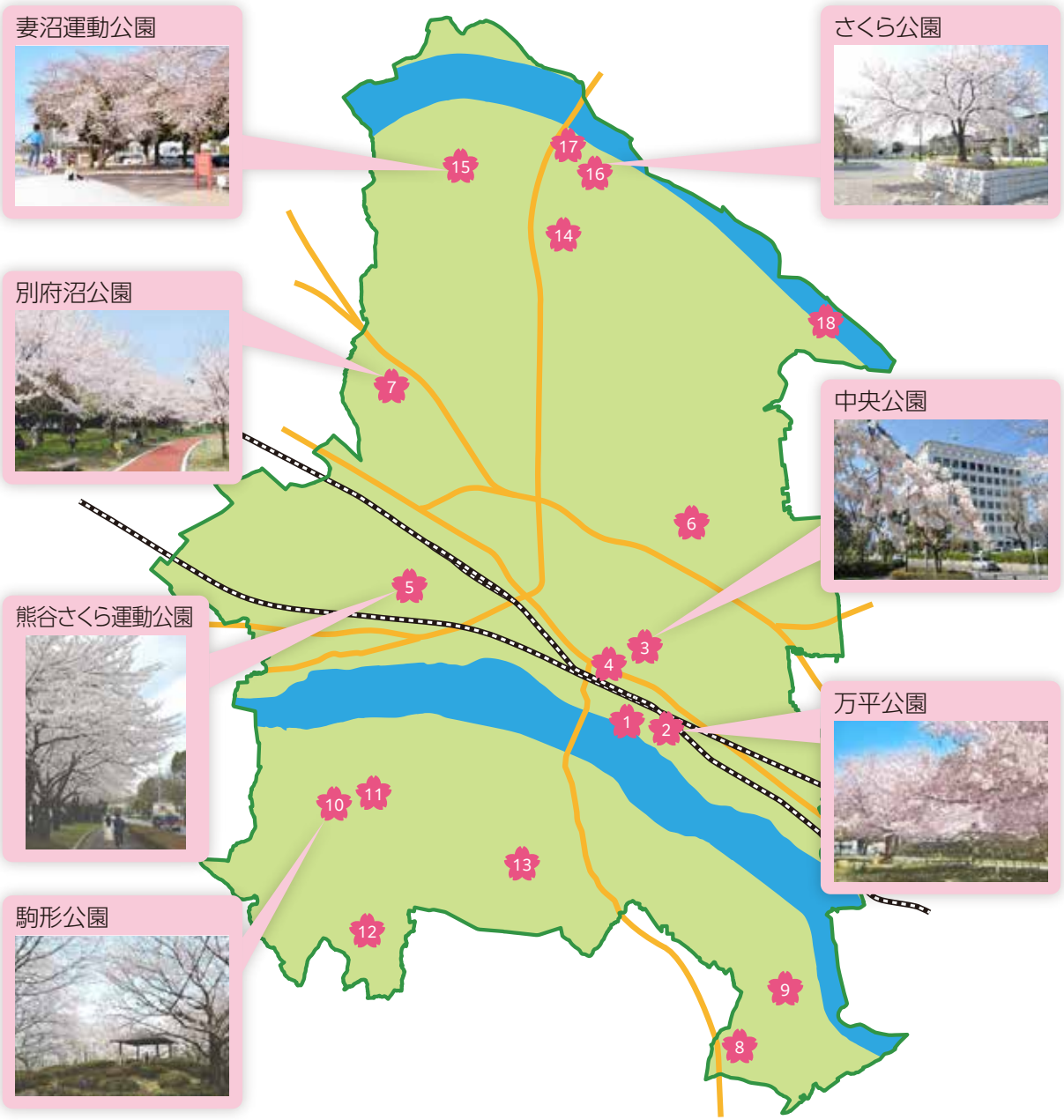

施策 6

上下水道を整備し、適切な維持管理をする

前期基本計画での取組状況

上水道については、平成 30（2018）年３月に策定した「熊谷市水道事業アセットマネジメント計画」、「熊谷市水道事業ビジョン」、「熊谷市水道事業基本計画」等に基づき、老朽化した施設や管路の更新を進めるとともに、妻沼給水区で浄水場の統合を行いました。

下水道については、令和３（2021）年３月に「熊谷市公共下水道事業経営戦略」を策定し、事業計画区域の拡大とともに、快適な生活環境の実現に向けて整備を進めています。

また、「熊谷市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、予防保全の観点から老朽化した管渠（きょ）やマンホール蓋、ポンプ場施設等、施設の改修や更新を進めました。

さらに、水道事業を将来にわたり安定的に経営していくため、適正料金への見直しを行うとともに、下水道事業への公営企業会計導入による経営状況の「見える化」、組織改編による機能的な業務体制、窓口業務等の民間委託拡大、水道料金・下水道使用料のキャッシュレス決済導入等により、効率化と利便性向上を図りました。

現状

上水道は、令和元（2019）年度から「熊谷市水道事業基本計画」の第８期整備事業が始まり、施設や管路の整備を進めていますが、開設当時に整備した施設や管路が、老朽化により順次更新時期を迎えています。

公共下水道による汚水処理は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、河川等の水質保全に寄与するものであり、荒川左岸側の市街化区域で約 76%の整備が終了しています。

人口減少社会の到来、節水意識の高まりや節水型機器の普及により、水需要の伸びを期待することは難しい状況であり、水道料金・下水道使用料の収入額は、減少傾向にあります。



〔水道管布設〕

課題

上水道においては、漏水や濁り水の原因となる老朽管の更新、また、地震等の大規模自然災害発生時における施設機能の確保が重要ですが、更新や耐震化に要する整備費用の増加が課題となっています。

このため、安全でおいしい水を持続的に安定供給できるよう、投資と財源の均衡を保った事業運営が必要です。

下水道は、快適で衛生的な住環境の形成や公共用水域の水質保全に大きな役割を果たす施設であり、未普及地域の早期解消に向けた整備拡大、老朽化した施設の機能保全、これらの推進に伴う財源確保が課題となっています。

また、令和５（2023）年４月から地方公営企業法を適用し、下水道事業に統合する農業集落排水事業については、施設の長寿命化や再編とともに、経営基盤の強化が課題となっています。

基本方針

上水道は、安全でおいしい水の安定供給を維持するため、経営基盤の強化と効率的な事業運営を推進し、施設の計画的な維持管理と管路の更新に努めます。

下水道は、快適な生活環境の実現のため、着実な整備や効率的な維持管理を推進します。

また、人口減少や老朽化施設の増加に備え、持続可能な下水道事業の安定的運営に努めます。

令和５（2023）年４月から、下水道事業に統合する農業集落排水事業については、施設の適正な維持管理を推進し、健全で効率的な事業運営に努めます。

市民生活に直結するライフラインとして、災害の影響を最低限にとどめられるよう、水道の耐震化やバックアップ機能の整備、下水道施設の更新を進めます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
水道水に満足している市民の割合	63.2%	65.0%	60.1%（令和４年８月）	70.0%（70.0%）
水道水の有収率	89.0%	90.0%	88.6%（令和４年３月）	91.0%（91.0%）
下水道の整備面積	1,787ha	1,867ha	1,885ha（令和４年３月）	1,989ha（1,916ha）

施策の体系

上下水道を整備し、適切な維持管理をする

1 安全でおいしい水を安定供給する
2 下水道を計画的に整備する
3 下水道施設を効率的に維持管理する
4 経営基盤の安定化を図る
5 農業集落排水施設を計画的かつ効率的に維持管理する

単位施策1 安全でおいしい水を安定供給する

単位施策の概要

「熊谷市水道事業ビジョン」や「熊谷市水道事業基本計画」に基づき、施設の計画的な維持管理とともに、管路の更新と耐震化を進めるほか、基幹連絡管の整備によるバックアップ機能を構築します。

また、水道法等に基づく水質管理を徹底します。

主な取組

・老朽化した施設・設備の更新
・水道施設や管路の耐震化の推進
・基幹連絡管の整備によるバックアップ機能の構築
・水質基準や水質管理目標設定項目等に基づく水質検査の実施

単位施策2 下水道を計画的に整備する

単位施策の概要

快適な生活環境を拡充するため、公共下水道を計画的に整備します。

主な取組

・公共下水道の整備

単位施策3 下水道施設を効率的に維持管理する

単位施策の概要

下水道施設の調査・点検を行い、計画的で効率的な維持管理と改築等を推進します。

主な取組

・老朽化した下水道管渠（きょ）や処理場、ポンプ場等の改築

単位施策４　経営基盤の安定化を図る

単位施策の概要

「熊谷市水道事業経営戦略」及び「熊谷市公共下水道事業経営戦略」をロードマップに、適正な水道料金及び下水道使用料を設定するため、適宜見直しを検討し、経営基盤の安定化を図ります。

主な取組

・投資と財源の均衡を保った健全な財政運営の推進
・業務見直しによる事務の効率化及びサービスの向上

単位施策５　農業集落排水施設を計画的かつ効率的に維持管理する

単位施策の概要

農業用用排水の水質保全のため、農業集落排水施設の適正な維持管理を行います。また、「熊谷市農業集落排水施設最適整備構想」に基づき市内 17 施設の計画的な補修・更新を行うとともに、施設の統合・再編を視野に入れ、費用の平準化、トータルコストの縮減を図りながら、施設の長寿命化等の機能保全対策を実施します。

主な取組

・管渠（きょ）や処理施設等の効率的な維持管理
・施設の長寿命化と統合・再編を含めた計画的な維持管理

政策 7　地域に根ざした教育・文化のまち

施策 1

学力日本一を目指す（知・徳・体）

前期基本計画での取組状況

子どもたちに「何を教えるのか」「何をできるようにさせるか」といった学習内容を明確にした授業、二学期制の下で指導と評価が一体化した通知票の作成、「熊谷教育　指導の指針」の活用、学力向上補助員の増員によるきめ細かい指導・支援の充実、WEB 版「くまなびスクール」による学習動画の配信、ＧＩＧＡスクール構想の推進とＩＣＴ支援員の配置、英語４技能検定「ＧＴＥＣ」の実施、「いじめ撲滅宣言」「スマホ使い方宣言」の取組、体育指導専門員の指導による体育授業の充実等により、「知・徳・体」のバランスがとれた学力向上に取り組んだ結果、全国学力・学習状況調査（令和４（2022）年度）や新体力テストでは、「学力日本一」の結果が得られました。

現状

全国学力・学習状況調査（令和４（2022）年度）では、小学校 29 校中 25 校、中学校 16 校中８校で全国の平均正答率を大きく上回るとともに、全国、県と比較して、「他者と対話的に学ぶ姿勢」や「課題解決に向けて自ら取り組もうとする意欲」といった非認知能力も着実に身に付いているという結果が得られました。

本市では、「学力日本一」に導いた学力向上対策のほか、全小・中学校で「くまなびスクール」の実施や英語「ラウンドシステム」の推進、熊谷市独自の学力向上テキストの活用等に取り組んでいます。

体力については、体育授業や体育的活動の充実、体育指導専門員の活用、体力向上に関する調査・研究部会の取組により、新体力テストの各種目における県の平均値を上回っています。

また、「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」を学校・家庭・地域が一体となって推進するため、リーフレットを市内全戸に配布し、大人が手本となって取り組むように機会を捉えて働きかけを行っています。



〔ＩＣＴを活用した授業〕



〔お囃子体験〕

課題

学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立により、教育課程に基づく教育活動の質を更に向上させることが必要です。特に、子どもたちが各教科等の学びを生かし、実社会で問題を解決することができる資質・能力の育成を目指し、総合的な学習の時間を中心としたカリキュラムの改善が必要です。

これまでの学習指導方法に加え、情報教育環境の向上を図り、特別な支援が必要な子どもも含め、市内児童・生徒の全てが「個別最適な学び」と「協働的な学び」を体現し、子どもたちの学力を更に高めていく必要があります。

また、各小・中学校と体育指導専門員による指導や体力向上に関する調査・研究部会との連携により、本市の子どもたちの体力上の課題を明らかにし、更なる体力の向上に取り組む必要があります。

基本方針

子どもたちが「知」・「徳」・「体」のバランスの取れた学力を身に付け、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる人材を育成します。

また、体育授業や体育的活動の充実、基本的生活習慣の確立、健康・安全教育を推進し、体力の向上と健康の保持増進に努めます。

そして、学校・家庭・地域等が連携した様々な体験活動を推進することにより、子どもたちの豊かな心や人間性、社会性を育むとともに、他者を思いやる心や人権感覚を養い、持続可能な社会の創り手を育成します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率	102.8%	105.0%	104.3%（令和４年８月）	105.0%（105.0%）
「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	97.6%	100.0%	97.0%（令和３年12月）	100.0%（100.0%）
新体力テストで県平均を上回る項目の割合	94.4%	100.0%	96.5%（令和４年１月）	100.0%（100.0%）

施策の体系

学力日本一を目指す（知・徳・体）

1　子どもたちの学力（知）を伸ばす
2　子どもたちの豊かな心（徳）を育む
3　子どもたちの体力（体）を伸ばす

単位施策１ 子どもたちの学力（知）を伸ばす

単位施策の概要

基礎的・基本的な知識や技能とともに、思考力・判断力・表現力や主体性をもって考え、多様な人々と協働しながら対応していく力の育成に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を進めることにより、一人一人の学力（知）を確実に伸ばします。

主な取組

・ＥＳＤ※の推進に向けた教科等横断的なカリキュラムの改善と実施
・アクティブ・ラーニング※による授業の推進
・全小・中学校における「くまなびスクール」による補充学習の充実
・英語「ラウンドシステム」(いわゆるアクティブ・ラーニング)の考え方を全学年・全教科で実施
・不登校や発達障害、日本語指導など多様なニーズに対応した教育の推進



〔ＩＣＴを活用した授業〕

単位施策２ 子どもたちの豊かな心（徳）を育む

単位施策の概要

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自らの生き方を考える授業や、家庭、地域等と連携した体験活動、情報モラル教育等の推進を図り、豊かな心と人間性（徳）を育みます。

主な取組

・「熊谷の子どもたちは、これができます!『４つの実践』と『３減運動』」の推進
・体験活動や心の教育の充実と、人権を尊重した教育の推進
・小・中学校における進路指導・キャリア教育の充実
・生徒指導体制・教育相談体制の充実と子どもを守る教育の推進
・幼稚園・保育所（園）と小学校との連携の推進

※ＥＳＤ　Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳される。現代社会の問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動のこと。

※アクティブ・ラーニング　学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習法の総称。グループディスカッションやディベートを通して、児童・生徒自身が調査、発見をしながら課題の解決に取り組む学習法のこと。

単位施策３　子どもたちの体力（体）を伸ばす

単位施策の概要

健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に向け、学校における体力向上の取組を強化するとともに、健康・安全指導、教員の指導力向上や地域との連携により、子どもたちの体力（体）を伸ばします。

主な取組

・運動の特性や運動量を確保する授業の実践
・体育指導専門員との連携による教員の資質向上
・小・中学校におけるタグラグビー教室の実施
・部活動における地域連携の推進
・学校保健・食育の充実と、家庭との連携による基本的生活習慣の確立
・発達の段階に応じた性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

施策 2

安全で快適な学校づくりを進める

前期基本計画での取組状況

小・中学校施設の老朽化に伴い、予防保全対策を主とした維持管理への転換や施設の長寿命化を目的として、校舎の大規模改修（内装、外壁、屋上防水改修等）やトイレ洋式化（床乾式化、多機能トイレ設置、給排水管改修等）の計画的な整備を進めた結果、令和３（2021）年度末までに、校舎大規模改修は全校舎 105 棟のうち 29 棟（達成率 28%）、トイレ洋式化は全小・中学校 45 校のうち 24 校（達成率 53%）の整備が完了しました。

このほか、学校照明ＬＥＤ化や、児童・生徒1人1台の端末を配備するＧＩＧＡスクール構想事業のための校内ＬＡＮ整備等を行うことで一層の教育環境の向上が図られました。

また、学校給食施設も老朽化が進んでいますが、適宜部分的な補修や大規模調理機器の更新等を行うことで、安心で安全な給食の提供に努めました。

現状

本市では、施設の統廃合や再配置など各施設の今後の活用についてまとめた「熊谷市個別施設計画」に基づき、安全な学校施設の維持管理に向けた継続的な修繕を行っているほか、小・中学校校舎大規模改修や小・中学校校舎トイレ洋式化も並行して進めています。

なお、学校数・校舎棟数が多い本市では、適切な改修時期と費用の見極めにより長寿命化と年度間の平準化を図り、計画的な保全に取り組んでいます。

一方で、効率的で効果的な学校運営に向け、市内小学校の統合を進めているとともに、老朽化の著しい学校給食施設の建替えに向けた取組を進めています。

課題

個別施設計画等に基づき、各施設の統合、廃止、修繕、転用、除却等を進めることにより、児童・生徒が「安全・安心・快適」に学ぶことができる教育環境づくりを推進する必要があります。

あわせて、適正規模の教育環境を整備するために、統合が必要な学校においては、市民の理解を得ながら協議を進める必要があります。

また、教育の情報化を推進するに当たっては、デジタル教材や教育情報機器の充実を要するとともに、ＩＣＴを活用した校務の効率化等、学校での教職員の働き方改革に向けた取組を推進する必要があります。

基本方針

安全で快適な教育環境を確保するため、アセットマネジメント※との整合性を図りつつ、学校の施設・設備の計画的な整備を進めます。

また、「学力日本一」を支える教育機器の整備と維持を図ることと併せ、教職員の働き方改革を進めるとともに、新たな学校給食センターの整備に取り組みます。

※アセットマネジメント　公共施設について、将来的な損傷・劣化等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行う考え方のこと。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
校舎大規模改修率（棟数）	22.0%	33.0%	28.0% （令和４年３月）	47.0% （50.0%）
校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数）	0.0%	50.0%	53.0% （令和４年３月）	100.0% （100.0%）

施策の体系

安全で快適な学校づくりを進める
- 1　学校の建物や設備を充実させる
- 2　「学力日本一」を支える教育環境を維持する

単位施策１　学校の建物や設備を充実させる

単位施策の概要

児童・生徒が「安全・安心・快適」に学ぶことができるよう、学校施設の適切な維持管理に努めるとともに、小・中学校校舎の大規模改修やトイレ洋式化整備等を計画的に実施します。

主な取組

・小・中学校の適切な維持管理
・小・中学校校舎の大規模改修やトイレ洋式化の推進

単位施策２　「学力日本一」を支える教育環境を維持する

単位施策の概要

本市の「学力日本一」を支えるため、各学校施設の教育環境の維持・向上を図るとともに、教職員の働く環境の整備・向上に努めます。

あわせて、新たな熊谷学校給食センターの整備を推進します。

主な取組

・教育情報機器の整備・充実
・教職員の働き方改革の推進と教員業務支援員の確保
・新熊谷学校給食センター整備の推進
・給食施設と連携した食育の推進
・校外施設を利用した水泳授業の実施

施策 3

魅力ある生涯学習事業を充実させる

前期基本計画での取組状況

公民館では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止せざるを得ない講座も少なくなかったものの、感染症予防と両立しうる範囲で生涯学習を推進するため様々な分野の学習講座を開設した結果、市民の学習ニーズにある程度応えることができました。

図書館では、平成 29（2017）年度から電子書籍を導入し、また熊谷図書館の学習席にWi - Fiを設置したほか、ＩＣタグ、自動貸出機の導入により、利用者サービスの向上を実現しました。

また、熊谷、妻沼、大里及び江南図書館の平日午後７時までの開館に加え、平成 30（2018）年から熊谷図書館については土・日・祝日も午後７時までの開館とし、より利用しやすい環境となりました。

美術・郷土資料展示室では、熊谷市に関する歴史・美術・民俗・自然科学等からテーマを選び、年４回の企画展を開催しました。また、企画展に合わせて各種講座・講演会を開催し、多くの参加者を集めました。

熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」は、生涯学習活動団体の登録制度により、活動を始めたい市民と団体を結び付け、団体の活性化を図るとともに、団体への支援と生涯学習活動の促進に努めました。また、生涯学習に関する多種多様で幅広い分野の魅力的な自主事業等を実施しました。

現状

公民館では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を休止しているグループが増えましたが、公民館使用料の減免や会員募集の支援を継続するとともに、老朽化している施設は、緊急性・必要性に応じた修繕等を行っています。

また、人生 100 年時代に対応した各種学習講座を開設し生涯学習の充実を図っていますが、新型コロナウイルス感染症により開設できない講座が増え、市民ニーズに十分対応できていない状況も見受けられます。

図書館では、「熊谷市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書環境の充実に努めましたが、児童書の利用冊数は新型コロナによる休館や外出自粛の影響もあり減少していることから、新たな「熊谷市子ども読書活動推進計画」に基づき取組を進めています。

熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」では、生涯学習活動団体登録制度により、生涯学習活動を始めたい市民に団体の紹介を行っています。登録団体に対しては、活動の場の提供や財政的支援を行っています。また、生涯学習に関する多種多様で幅広い分野の魅力的な自主事業等を実施しています。なお、これまでインターネット環境が整備されていませんでしたが、WEB 会議の実施や無観客試合のオンライン配信などが可能になるよう、令和４（2022）年度にWi - Fi環境を整備しました。

課題

生涯学習グループ数が利用者の高齢化により減少しているため、幅広い世代による公民館等の利用を促進することが必要となっています。

他市と比較して数は多いが規模は小さいという本市公民館の現状、公民館建物の老朽化の進行、今後の更なる人口減少や将来的な財政規模縮小を見据えたアセットマネジメントの取組との連携などを考慮すると、公民館組織の再編も併せて進めていく必要があります。

また、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」の更なる充実と併せ、市民の生涯活動の拠点でもある（仮称）生涯活動センターの整備を関係機関との連携により進める必要があります。

図書館は、電子書籍を充実させ、非来館型の利用者増加を図ることが課題であり、また郷土資料のデジタル化など資料形態を多様化するとともに、フェイスブックやホームページでの情報発信により、利用の拡大と情報サービスの強化を図る必要があります。

また、美術・郷土資料展示室では、市報、図書館ホームページ、ＳＮＳなどを利用した広報活動を積極的に行う必要があります。

基本方針

地域住民の多様な生涯学習ニーズに対応した生涯学習講座を設けるとともに、公民館、図書館、美術･郷土資料展示室からの充実した情報提供により、人生 100 年時代に対応した生涯を通じた学習活動の支援を行います。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
公民館で開設する講座、教室の開設数	485 件	500 件	336 件（令和４年３月）	515 件（515 件）
公民館の市民一人当たりの利用回数	2.7 回	2.8 回	0.9 回（令和４年３月）	2.9 回（2.9 回）
図書館の貸出冊数	828,779 冊	900,000 冊	749,004 冊（令和４年３月）	950,000 冊（950,000 冊）
美術・郷土資料展示室来館者数	－	－	11,617 人（令和４年３月）	12,000 人
くまぴあ利用者数	207,104 人	220,000 人	230,899 人（令和４年３月）	240,000 人（230,000 人）

施策の体系

魅力ある生涯学習事業を充実させる
- 1　公民館等を充実させる
- 2　図書館を充実させる
- 3　熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」を充実させる

単位施策１ 公民館等を充実させる

単位施策の概要

公民館等での学習機会の充実を図るとともに、多様なニーズに対応した生涯学習講座の企画・開設を推進します。

また、（仮称）生涯活動センターの整備推進と併せ、公民館の再編に当たっては、地域住民との調整を進め、地域における生涯学習環境の向上と連携を図ります。

主な取組

・生涯学習講座の充実
・（仮称）生涯活動センターの整備推進
・公民館の再編に向けた取組の推進

単位施策２ 図書館を充実させる

単位施策の概要

全ての市民が本に親しみ読書の楽しさを味わえるよう、図書館資料の整備・充実を図り、情報サービスの更なる充実を図ります。

また、学校等の授業を支援するための団体貸出、学校図書館補助員の研修など学校図書館と連携し、読み聞かせボランティアの育成など、子どもの読書活動を推進します。

美術・郷土資料展示室では、熊谷ゆかりの歴史・美術等をテーマに、本市の誇りとなる企画展及び各種講座・講演会等を行います。

主な取組

・図書館資料の整備と情報サービスの更なる充実
・視覚障害者が利用できる電子図書館システムの整備
・郷土熊谷に関するデジタル情報の発信
・子ども読書活動の推進
・企画展及び各種講座・講演会等の実施



〔熊谷市立図書館　子ども室〕

単位施策３　熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」を充実させる

単位施策の概要

熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」の利用促進を図るとともに、本市ならではの取組を推進します。

また、利用団体の拡充に向け、その活動を積極的に支援します。

主な取組

・生涯学習に関する自主事業の実施
・利用団体の拡充と活動への支援



〔熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」〕

施策 4

文化芸術活動を支援する

前期基本計画での取組状況

本市では、熊谷市文化祭、妻沼文化祭、江南文化祭を開催したほか、熊谷市美術展、市民音楽祭、ウインドオーケストラの開催や文芸熊谷の発行など、一年を通して各地域、各分野の文化活動を支援しました。

熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ピピア」では、芸術･文化の舞台公演を実施し、鑑賞機会の提供を行いました。熊谷文化創造館等既存施設は、老朽化した施設の改修整備を計画的に行い、継続的な文化芸術活動が実施できるように支援しました。

また、埋蔵文化財や一般文化財の企画展示、古代体験事業を行うとともに、「熊谷デジタルミュージアム」や熊谷市観光・文化財ナビアプリ「くまここ」のコンテンツを充実させ、熊谷の文化財等文化遺産に関して広く情報発信するとともに、豊かな郷土の歴史を如実に物語る貴重な文化財（長慶寺本堂・薬師堂、熊谷型紙「岸家」関係資料、中西遺跡出土遺物等）を新たに市の文化財に指定し、保護・継承に努めました。

市史編さんを進める中、「資料編８　近代･現代３（妻沼地域編）」、「調査報告書　仏像･仏画１」「調査報告書　中世の石造物」をはじめ計９点の書籍を刊行しました。



〔市指定有形文化財･彫刻「木彫大仏坐像（平戸の大ぼとけ）」第１次保存修理後一般公開〕



〔県指定有形文化財・建造物「諏訪神社本殿」保存修理後特別公開〕

現状

熊谷文化創造館「さくらめいと」等既存３施設については、老朽化した施設の改修整備を計画的に行い、継続的な文化芸術活動が実施できるように支援しているほか、熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」では、文化芸術活動をはじめとして、スポーツを含めた生涯学習活動を行う団体の支援を行っています。

また、江南文化財センターでは、文化財保護・継承の観点から、地域住民や指定文化財所有者等と協働して、地域に所在する文化財を、地域で守り伝えていく取組を行うとともに、指定文化財の全数調査成果等を生かし、指定に向けた事前調査を計画的に行っています。

課題

熊谷文化創造館「さくらめいと」等既存３施設ともに、施設の改修や設備の更新時期が到来しているため、今後は、施設の維持管理費用が大幅に増加することが見込まれます。

一方、本市の文化活動を支える熊谷市文化連合では、構成団体の高齢化が進行しており、新しい担い手の育成が課題となっています。

また、文化財の保護・継承を進める上で、特に無形民俗文化財について、後世への継承が危惧される後継者不足問題に関する方策の研究・検討を継続して進めることや、文化財等を保存するだけではなく、地域振興や観光振興等に効果的に活用していくことが課題となっています。あわせて、埋蔵文化財出土品については、現況の分散管理状況を解消・集約し、一元管理ができる施設の確保が課題です。

市史編さん事業の進捗に伴い収集が進む古文書等の史・資料については、他自治体と比べ突出して豊富で重要であることから、その保存、公開及び活用のため、公文書館等を新たに設置することが課題となっています。

基本方針

熊谷文化創造館「さくらめいと」等既存３施設の計画的な改修や設備の更新を図るとともに、市民の文化芸術活動を支える担い手の育成等を支援します。

また、文化財等文化遺産や伝統文化の保護と継承を図るとともに、市史編さんを推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
文化芸術活動に親しむ市民の数	46,910人	48,000人	28,947人（令和４年３月）	50,000人（50,000人）
文化財施設の見学者数	54,224人	70,000人	29,292人（令和４年３月）	73,000人（90,000人）

施策の体系

- 文化芸術活動を支援する
  - 1　文化芸術活動を支援する
  - 2　文化財の保護・継承を図る

単位施策１ 文化芸術活動を支援する

単位施策の概要

熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ピピア」の計画的な改修を図り、文化芸術に触れる機会の確保に努めます。

また、本市の文化芸術活動情報の提供に努めるとともに、その活動を支援します。

主な取組

- 熊谷文化創造館「さくらめいと」、大里生涯学習センター「あすねっと」、江南総合文化会館「ピピア」の維持・管理の推進
- 文化芸術活動の機会の確保と情報発信の充実
- 文化芸術団体等への支援の充実



〔熊谷文化創造館「さくらめいと」〕



〔大里生涯学習センター「あすねっと」〕



〔江南総合文化会館「ピピア」〕

単位施策２　文化財の保護・継承を図る

単位施策の概要

有形文化財をはじめとする文化遺産の保存と、無形民俗文化財に代表される地域に根ざした伝統文化の保護・継承と積極的な公開を行い、地域振興はもとより観光振興に活用します。

また、市史編さんのための調査等を進め、「資料編３・４（近世）」、「資料編７（近代・現代）」、「別編３ 自然編１（地形・地質・気候）」、「調査報告書 仏像・仏画２」の計５冊の書籍刊行を予定するとともに、成果を市内外にわかりやすく情報発信します。

主な取組

・西別府の国史跡「幡羅官衙（はらかんが）遺跡群」等文化財の保存と活用
・無形民俗文化財等伝統文化の後継者育成と継承意識の醸成
・埋蔵文化財出土品等の一元管理施設確保の推進
・市史編さん事業の推進と市史書籍の刊行
・公文書館設置検討の推進
・熊谷直実・蓮生法師等郷土の偉人の顕彰



〔（仮称）道の駅「くまがや」整備事業地内池上遺跡
発掘調査現地見学会〕

施策 5

学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

前期基本計画での取組状況

放課後子供教室事業では、市内 29 の全小学校区を対象に地域の方々の協力により、各地域の特色ある様々な活動が行われ、安心安全な居場所づくりとともに、子どもたちと地域の方々との交流を図りました。

また、家庭教育支援事業として、小・中学校及び未就学児の保護者等を対象にした、健全な家庭教育を支援するための講座を毎年 200 回前後実施しました。

さらに、小・中学校の保護者を対象とした「親が親として育ち、力を身につけるための学習」講座、中学校の生徒を対象とした「親になるための学習」授業を行いました。

現状

放課後子供教室は、各学区で活動できる範囲で創意工夫を行っており、地域の方々の指導スキル向上のため、運営委員を対象とした研修会を実施しています。また、家庭教育講座を、多くの保護者の参加が見込まれる小・中学校の就学時健診や入学説明会の機会に全小・中学校で実施しています。

また、熊谷市子どもセンターでは、地域で子どもを育てる環境を整備することを目的に、子どもたちの自然体験や社会体験などの支援や情報発信を行っていますが、ウィークエンドサイエンス、わくわく探検隊などを実施し、文化、社会等に触れる体験活動の機会を提供しています。また、「くまがやキッズ」を年に６回発行し、子どもの成長に資する様々な情報の提供に努めています。

本市では市内 45 校全ての地域においてコミュニティ・スクール※（学校運営協議会）を設置し、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていますが、特に地域総掛かりで「学力日本一」を目指す取組に力を入れています。

課題

放課後子供教室は、地域人材の不足が深刻となっており、新たな地域ボランティア指導者の確保・育成が課題となっています。

また、家庭教育支援は、家族構成・雇用形態の変化や地域社会関係の希薄化から、学ぶ環境が整わない親や孤立しがちな親なども参加しやすいよう、学校との連携をより一層深め、家庭教育の在り方を考え・学べる機会を全ての親へ提供する必要があります。

※コミュニティ・スクール　学校運営協議会制度とも言い、学校と保護者や地域の住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5）に基づいた仕組みのこと。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

基本方針

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校との連携を図り、放課後子供教室を中心に、安心・安全な活動拠点づくりを推進します。

あわせて、学校・家庭・地域が連携して「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
学校運営協議会設置校（コミュニティ・スクール）の割合	45校中0校	45校中45校	45校中45校（令和４年３月）	44校中44校（45校中45校）
放課後子供教室の実施回数	532回	550回	185回（令和４年３月）	570回（570回）

施策の体系

学校･家庭･地域が連携して子どもを育てる
- 1　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる
- 2　コミュニティ・スクールを推進する

単位施策１　学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる

単位施策の概要

家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校との連携を図り、放課後子供教室として、新たな地域ボランティア指導者を確保・育成しつつ、実施内容について創意工夫し、安心・安全な活動拠点の拡充を図ります。

主な取組

・放課後子供教室の実施回数の充実や実施内容の創意工夫
・新たな地域ボランティア指導者の確保・育成
・家庭教育学級や子育て支援講座の充実

単位施策２　コミュニティ・スクールを推進する

単位施策の概要

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、学校・地域・保護者が一丸となって「地域とともにある学校づくり」を進め、特に、地域総掛かりで「学力日本一」を目指すとともに、学校評価を適時・適切に行い、地域住民に広く公表します。

また、学校だけでなく、家庭においても「熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』」を推進します。

主な取組

・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進
・学校評価の実施と公表
・「熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』」の推進（再掲）



〔熊谷の子どもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』〕



〔こども広報　くまがやキッズ〕



〔ウィークエンドサイエンス〕



〔わくわく探検隊〕



〔本とのふれあい事業〕

政策 8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

施策 1

市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市市民活動支援センターを拠点として、市民活動団体の支援、育成に取り組むとともに、ウィズコロナとして「新しい生活様式」に沿い、オンラインを活用しての市民活動団体の相談・支援を行いました。

また、「熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金」を 25 の市民団体へ交付、市民活動団体と市の協働による「熊谷市協働事業提案制度　市民協働『熊谷の力』事業」を 13 事業実施し、市民活動の活発化を図りました。

現状

社会の変化とともに、地域の課題や市民のニーズが複雑・多様化している中、公平性や平等性を原則とする行政サービスには限界があります。

このような状況の中、熊谷市市民活動支援センターでは、これから活動を始めたい団体の活動支援、活動の枠を広げたい団体間の交流、活動を行いたい市民とのマッチング等を実施しています。こうした取組等により、社会貢献活動や地域課題の解決に向けた活動等を提供する市民活動団体は、「公益」の担い手としての存在意義が高まっています。

課題

市民が自ら地域の課題を解決する力や活動を継続する力をつけるためには、人々が協働のルールに基づいて、気軽に、自由に交流・意見交換でき、団体同士の連携を深めることのできる活動拠点の整備と、活動や連携・協力に関する相談ができる体制づくりによる支援を継続・拡大する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自粛した市民活動・地域コミュニティ活動も多いため、「新しい生活様式」に合わせた活動に変更し継続していくための支援が必要です。



〔市民活動団体発表会〕



〔ニャオざねまつり（市民活動団体まつり）〕

基本方針

満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
市民活動団体の支援センター登録数	212団体	230団体	278団体（令和４年３月）	250団体（250団体）
市民活動保険登録団体数	1,185団体	1,240団体	1,222団体（令和４年３月）	1,280団体（1,280団体）

施策の体系

市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する
- 1　市民活動団体を支援、育成する
- 2　地域コミュニティ活動を推進する

単位施策１　市民活動団体を支援、育成する

単位施策の概要

公益的市民活動を行う団体を支援、育成します。

また、（仮称）生涯活動センターの整備とともに、市民との協働の拠点である市民活動支援センターの機能を継続します。

主な取組

・協働事業提案制度の推進
・公益的市民活動の促進のための助成
・（仮称）生涯活動センターの整備推進（再掲）
・市民活動支援センターの運営

単位施策２　地域コミュニティ活動を推進する

単位施策の概要

それぞれの地域や生活の場に密着した地域コミュニティ活動を推進します。また、自治会等の活動を支援します。

主な取組

・コミュニティづくりの推進
・自治会活動の支援

施策 2

非核平和を推進する

前期基本計画での取組状況

平和事業を充実させていくため、平成 30（2018）年に「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しました。

毎年、本庁舎で熊谷平和展を開催したほか、戦後 75 周年に当たる令和 2（2020）年には、熊谷市立熊谷図書館で「熊谷空襲とその前後の時代展」を開催し、熊谷空襲や平和の尊さを再認識する機会を設けました。

また、非核平和都市宣言懸垂幕・広告塔の掲示や平和バスの運行を実施しています。

現状

昭和から平成、令和と時代が移り、戦後生まれの人口が全体の８割を超える中で、戦争の惨禍を次の世代に伝えていくことが大変難しくなっています。

課題

本市は、終戦の前夜に日本本土で最後の空襲を受け、多数の犠牲者を出し、県内唯一の戦災指定都市となりました。熊谷空襲の記憶を風化させないよう、また、恒久平和のために、引き続き、各種平和事業を推進していく必要があります。

基本方針

戦争の悲惨さ、平和の尊さを再認識し、非核平和を実現するため、これまでの平和事業の継続実施や熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」内の平和資料展示室の活用等により、幅広い世代に啓発活動を行うとともに、市民の非核平和に向けた活動を支援します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
平和展の入場者数	1,066 人	1,200 人	808 人（令和４年８月）	1,500 人（1,500 人）
熊谷空襲の認知度	－	80.0%	84.5%（令和４年８月）	85.0%（85.0%）

施策の体系

非核平和を推進する ―― 1　平和事業を推進する

単位施策１　平和事業を推進する

単位施策の概要

熊谷市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識を醸成するため、平和展の開催や平和バスの運行、平和資料展示室の運営、平和基金の有効活用を図るとともに、広告塔・懸垂幕の掲示等による啓発を推進します。

主な取組

・平和展の開催
・平和バスの運行
・平和資料展示室の運営
・平和基金の有効活用
・非核平和都市宣言啓発のため懸垂幕・広告塔の掲示



〔熊谷平和展〕



〔平和資料展示室〕

施策 3

人権尊重のまちをつくる

前期基本計画での取組状況

人権尊重社会を実現させるため、知識や経験を備えた指導的行動のできる市民養成を目的に、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」を開催しました。

市民生活の安定と向上に資するため、人権相談や生活相談を充実させました。また、啓発冊子「わたしたちに　できること」の毎戸配布や各種研修会での活用などにより、人権問題に対する市民の正しい理解を深めました。

基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進するため、人権作文集「じんけんくまがや」の発行や人権教育研修会などを実施しました。また、人権に関する意識調査について対象者を変えて毎年実施し、人権教育のために活用しています。

令和４（2022）年４月からは、性の多様性を認め合う共生社会の実現に向け、「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

現状

子ども、高齢者、障害者等への虐待やＤＶ（配偶者や恋人等への暴力）、同和問題（部落差別）等の人権侵害のほか、近年では、インターネット上での差別を助長する書き込み、感染症等を理由とした差別、外国人、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ※）に対する偏見など新たな人権問題が生じています。

課題

引き続き、人権意識の向上を図り、人権尊重の心を育むために人権啓発、人権教育の推進が必要です。さらに、一人一人が人権尊重の意識を高め、互いに尊びあい、全ての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を実現することが求められています。

また、国が差別の解消を目指して施行した３つの法律（人権三法※）の趣旨を踏まえ、取組の一層の強化が必要です。

基本方針

全ての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

また、人権三法の趣旨を踏まえた取組を推進します。

※ＬＧＢＴＱ　性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Queer/Questioning（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア又はクエスチョニング）の頭文字からなる語。

※人権三法　国が差別の解消を目指して施行した、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を指す。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
人権意識が向上していると思う市民の割合	54.5%	55.0%	44.7%（令和４年８月）	60.0%（60.0%）

施策の体系

人権尊重のまちをつくる
- 1　人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る
- 2　人権教育を推進し、人権尊重の心を育む

単位施策１　人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る

単位施策の概要

子ども、高齢者、障害者等への虐待や、同和問題（部落差別）、ＤＶ、外国人、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）、感染症を理由とした差別等の人権問題の解決に向けて、全ての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現のため、人権啓発を推進し、人権相談を充実して、人権意識の向上を図ります。

主な取組

・人権相談、生活相談の充実
・人権啓発活動の充実
・人権問題研修会、講演会の開催

単位施策２　人権教育を推進し、人権尊重の心を育む

単位施策の概要

あらゆる人権問題を解決するために、人権教育に関する学習機会を充実させるとともに、指導者の育成を図ります。

また、基本的人権尊重の理念に基づく人権教育を推進します。

主な取組

・人権教育研修の充実
・学校教育における人権教育の推進
・社会教育における人権教育の推進

施策 4

男女共同参画を推進する

前期基本計画での取組状況

「熊谷市男女共同参画推進計画」には、熊谷市ＤＶ防止基本計画及び熊谷市女性活躍推進計画を盛り込んでおり、誰もが家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場で生き生きと活躍できる、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施しています。

この計画に基づいた施策の進捗状況について、毎年、関係各課への調査・点検・評価を行いました。その結果、令和２（2020）年度は「教育現場等における男女共同参画の意識づくり」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した職場環境づくりや女性が働きやすい環境づくり」「ＤＶ被害者及びその子に対する相談・生活支援」に関する施策等、事業全体の 76.6%が良好に進捗していることが認められ、こうした各分野にわたる施策を計画的に推進した結果、まちづくり市民アンケートでの「男女共同参画社会」の言葉の周知度は 78.4%となり、前期めざそう値の 70.0%を達成しました。

現状

平成 29（2017）年度に行った「熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査」では、全体として「女性に比べて男性の方が優遇されている」と感じる市民の割合が 60.7%であり、根強い男性優位の社会通念・慣習・固定的な役割分担意識等があることがわかりました。

「仕事にかかる時間」については、男性は１日平均約９時間、女性は１日平均約６時間と回答しており、家事・子育て・介護などの大半は女性が担っているという結果が出ています。「配偶者などから暴力を受けた経験がある」と答えた人の割合は、11.7%であり、その被害者の多くが女性でした。

本市における「審議会等への女性の登用率」は、近年上昇傾向にありますが、目標値に届いていない状況が続いています。



〔フォーラムくまがや 2022〕

課題

各種団体役員等における女性の登用、性別による固定的な役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、あらゆる暴力の根絶など、依然として多くの課題が残っており、更なる男女共同参画の推進を図るため、「熊谷市男女共同参画推進計画」の改訂を含め、市民や事業者とともに取り組んでいく必要があります。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（内閣府）」に重点的に取り組み、女性の社会における活躍を推進するとともに、性別にとらわれない、誰もがのびのびと生きやすい社会を実現することが必要です。

基本方針

一人一人がお互いを尊重し、男女が共に個性や能力を社会の様々な分野で発揮し活躍できる、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
審議会等への女性の登用率	24.8%	40.0%	29.7%（令和４年４月）	40.0%（40.0%）
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	63.2%	70.0%	78.4%（令和４年８月）	85.0%（80.0%）

施策の体系

男女共同参画を推進する ―― 1　男女共同参画を推進する

単位施策１　男女共同参画を推進する

単位施策の概要

男女共同参画社会実現のため、人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を通した働き方改革の推進、人材発掘・育成、ＤＶ等の相談対応に取り組みます。

主な取組

・新たな男女共同参画の指針づくりと推進
・女と男の情報紙「ひまわり」の発行
・配信（出前）講座の拡充と各種セミナー、フォーラム等の開催
・各種団体役員等における女性の登用促進
・女性人材リストの拡充
・女性デジタル人材の育成
・ＤＶ等の相談・支援の充実





〔女と男の情報紙「ひまわり」〕

施策 5

国際・国内交流と多文化共生を推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市国際交流協会と連携し、市民の国際理解を促進するための各種講座の開催や中高生ホームステイプログラム、姉妹都市インバーカーギル市との交流事業、国際交流バスハイクといった友好親善活動、外国人の文化習慣等を知り、理解するための外国人による母国の文化紹介講座の開催、在住外国人支援事業として、外国人のための日本語教室、外国人による日本語スピーチコンテスト等のほか、英語・中国語の通訳を活用した相談などの充実を図りました。

また、海外日本語講師の研修の一環として実施したアジアの研修生によるホームステイ「ワンナイトステイ」の受入を積極的に行うとともに、人材リストを活用し、小学校における国際理解教育のための外国人講師の派遣や、熊谷で開催されたラグビーワールドカップ 2019™ への支援事業を行うなど、時代のニーズに合った事業を展開しました。

現状

平成３（1991）年設立の熊谷市国際交流協会は四半世紀を超え、民間外交の役割を担っています。これまでに数多くの市民が国際交流事業に参加し、交流を深め、市民の国際理解が向上しています。

平成５（1993）年にニュージーランドのインバーカーギル市と姉妹都市提携をして以来、市民相互訪問、中高生ホームステイプログラムを実施し、また、市内の県立高校３校及び大学はそれぞれインバーカーギル市の高校・大学と交流を深め国際理解・国際感覚醸成の一助となっています。

一方、国内においては、長野県山ノ内町や東京都世田谷区等との経済や防災など特定分野においての自治体間の交流を行っています。

課題

令和４（2022）年４月末現在、外国籍市民は 3,740 人（平成 29（2017）年 12 月末 3,068 人）、出身国・地域は 64 か国・地域となり、様々な文化が混在し、価値観が多様化しています。

今後も訪日外国人の増加が見込まれる中、相互の文化的・宗教的背景などの違いを理解し、地域社会を共に支えて歩んでいく「多文化共生」の推進が必要なことから、熊谷市国際交流協会の機能充実が求められています。

基本方針

熊谷市国際交流協会を軸として、市民・事業者・教育機関との連携を図り、多文化共生社会の実現に向け、異文化理解・国際交流を推進するとともに、国際感覚に優れた人材を育成します。

また、国内交流における市民の主体的活動を引き続き支援します

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
通訳等ボランティア登録者数	300人	330人	270人 （令和４年３月）	330人 （360人）
国際交流事業への参加者数	2,300人	2,500人	687人 （令和４年３月）	2,500人 （2,700人）

施策の体系

国際・国内交流と多文化共生を推進する ―― 1　国際・国内交流と多文化共生を進める

単位施策１　国際・国内交流と多文化共生を進める

単位施策の概要

姉妹都市交流等を通して国際化を推進し、国籍にかかわらず地域の一員として生活できる環境づくりを進めるとともに、国内交流を促進します。

主な取組

・姉妹都市との交流
・中高生ホームステイプログラムの実施
・日本語教室の開催
・外国人による日本語スピーチコンテストの開催
・母国の文化紹介の国際理解講座の開催
・各種語学講座の開催
・国際交流イベントの開催
・国内交流の促進



〔姉妹都市提携30周年記念調印式〕

施策 6

健全な財政を推進する

前期基本計画での取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中にあって、おおむね健全な財政運営を行ってきました。

市税については、効果的な収納対策のほか、自主納付を促すための納税環境の整備に努めたこと等により、納税率は前期めざそう値を上回っています。

また、令和4（2022）年度には債権管理担当部署を新設し、債権管理条例を制定するなど債権管理の適正化と事務の効率化を図っています。

市債についても、新規借入を抑制し、計画的に残高の縮減を図ってきたこと等により、財政の健全度を示す指標について計画どおりに推移しています。

現状

市税の課税及び収納については、公平・適正の観点から未申告者に対する所得の確認や調査を積極的に行うなど適切な対応に努めるとともに、地方税共通納税システムの普及や個人住民税についての特別徴収の推進を図っています。

また、市債残高については、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までに約90億円の縮減を行うなど将来世代への負担が少ない健全な財政運営を行っています。

このほか、将来の行政需要の増加や不測の事態に対応するため、各種基金の積立てを行い、運用益の増加に努めながら財政基盤の強化を図るとともに、国の統一的な基準に基づく地方公会計を整備し、総合的な財政状況の整備に努めています。

課題

少子高齢化の影響により歳入の根幹をなす市税収入が減少していくことが見込まれることから、自主納付しやすい納税環境を整え、新規滞納者の抑制を図るとともに更なる納税率の向上を目指す必要があります。また、市税以外についても徴収困難な債権を集約するなど効率的な債権回収に努める必要があります。

一方で歳出においては、医療や福祉など社会保障に係る義務的経費に加え、道路・橋りょう等のインフラ施設の維持管理や公共施設等の再編に対応していく必要があることから、公共サービスの見直しなどによる経費の削減を更に進める必要があります。

このように歳入歳出両面からこれまで以上に効率的かつ効果的な財政運営を推進していく必要があります。

基本方針

既存施設の余裕スペースの積極的な貸付や広告掲載事業を展開する施設数を増やすなど、行政財産の効率的活用を推進するほか、負担の公平性の観点から、市税や市が保有する債権について、適正な管理のもと、納付しやすい環境の整備を進め、自主財源の拡充に努めます。

また、経費の削減に努め、健全財政のもと自主性･自立性の高い財政運営を確立します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
市税の納税率 （現年及び過年度分）	96.2%	96.5%	98.4% （令和４年５月）	97.0% （97.0%）
将来負担比率	0.0%以下	0.0%以下	0.0%以下 （令和４年３月）	0.0%以下 （0.0%以下）

施策の体系

健全な財政を推進する
- 1　公平で適正な負担による自主財源を確保する
- 2　将来世代の負担を抑制する

単位施策１　公平で適正な負担による自主財源を確保する

単位施策の概要

広告掲載事業を展開する施設の追加、余裕スペースの貸付の実施等により、行政財産の効率的活用を推進します。また、市税等の収入を確保するため、計画的で効果的な調査や催告に基づく積極的な滞納整理を進めるとともに、納税コールセンターの活用や多様な収納方法を整備し、新規滞納者を抑制します。

あわせて、債権管理の適正化に向け、債権管理担当部署による債権の管理に関する所管課等への助言･指導のほか、徴収困難な債権を集約し、徴収や滞納処分等を進めます。

主な取組

- 行政財産の効率的活用と普通財産の処分
- 市有施設への広告掲載の推進
- 市税等の滞納整理の強化と徴収困難債権の一元化
- 納税コールセンターの設置
- キャッシュレス納付の導入

単位施策２　将来世代の負担を抑制する

単位施策の概要

将来世代への過度の負担を抑制しながら、新たな行政需要や公共施設等総合管理計画などに基づいたインフラ施設の維持管理、公共施設等の再編に対応するため、市債を計画的に発行して財源の平準化及び世代間の負担の均衡を図ります。

主な取組

- 計画的な市債発行と適債事業の選択
- 交付税措置の割合の高い市債の選択

施策 7

簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する

前期基本計画での取組状況

民間の効率的で優れたサービスを生かす観点から、指定管理者制度や民間委託による施設運営を積極的に推進し、おおむね計画どおり推移しています。

また、行政改革大綱に基づき、具体的な指標や目標数値に沿って、事務事業の見直し、指定管理者制度の拡大、組織・機構の統廃合等を進めるとともに、継続的に定員適正化に取り組みました。

その結果、第１次後期基本計画にて達成した「消防職員を除く職員数」のめざそう値1,100人を超えることなく、前期基本計画初年度の平成30（2018）年度は1,092人、最終年度の令和４（2022）年度は1,082人と、1,100人の範囲内で職員数を維持しています。

現状

少子高齢化の進展に対応し、求められる公共サービスに対して限られた人材と財源をより効率的・効果的に活用するための行財政運営について、継続的に見直しを進めています。

また、市民ニーズが複雑・多様化するとともに、地方分権に伴う専門性の高い事務の増加、転入・定住促進事業の推進や新型コロナウイルス感染症への対応、さらにはデジタル・トランスフォーメーションの推進等新たな行政課題への対応にかかる事務量が増加する中で、定員管理においては、適正な職員数や定数管理の手法、委託・指定管理の推進、事務事業の見直し等と併せて恒常的に検討を行っています。

課題

限られた職員数により、複雑化・多様化する市民ニーズや、新たな行政課題に対応するためには、組織力の向上を図る必要があります。

それには、個々の職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、健全な行財政運営を行う上でも、人材育成が重要な課題となっています。

基本方針

時代の要請に適合した組織の見直しを行うとともに、より効率的・効果的な公共サービスの提供を実現するため、ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等のデジタル技術を活用するとともに、ＰＰＰやＰＦＩ等の民間活力を積極的に活用します。

また、人材育成基本方針に基づき、効率的で効果的な研修の実施や職務に必要な資格取得の支援を行うなど、職員一人一人の能力開発と意識改革を促し、市民の視点に立った信頼される行政のプロフェッショナル育成に努めます。

さらに、意欲、能力、実績が適正に反映できるよう人事評価制度の浸透・定着を図るとともに、働き方改革やダイバーシティの考え方を踏まえた上で、女性職員の積極的な登用を行うとともに、能力と意欲に応じた適材適所の職員配置に取り組みます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
民間委託比率	30.0%	32.0%	32.6% （令和４年４月）	33.0% （33.0%）

施策の体系

簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する
- 1　行政組織・機構の見直しと合理化を図る
- 2　民間活力の導入を推進する
- 3　職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う

単位施策１　行政組織・機構の見直しと合理化を図る

単位施策の概要

高い自立性と柔軟性を備え、新たな行政需要や地域の課題に即応した展開ができる、簡素で機動的な組織・機構を整備します。

主な取組

・需要に応じた行政組織の再編
・本庁と分庁舎の機能分担の明確化
・ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等の活用推進

単位施策２　民間活力の導入を推進する

単位施策の概要

効率的・効果的な行政サービス提供のため、アウトソーシング、指定管理者制度、包括委託等の手法や複数年契約を推進します。

主な取組

・民間委託化の拡大
・ＰＰＰやＰＦＩ等の導入

単位施策３　職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う

単位施策の概要

市民ニーズの複雑・多様化、さらには行政のデジタル化など、新たな行政課題に対応するため、職員の能力開発や資質向上を目的とした階層別の研修等に加え、自己啓発意欲を喚起する研修を推進します。また、職員の職務に対する意識や専門能力について一層の向上を図るため、資格取得を促進します。

さらに、客観的、かつ透明で適正な人事評価制度の活用により、職務行動の向上や能力開発を促進するとともに、女性活躍の推進や適材適所の職員配置などにより、意欲や専門性を最大限に生かした人事管理を行います。

主な取組

・職員の能力開発や資質向上を目的とした各種研修の推進
・行政のデジタル化を推進する人材の育成
・職員自己啓発や資格取得等の支援
・人事評価制度の活用
・女性活躍の推進や適材適所の職員配置
・人材育成基本方針の見直し



〔本庁舎〕



〔妻沼庁舎〕



〔大里庁舎〕



〔江南庁舎〕

施策 8

市政の情報をわかりやすく発信する

前期基本計画での取組状況

本市の広報は、市報くまがやの発行のほか、点字広報や声の広報、メール配信サービス「メルくま」による情報提供やケーブルテレビの利用など、多様な媒体を活用して行いました。「市報くまがや」については、市ホームページに掲載するだけでなく、スマートフォンやタブレットで手軽に見られるよう、無料アプリの導入による電子ブック化を行いました。

ホームページについては、知りたい情報がすぐに見つけられるように、また、使用する端末の種類・大きさを問わず最適な表示ができるようリニューアルを行うとともに、ＦＭラジオやテレビのデータ放送の利用、駅のコンコースに設置したデジタルサイネージ、ツイッター及びフェイスブック、インスタグラムの運用、YouTube での動画配信等を実施しました。

一方、広聴については、市長へのメール・手紙のほか、自治会や各種団体からの要望書を受理し、回答や説明を行いました。

市長自ら市内各所を訪問し、重要施策の取組状況を報告するとともに、市民と自由に語り合い、いただいた御意見やアイデア等を市政に反映させるためのハートフル・ミーティングを、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度にそれぞれ８回ずつ、計 16 回開催し、合計で 654 人の方に御参加いただきました。令和２（2020）年度及び３（2021）年度については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を見送ることとしました。

本市では、スマートシティの実証実験として令和４（2022）年１月から熊谷まちあるきアプリ「くまぶら」の運用を開始し、市内の店舗紹介や、気象情報、県営熊谷スポーツ文化公園や市内のスポーツ情報など多彩なコンテンツを配信することにより、人々のまちなかへの誘導を図りました。

また、熊谷市公共施設予約システムや埼玉県市町村電子申請共同システムなどにより、行政手続のオンライン化を推進しました。

現状

広報については、様々な媒体を活用し、市政に関するタイムリーな情報を発信しています。一方、様々な機会を捉えた幅広い広聴事業に加え、市ホームページ上にお問合わせフォームとアンケートフォームを掲載することにより、多くの市民からの意向を把握できるように工夫しています。

市民目線に立ったまちづくりを推進していくために、市政の情報を発信し、かつ、市民の声を聴く、情報共有及び交換の場として、令和４（2022）年度から新たに開始したタウンミーティングは、自治会などのほか、市内で定期的に活動するＮＰＯ法人、福祉団体、教育団体などから開催の申込みを募集するものとなっています。

公・民・学が連携し設立した、熊谷スマートシティ推進協議会では、構築したミニアプリサービス等のデータの取得や分析と合わせ、データ連携基盤の整備を検討し、データ利活用に向けた取組を進めています。



〔くまぶらアプリ〕

また、令和３（2021）年５月にこれまでの熊谷市ＩＴ推進本部を熊谷市ＤＸ推進本部に改め、全庁的なＤＸの推進に向けた調整を進めています。

課題

成果指標である「『市報くまがや』に満足している市民の割合」について、めざそう値を達成できるように工夫していく必要があります。また、自治会未加入世帯が市報を入手するための手段を拡充するとともに、ツイッター、フェイスブック及びインスタグラム、YouTube 等の内容を充実させる必要があります。

市内の多種多様な団体、幅広い年齢層へ市政の情報を発信できるというタウンミーティングの強みを最大限に生かすため、市のホームページや市報を通じて、この取組の内容を広く市民に周知していくことが必要です。

市民にとってより簡便でわかりやすく、かつ、申請のための来庁が不要になるなど、いつでも、どこでも手続を行えるよう、行政手続等のオンライン化を進める必要があるとともに、より多くの市民がマイナンバーカードを利活用できるよう推進することが必要です。

また、デジタル技術の発展に対応した、より効率的かつ効果的な業務の改革を進めることにより、行政サービスを更に向上することが必要です。

あわせて、地域の実情に沿った情報化を進めるとともに、行政データを積極的に公開し、有効に活用される取組を進めることも必要です。

基本方針

ＤＸにより行政サービスを向上し、様々な広報手段の効率的運用と内容の充実を図り、更に多様な手段・媒体を検討し、市の魅力を市内外に向けて広報します。

また、意見収集の充実のため、新たな広聴手段を検討し、取り入れていきます。

市民の利便性の向上に向け、社会情勢に対応したデジタル自治体の推進と市民が安全で安心して暮らせ、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指し、積極的なＤＸの推進を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
「市報くまがや」に満足している市民の割合	69.6%	75.0%	71.7%（令和４年８月）	80.0%（80.0%）
市ホームページのアクセス数（月間）	約185,000pv	220,000pv	301,616pv（令和４年10月）	400,000pv（260,000pv）

施策の体系

市政の情報をわかりやすく発信する
- 1　情報をわかりやすく提供する
- 2　ＤＸ推進により市民向けサービスを充実させる
- 3　DX推進により業務の効率化･高度化を推進する

単位施策１　情報をわかりやすく提供する

単位施策の概要

情報をわかりやすく整理・編集して市報を発行するとともに、ホームページは見やすく最新情報を掲載します。

また、ケーブルテレビやＦＭラジオ、ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、YouTube 等、多様な手段・媒体を活用し、戦略的かつ効果的に情報を発信します。

さらに、ＮＰＯやボランティア団体等、行政以外からの地域情報を発信する地域ポータルサイトを運営します。

主な取組

・シティプロモーションの推進
・わかりやすい市報の発行
・市ホームページの運営による最新情報発信
・ケーブルテレビでの番組放映による情報提供
・ＦＭラジオの番組放送による情報提供
・ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、YouTube等による情報提供
・ＳＮＳ等の活用による意見収集

単位施策２　ＤＸ推進により市民向けサービスを充実させる

単位施策の概要

デジタル技術やデータの活用により、住民の利便性の向上を図り、行政サービスを含む市民向けサービスの向上を推進します。

主な取組

・電子申請等によるオンラインでの行政手続の拡充
・マイナンバーカードの利活用の推進
・公開型ＧＩＳによる情報の提供
・行政データのオープンデータ推進
・公共施設でのＷｉ-Ｆｉ環境の提供
・デジタルコミュニティツールの実装
・データ連携基盤とＩＤ管理システムの検討
・デジタルデバイドの解消

単位施策３　ＤＸ推進により業務の効率化・高度化を推進する

単位施策の概要

デジタル技術やデータの活用により、業務の効率化･高度化を進めていきます。また、ＤＸの推進に向け職員のデジタルスキルアップを図り、その可能性を拡充します。

主な取組

・自治体の情報システムの標準化・共通化
・庁内システム環境の充実化・最適化
・ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等の活用推進（再掲）
・セキュリティ対策の徹底とデジタルリテラシーの向上
・職員の業務の改革（電子決裁の導入、ＥＢＰＭ※の推進等）

※ＥＢＰＭ　Evidence-based Policy Making の略。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組のこと。

施策 9

次世代のため、公共施設の整理統合を推進する

前期基本計画での取組状況

令和２（2020）年３月に施設分野ごとに熊谷市個別施設計画を策定し、本市が保有又は管理する全ての公共施設について、2020 ～ 2054 年度までの再編方針、2020 ～ 2029 年度までの具体的な対策内容（更新・大規模修繕・除却等）及び実施時期などを定めました。

また、令和３（2021）年３月には、公共施設マネジメントにおける基本的な取組方針を定めた「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」と「同基本計画」とを一体で見直し、「熊谷市公共施設等総合管理計画」として改定しました。

これらの計画等に基づき公共施設の整理統合を推進した結果、平成 30（2018）年度～令和３（2021）年度において、公共施設の延床面積を約 4,000㎡削減しました。

現状

熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画が策定され、本市の公共施設マネジメントは、計画策定段階から事業実施段階へと本格的に移行し、学校施設では小学校の統廃合を進めています。

また、子育て支援施設では保育所を集約し、保健センターなどの保健福祉施設との複合化や公民館などの市民文化施設を中心とした施設の集約化・複合化を進めています。

課題

今後の財政事情及び市域の状況の変化等を見据え、継続的に計画内容の見直しを行っていく必要があり、計画の見直しに当たっては、地域住民や利用者等の意見を聴きながら、施設の将来像について、よりよいまちづくりの視点も加えたコンセンサスの形成が必要です。

また、公共施設の集約・再編に併せて、地域公共交通の再編・充実を進めており、施設の利便性を高め、住みやすいまちづくりを推し進めています。

基本方針

熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画等に基づき、市民と協働して、公共施設の統廃合や再配置等を効果的に推進し、道路・橋りょう・上下水道等の生活インフラ施設の計画的な維持管理及びコストの縮減を図り、次世代のための公共施設マネジメントを積極的に推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
公共施設の延床面積	62万8,000㎡	60万5,000㎡	62万4,000㎡ （令和４年３月）	56万6,000㎡ (56万6,000㎡)
インフラの維持管理コスト	46億円	44億円	47億円 （令和４年３月）	41億5,000万円 (41億5,000万円)

施策の体系

次世代のため、公共施設の整理統合を推進する
- 1　施設の統廃合・再配置を効果的に推進する
- 2　インフラの維持管理コストを削減する

単位施策１　施設の統廃合・再配置を効果的に推進する

単位施策の概要

財政事情及び市域の状況の変化等を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直し・改定を行いつつ、市民サービスの質の維持・向上を図りながら、公共施設の統廃合・再配置を推進します。

主な取組

・子育て支援施設や保健福祉施設を集約化・複合化した子育て支援・保健拠点施設の整備
・（仮称）生涯活動センターの整備推進（再掲）
・新熊谷学校給食センター整備の推進（再掲）
・分庁舎を解消し本庁舎に機能を集約するための検討

単位施策２　インフラの維持管理コストを削減する

単位施策の概要

施設の長寿命化や維持管理等に関する計画に基づき、施設を運営するとともに、適宜計画の見直しを行います。また、予防保全、包括委託、広域化等のコストダウンを図る手法について導入の検討を行い、維持管理コストの削減を図ります。

主な取組

・施設長寿命化計画・維持管理計画等の改定
・コストダウンの手法導入



KUMAGAYA
第2次熊谷市総合振興計画

資料編

1　財政フレーム

（単位：百万円、％）

区分		当初全体計画（平成30～令和9年度）		前期計画額（平成30～令和4年度）		前期実績額（平成30～令和3年度）（令和4年度予算）		当初後期計画額（令和5～9年度）		新後期計画額（令和5～9年度）	
		計画額	構成比	計画額	構成比	実績額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
歳入	自主財源	340,226	52.8%	169,846	53.6%	203,007	53.2%	170,380	52.0%	185,827	52.3%
	市税	285,034	44.2%	144,083	45.5%	151,382	39.7%	140,951	43.0%	150,273	42.3%
	その他	55,192	8.6%	25,763	8.1%	51,625	13.5%	29,429	9.0%	35,554	10.0%
	依存財源	304,045	47.2%	146,773	46.4%	178,066	46.8%	157,272	48.0%	169,840	47.7%
	国県支出金	153,976	23.9%	73,077	23.1%	108,284	28.4%	80,899	24.7%	81,152	22.8%
	市債	40,000	6.2%	20,000	6.3%	15,055	4.0%	20,000	6.1%	32,772	9.2%
	地方譲与税等	110,069	17.1%	53,696	17.0%	54,727	14.4%	56,373	17.2%	55,916	15.7%
	計	644,271	100.0%	316,619	100.0%	381,073	100.0%	327,652	100.0%	355,667	100.0%
歳出	消費的経費	431,820	67.0%	210,296	66.4%	262,923	73.3%	221,524	67.6%	242,528	68.2%
	人件費	109,698	17.0%	55,018	17.4%	60,843	17.0%	54,680	16.7%	61,052	17.2%
	物件費	76,196	11.8%	38,098	12.0%	45,009	12.5%	38,098	11.6%	49,904	14.0%
	扶助費	191,090	29.7%	89,493	28.3%	92,259	25.7%	101,597	31.0%	90,410	25.4%
	その他	54,836	8.5%	27,687	8.7%	64,812	18.1%	27,149	8.3%	41,162	11.6%
	投資的経費	50,000	7.8%	25,000	7.9%	24,095	6.8%	25,000	7.6%	39,196	11.0%
	普通建設事業費	50,000	7.8%	25,000	7.9%	23,947	6.7%	25,000	7.6%	39,196	11.0%
	災害復旧事業費	0	0.0%	0	0.0%	148	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	その他経費	162,451	25.2%	81,323	25.7%	71,644	19.9%	81,128	24.8%	73,943	20.8%
	公債費	44,697	6.9%	22,422	7.1%	21,675	6.0%	22,275	6.8%	23,078	6.5%
	積立金	4,841	0.7%	4,685	1.5%	5,425	1.5%	156	0.1%	896	0.3%
	繰出金	102,167	15.9%	48,843	15.4%	38,695	10.8%	53,324	16.3%	44,539	12.5%
	その他	10,746	1.7%	5,373	1.7%	5,849	1.6%	5,373	1.6%	5,430	1.5%
	計	644,271	100.0%	316,619	100.0%	358,662	100.0%	327,652	100.0%	355,667	100.0%

2　成果指標の算出方法

政策	施策	成果指標	算出方法
1 スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち			
	1 スポーツによるまちづくりを推進する		
		1 スポーツ活動を「実践」している市民の割合	スポーツ活動を「実践」していると答えた人数／アンケート回答総数×100
		2 総合型地域スポーツクラブの数	市内の総合型地域スポーツクラブの登録団体数
	2 スポーツツーリズムを推進する		
		1 観光協会、民間団体・企業、市民等が支援する大規模大会の数	大会主催者等からの情報提供による数値
	3 観光を推進する		
		1 観光入込客数	観光入込客統計調査での市内外から観光に訪れた年間人数（暦年）
2 健康で安全・安心に暮らせるまち			
	1 防災・危機管理体制を整え、災害・武力攻撃等に備える		
		1 防災行政無線(固定系)の受信所数	市内に設置されている防災行政無線の受信所の数
		2 防災メールの登録者数	防災無線情報メール配信サービス登録者の数
		3 自主防災組織率	自主防災組織に加入している世帯数／総世帯数×100
		4 自主防災組織訓練実施数	自主防災組織が行う防災訓練の実施件数（年度）
	2 防犯体制を整え、犯罪を抑制する		
		1 「メルくま」防犯・交通安全情報登録者数	「メルくま」防犯・交通安全情報登録者の数
		2 犯罪認知件数	刑法犯罪の発生が認知された件数（暦年）　提供：熊谷警察署
		3 補助制度活用による空き家解消件数（年間）	空き家の除却、利活用等に係る市補助制度の活用者数（年間）
	3 消費者被害を防止する		
		1 消費生活相談件数	市の消費生活センターで受けた相談件数（年度）
		2 消費生活講座参加者数	市が行っている消費生活講座に参加した人数（年度）
	4 交通安全を推進する		
		1 交通人身事故発生件数	交通事故のうち人身事故の発生件数（暦年）　提供：熊谷警察署
	5 健康づくりを推進する		
		1 健康であると思っている市民の割合	自分自身が健康であると答えた人数／アンケート回答総数×100
		2 特定健康診査の受診率	特定健診の受診者数（市実施分）/特定健診の対象者数×100（年度）
		3 健康づくり関連事業の参加者数	市が実施している健康づくり講演会等を受講した人数（年度）
		4 県内の熱中症救急搬送者数における市の割合	市の熱中症救急搬送者数／県の熱中症救急搬送者数×100 （消防本部警防課により把握する数）
		5 乳幼児健康診査の受診率	乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の年間受診児数／年間対象児数×100
	6 医療体制を充実させる		
		1 休日・夜間急患診療所の診療日数	年間の診療日数
		2 救急医療輪番制の病院数（熊谷・深谷地区）	熊谷・深谷地区における二次救急医療に対する輪番制参加病院の数
		3 小児救急医療輪番制病院の診療日数（熊谷・深谷、児玉地区）	年間の「診療日数」の合計数（平日を含めた夜間）
	7 消防力を強化する		
		1 住宅火災による死者数	放火自殺者等を除く住宅火災による死者数
		2 応急手当実施率（※バイスタンダーCPR） ※救急現場に居合わせた人による心肺蘇生法	心肺蘇生が必要な救急現場で、居合わせた人が心肺蘇生法を実施した割合

3 人にやさしい思いやりのあるまち

1 子どもが健やかに成長できる環境をつくる

1 地域子育て支援拠点 年間利用者数	各地域子育て支援拠点からの報告に基づく年間利用者数
2 待機児童数 保育所(園)等	保育所(園)等の待機児童数(各年度4月1日現在)
3 待機児童数 放課後児童クラブ	放課後児童クラブの待機児童数(各年度4月1日現在)

2 高齢者が暮らしやすい環境をつくる

1 認知症サポーター養成数	認知症サポーター養成講座の参加者数
2 ニャオざね元気体操(住民主体の通いの場)実施会場数	ご近所型介護予防(住民主体の通いの場)を実施している会場数

3 障害者が暮らしやすい環境をつくる

1 就労系事業所の利用者数(就労移行支援・就労継続支援)	就労移行支援・就労継続支援を利用した人の数(累計)
2 共同生活援助の利用者数(グループホーム)	共同生活援助を利用した人の数(累計)

4 地域で支え合い、だれもが安心して生活できる環境をつくる

1 民生委員等による見守り実施件数	「民生委員による単身高齢者等への見守り訪問件数」及び「あんしんコールによる見守り件数」
2 生活困窮者自立相談支援件数	生活困窮者自立支援事業・相談支援件数

4 環境にやさしく自然が豊かなまち

1 豊かな自然を保全する

1 環境講座の受講者数	環境教育講座、環境施設見学会、自然・水辺観察会に参加した人数(年度)
2 ムサシトミヨの生息数(おおむね5年ごとに行う個体数調査の数値)	元荒川に生息しているムサシトミヨの推定個体数
3 ホタル保護重点区域内のホタル確認数	ホタル保護重点区域内のホタル確認数(毎年6月に実施するホタル保護重点区域発生数調査による)

2 生活環境を保全する

1 公害防止協定の締結数	事業者との公害防止協定の締結数
2 公害苦情の年度内解決率	公害苦情の処理件数(年度内)／公害苦情の受理件数(年度内)×100
3 合併処理浄化槽の法定検査実施率	浄化槽法第11条検査実施基数／浄化槽法第11条検査対象合併処理浄化槽基数×100

3 ごみの発生を抑制し、再利用を促進する

1 市民一人一日当たりのごみ(一般廃棄物)排出量	ごみの年間総排出量(生活系ごみ収集量等+事業系ごみ収集量等+集団回収量)／行政人口／365
2 ごみの資源化率	(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量)／(ごみの総処理量+集団回収量)×100

4 地球温暖化対策を推進する

1 市有施設のCO_2の削減率	(基準年度の市有施設の年間CO_2排出量−市有施設の年間CO_2排出量)／基準年度の市有施設の年間CO_2排出量×100(基準年度は平成28年度)
2 新エネ・省エネ等設備設置世帯数(市の補助制度を利用したもの)	新エネ・省エネ等設備設置に市補助制度を利用した数
3 庁用車への次世代自動車(EV・PHEV・燃料電池自動車等)の普及推進	庁用車の次世代自動車(EV・PHEV・燃料電池自動車等)の台数
4 市有施設の次世代自動車充電設備の普及推進	市有施設の次世代自動車充電設備の設備数

5 人が集い活力ある産業が育つまち

1 元気な農業を創る

1 農地中間管理事業による担い手への転貸面積	農地中間管理事業による農地転貸面積
2 多面的機能支援事業の活動対象面積	多面的機能支援事業による活動対象面積

2 商工業を元気にする

1 ものつくり熊谷組織率	ものつくり熊谷の会員数／熊谷商工会議所及びくまがや市商工会の工業系会員数×100
2 製造品出荷額等	工業統計調査による本市の「製造品出荷額等」の金額

5 人が集い活力ある産業が育つまち〔続き〕	
3 市内企業の支援及び企業誘致を推進する	
1 中小企業融資件数	市の融資制度の融資件数
2 新規奨励金指定事業所数	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例に基づく新規指定事業所数（1年当たり）
4 雇用の創出と安定を図り、就労を支援する	
1 労働セミナー参加者数	労働セミナーの参加者数
5 産学の連携を支援する	
1 新製品等開発事業補助金の対象となった件数	熊谷市産学連携による新製品等開発事業補助金交付件数
6 快適で暮らしやすいまち	
1 安全で快適な魅力あるまちをつくる	
1 ユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいると思う市民の割合	ユニバーサルデザインによるまちづくりが進んでいると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
2 土地区画整理事業による土地利用開始面積	使用収益開始面積（土地区画整理事業による道路や上下水道の整備が終了し、利用できるようになった宅地等の面積）
3 中心市街地の歩行者・自転車通行量	歩行者・自転車通行量調査
2 熊谷らしい景観を守り、つくり、育てる	
1 熊谷市の景観を美しいと思う市民の割合	熊谷市の景観が美しいと思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
3 機能的で安全な道路を整備する	
1 生活道路満足度	生活道路に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 幹線道路の整備延長	計画期間中に新たに整備した幹線道路の延長距離数（累積）
4 利便性の高い公共交通を推進する	
1 公共交通に満足している市民の割合	鉄道や路線バスなど公共交通に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
5 親しみある魅力的な公園を創出する	
1 公園に親しみを感じる市民の割合	公園に親しみを感じていると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 公園サポーター制度を導入している割合	公園サポーター制度を導入している公園等の数／公園等（街区、近隣、児童等）の総数×100
6 上下水道を整備し、適切な維持管理をする	
1 水道水に満足している市民の割合	水道水に満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
2 水道水の有収率	年間総有収水量/年間総配水量×100
3 下水道の整備面積	整備（供用開始）した面積の累計
7 地域に根ざした教育・文化のまち	
1 学力日本一を目指す（知・徳・体）	
1 全国学力・学習状況調査（国語・算数・数学）の県の平均正答率を100%とした場合の本市の率	各教科の熊谷市平均正答率の和／各教科の県平均正答率の和×100
2 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	朝食を毎日食べると答えた児童生徒の数／アンケート回答総数×100
3 新体力テストで県平均を上回る項目の割合	市が県を上回っている項目数／すべての項目数×100
2 安全で快適な学校づくりを進める	
1 校舎大規模改修率（棟数）	校舎大規模改修済棟数/小中学校全棟数（小島小中学校除く）×100
2 校舎内トイレ整備（洋式化等）率（校数）	校舎内トイレ整備済学校数/小中学校全校数（小島小中学校除く）×100

7 地域に根ざした教育・文化のまち〔続き〕		
3 魅力ある生涯学習事業を充実させる		
	1 公民館で開設する講座、教室の開設数	公民館で開設する講座、教室の開設件数(年度)
	2 公民館の市民一人当たりの利用回数	公民館の利用人数を市総人口で除した数値(年度)
	3 図書館の貸出冊数	図書館での図書貸出冊数(年度)
	4 美術・郷土資料展示室来館者数	美術・郷土資料展示室への年間来館者数
	5 くまぴあ利用者数	スポーツ・文化村利用者数(年度)
4 文化芸術活動を支援する		
	1 文化芸術活動に親しむ市民の数	熊谷市文化祭、熊谷市美術展、熊谷市美術家協会会員作品展、熊谷市民音楽祭及び熊谷市文化振興財団自主事業に参加した人数(年度)
	2 文化財施設の見学者数	星渓園利用者、江南文化財センター入館者及び聖天堂見学者の合計人数
5 学校・家庭・地域が連携して子どもを育てる		
	1 学校運営協議会設置校(コミュニティ・スクール)の割合	学校運営協議会を設置している小学校・中学校数
	2 放課後子供教室の実施回数	放課後子供教室の実施回数(年度)
8 市民と行政が協働して創る満足度の高いまち		
1 市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する		
	1 市民活動団体の支援センター登録数	市民活動支援センターに登録している市民活動団体の数
	2 市民活動保険登録団体数	熊谷市市民活動保険取扱要綱による市民活動保険に登録している活動団体等の数
2 非核平和を推進する		
	1 平和展の入場者数	市が開催している平和展へ入場した人の数(年度)
	2 熊谷空襲の認知度	昭和20年の終戦前夜に熊谷空襲があったことを知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
3 人権尊重のまちをつくる		
	1 人権意識が向上していると思う市民の割合	普段の生活の中で人権意識が向上していると思うと答えた人数／アンケート回答総数×100
4 男女共同参画を推進する		
	1 審議会等への女性の登用率	女性委員数/全委員数×100 (調査対象:行政委員会と法律・条例設置の附属機関)
	2 「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「男女共同参画社会」という言葉を知っていると答えた人数／アンケート回答総数×100
5 国際・国内交流と多文化共生を推進する		
	1 通訳等ボランティア登録者数	熊谷市国際交流協会に登録されている通訳翻訳者、日本語ボランティア、ホームステイ受入れ家庭の数
	2 国際交流事業への参加者数	熊谷市国際交流協会が実施している事業へ参加した人数
6 健全な財政を推進する		
	1 市税の納税率(現年及び過年度分)	市税の徴収額／市税の調定額×100
	2 将来負担比率	市債残高などの将来負担額／標準的な一般財源の額 (財政健全化法に基づく指標)
7 簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する		
	1 民間委託化率	民間に委託(一部又は全部)している事務事業／全事務事業×100
8 市政の情報をわかりやすく発信する		
	1 「市報くまがや」に満足している市民の割合	「市報くまがや」の読みやすさや分かりやすさに満足していると答えた人数／アンケート回答総数×100
	2 市ホームページのアクセス数(月間)	市ホームページにアクセスした回数(月間)
9 次世代のため、公共施設の整理統合を推進する		
	1 公共施設の延床面積	建築物及び工作物の延床面積の合計値(一部事務組合等の施設の負担割合相当面積も含む)
	2 インフラの維持管理コスト	道路・橋梁、上下水道施設、農業集落排水施設及び準用河川の維持管理コストの合計値

3　総合振興計画策定体制

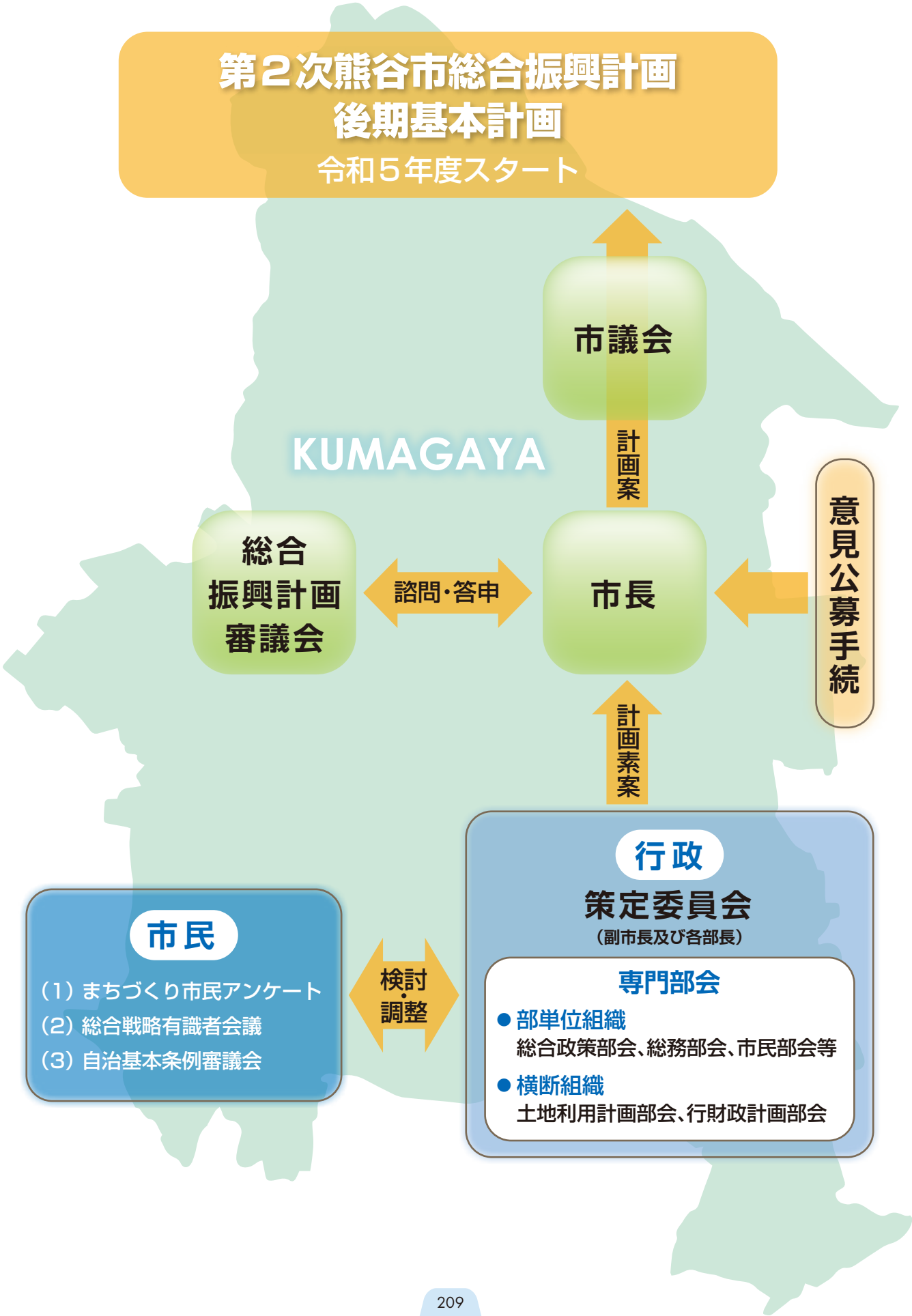

4　策定経過

総合振興計画審議会

	日付	内容
第1回	令和4年 11 月7日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画について(諮問) (2)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第2回	令和4年 11 月 29 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について (2)策定スケジュールについて
第3回	令和5年2月2日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について (2)答申書(案)について (3)策定スケジュールについて

総合戦略有識者会議

	日付	内容
第1回	令和4年6月 28 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第2回	令和4年 10 月 26 日	(2)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について

※第2回(1)は総合振興計画関連でないため省略。

自治基本条例審議会

	日付	内容
第 1 回	令和 5 年 1 月 31 日	(2)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画について

※(1)は総合振興計画関連でないため省略。

総合振興計画策定委員会

	日付	内容
第1回	令和4年 4 月 19 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定方針について (2)まちづくり市民アンケートの集計結果について
第2回	令和4年 9 月 26 日 (書面開催)	(1)第2次熊谷市総合振興計画基本構想及び後期基本計画(素案)について
第 3 回	令和4年 11 月 1 日	(1)第2次熊谷市総合振興計画後期基本計画策定の進捗状況について

5　総合振興計画審議会

○熊谷市総合振興計画審議会条例

平成18年3月23日　条例第29号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

（組織）

第3条　審議会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　知識経験を有する者

（委員の任期）

第4条　委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

総合振興計画審議会名簿

	氏名	選出団体	職名	備考
第1号	福田　勝美	熊谷市議会	議長	会長
	山下　一男	熊谷市議会	副議長	
第2号	加藤　道子	熊谷市教育委員会	委員	
	木部　富次	熊谷市農業委員会	会長	
	大久保　和政	熊谷商工会議所	会頭	副会長
	白石　守司	くまがや市商工会	会長	
	吉田　公一	くまがや農業協同組合	代表理事組合長	
	小林　敏宏	一般社団法人熊谷市医師会	会長	
	細井　幹夫	熊谷市自治会連合会	副会長	
	紫藤　晃男	社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会	会長	
	嶋田　勝利	熊谷市文化連合	会長	
	宇野　悦朗	公益財団法人熊谷市スポーツ協会	理事	
	永井　眞澄	くまがや共同参画を進める会	理事	
	田代　嘉昭	一般社団法人熊谷青年会議所	理事長	
	向井　清	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	副議長	

諮問書

熊企発第 349 号
令和4年11月7日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　福田　勝美　様

熊谷市長　小林　哲也

熊谷市総合振興計画について（諮問）

熊谷市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第29号）第2条の規定に基づき、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画後期基本計画の策定を貴審議会に諮問します。

答申書

令和5年2月9日

熊谷市長　小　林　哲　也　　様

熊谷市総合振興計画審議会
会　長　　福　田　勝　美

第2次熊谷市総合振興計画について（答申）

令和4年11月7日付け熊企発第349号で諮問のあった、熊谷市総合振興計画基本構想及び熊谷市総合振興計画後期基本計画について、別紙のとおり答申します。

答申書別紙

本審議会は、令和４年 11 月７日に市長から「第２次総合振興計画基本構想及び後期基本計画について審議されたい」旨の諮問を受けました。

第２次総合振興計画前期基本計画は、平成 30 年度より始まりましたが、その間、高齢者人口が増加し、出生数の低迷による年少人口の減少と、若年層の転出超過による生産年齢人口の減少が続いています。

また、前期基本計画期間中の令和元（2019）年 12 月以降、我が国に広く蔓延した新型コロナウイルス感染症は、市民の生活や地域経済に大きな影響を与え、市民の行動や価値観が変わる中、本市の行政運営のかじ取りも非常に難しい状況が続いています。

その一方で、ポストコロナの社会形成が進み始めるとともに、脱炭素社会を目指すカーボンニュートラルや、デジタル社会の到来が眼前に迫っている中、これまで以上に大胆な取組を行うことが本市においても求められています。

このような状況を踏まえて審議をした結果、第２次総合振興計画後期基本計画は、基本構想の一部修正も含め全般として適当であるとの結論に達しましたので、次の意見を付し、答申します。

1　基本構想

（1）将来人口

①転入定住促進、出産・子育て支援、雇用促進、教育環境の充実、シティプロモーションなどの施策等を継続的・効果的に進め、一層魅力のあるまちづくりを進めることにより、市民が安心して住み続け、そして新たな市民として多くの人が集うまちづくりを推進されたい。

（2）土地利用構想

①市民が住み続けたいと思えるよう、まちづくりの可能性を最大限に生かし、エリアごとの特性を踏まえた構想を一層強力に推進されたい。

2　後期基本計画

（1）政策１　スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち

①国内外で「ラグビータウン熊谷」の注目度が増している機運を生かし、ソフト・ハードの両面からスポーツ環境の更なる充実により、ラグビーを核とした、より広範なスポーツ文化の振興を推進されたい。

②新たな観光拠点の整備と観光産業に携わる人材の確保と育成を進め、交流人口や関係人口の拡大を図られたい。

（2）政策２　健康で安全・安心に暮らせるまち

①近年増加傾向にある、自然災害への対策の強化に向け、市域全体の災害対応能力を堅固にすべく取組を推進されたい。

②交通安全及び防犯の意識向上を図るとともに、市民の安全を守り安心して暮らせる環境づくりを進められたい。

③市民の健康づくりの支援や医療体制を充実させ、市民一人一人が健康で自立した生活を長く続けられる環境づくりを進められたい。

（3）政策３　人にやさしい思いやりのあるまち

①本市の子育て世代が安心して子育てができる環境を整備し、併せて、子育て世代の負担軽減や、子育て施設の充実を図られたい。

②市民がいつまでも健康で生きがいのある生活を継続するために、市民がお互いを支え合う地域づくりを推進されたい。

③少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化が進む中、地域を支える人材の育成と活動を支援するとともに、本市の福祉施策の推進を図られたい。

（4）政策４　環境にやさしく自然が豊かなまち

①健全で快適な生活環境を維持し未来へ継承するために、公害に対しては関係機関と連携して迅速に対応するとともに、循環型社会の形成に向けた取組を推進されたい。

②「ゼロカーボンシティくまがや」宣言に基づき、市全体で地球温暖化対策の取組を積極的に実践し、脱炭素社会を目指されたい。

（5）政策５　人が集い活力ある産業が育つまち

①産業としての農業の振興を図るとともに、熊谷産農産物を使用した６次産業化による元気な農業を推進されたい。

②熊谷商工会議所、くまがや市商工会等の経済団体や若手商業者等との連携強化により、魅力ある商業地域の形成を進めるとともに、本市工業の「稼ぐ力」の更なる強化のため、「ものつくり熊谷」をはじめとした、各工業団体の産学官金連携による取組を推進されたい。

③産業用地の創出と東部地域の整備の推進、主要幹線道路沿道等での土地利用の促進を図るとともに、雇用促進に努められたい。

（6）政策６　快適で暮らしやすいまち

①スマートシティの実現を目指すとともに、安全な道路環境の整備を推進し、自転車活用とウォーカブルな環境整備による「にぎわいと回遊性のあるまち」の実現を目指されたい。

②様々な移動手段による交通ネットワークの構築を推進されたい。

③市域全体の景観のレベルアップを図るとともに、歴史・文化、都市としての風格等、熊谷の特性を生かした景観形成を進められたい。

④上水道と下水道の適切な維持管理を進めるため、財源の確保と合わせ計画的な整備を進められたい。

（7）政策７　地域に根ざした教育・文化のまち

①小・中学校の教育環境の充実と、情報化に対応する教育の推進を図り、知・徳・体のバランスのとれた「学力日本一」を維持されたい。

②人生 100 年時代に対応した生涯を通じた学習活動の支援を行われたい。

③歴史と伝統に育まれた文化遺産を市民の誇りと捉え、これを継承し、郷土愛の醸成を図るとともに、まちの魅力として効果的に発信されたい。

（8）政策８　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

①地域住民がお互いの多様性を理解しつつ、助け合い、支え合える協働のまちづくり社会の実現に向け、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進されたい。

②幅広い世代に対し恒久平和に向けた啓発活動を行うとともに、男女共同参画のまちづくりや人権尊重のまちづくりを推進されたい。

③デジタル社会の実現は本市にとっても喫緊の課題であり、市民の利便性の向上と自治体ＤＸの推進により、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指すとともに、デジタル社会を推進する庁内外の人材の育成を推進されたい。

④次世代に負担をかけないため、公共施設マネジメントを積極的に推進するとともに、市民に信頼と安心を提供できる健全財政を維持し、自主性・自立性の高い財政運営を確立されたい。

3　総括

（1）第２次総合振興計画後期基本計画は、基本構想に基づく前期基本計画を見直した施策について取り組む計画であるが、単なる継続的な計画であるという意識は廃し、新しい本市をつくる計画であるという意識を持って取り組まれたい。

（2）とりわけ、カーボンニュートラルの社会づくりとスマート自治体への展開は、喫緊の課題であることを認識し、積極的に取り組まれたい。

令和５年２月９日

熊谷市総合振興計画審議会
会長　福田　勝美

6　総合振興計画策定委員会

○熊谷市総合振興計画策定委員会規程

平成 18 年3月 31 日訓令第5号

（設置）

第1条　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事務を行う。

（1）　総合振興計画に関する調査及び研究

（2）　総合振興計画素案の策定

（3）　その他総合振興計画に関する必要な事項

（組織）

第3条　委員会に委員長、副委員長及び委員若干人を置く。

2　委員長は、総合政策部に属する事務を担当する副市長の職にある者を、副委員長は、他の副市長の職にある者及び総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3　委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

（委員長及び副委員長）

第4条　委員長は、委員会の会務を総理する。

2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（専門部会）

第6条　委員会に必要があるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に部会長及び部会員若干人を置く。

3　部会長及び部会員は、市の職員のうちから市長が任命する。

4　部会の会務は、部会長が総理する。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、総合政策部企画課において処理する。

（委任）

第8条　この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成 19 年3月 30 日訓令第 35 号）

この訓令は、平成 19 年4月1日から施行する。

附　則（令和４年3月 18 日訓令第２号）

この訓令は、令和４年4月1日から施行する。（後略）

附　則（令和４年4月 28 日訓令第７号）

この訓令は、公布の日から施行する。

熊谷市総合振興計画策定委員会名簿

委 員 長	長谷川副市長
副委員長	大島副市長
副委員長	総合政策部長
委　員	市長公室長
委　員	危機管理監
委　員	総務部長
委　員	市民部長
委　員	福祉部長
委　員	環境部長
委　員	産業振興部長
委　員	都市整備部長
委　員	建設部長
委　員	会計管理者
委　員	消防長
委　員	上下水道部長
委　員	議会事務局長
委　員	教育次長
委　員	選挙管理委員会事務局長
委　員	監査委員事務局長
委　員	農業委員会事務局長

熊谷市総合振興計画策定委員会専門部会名簿

総合政策部会	
部会長	総合政策部長
	危機管理監
	出納室長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	秘書課長
	政策調査課長
	広報広聴課長
	企画課長
	財政課長
	施設マネジメント課長
	人権政策課長
	デジタル推進課長
	スポーツ観光課長
	ラグビータウン推進課長

総務部会	
部会長	総務部長
	議会事務局長
	庶務課長
	職員課長
	契約課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	大里行政センター所長
	妻沼行政センター所長
	江南行政センター所長

市民部会	
部会長	市民部長
	市民活動推進課長
	市民課長
	保険年金課長
	安心安全課長
	男女共同参画室長
	健康づくり課長

福祉部会	
部会長	福祉部長
	生活福祉課長
	長寿いきがい課長
	障害福祉課長
	こども課長
	保育課長

環境部会	
部会長	環境部長
	環境政策課長
	環境推進課長
	環境美化センター所長

産業振興部会	
部会長	産業振興部長
	農業委員会事務局長
	商工業振興課長
	東部地域開発推進室長
	農業振興課長
	農地整備課長
	妻沼行政センター所長

都市整備部会	
部会長	都市整備部長
	都市計画課長
	開発審査課長
	建築審査課長
	公園緑地課長
	土地区画整理事務所長

建設部会	
部会長	建設部長
	管理課長
	道路課長
	維持課長
	河川課長
	営繕課長

消防部会	
部会長	消防長
	消防次長
	消防総務課長
	予防課長
	警防課長
	指令課長
	熊谷消防署長

上下水道部会	
部会長	上下水道部長
	経営課長
	水道課長
	下水道課長

教育部会	
部会長	教育次長
	教育総務課長
	学校教育課長
	社会教育課長

（横断的専門部会）

土地利用計画部会	
部会長	都市計画課長
まちづくり班	
班長	都市計画課長
	農業委員会事務局長
	政策調査課長
	企画課長
	施設マネジメント課長
	資産税課長
	商工業振興課長
	東部地域開発推進室長
	農業振興課長
	農地整備課長
	開発審査課長
	建築審査課長
都市インフラ班	
班長	道路課長
	政策調査課長
	企画課長
	都市計画課長
	管理課長
	維持課長
	河川課長
	経営課長
	水道課長
	下水道課長

行財政計画部会	
部会長	財政課長
	政策調査課長
	企画課長
	施設マネジメント課長
	庶務課長
	職員課長
	市民税課長
	資産税課長
	納税課長
	保険年金課長
	教育総務課長

7　議案

議案第２９号

熊谷市総合振興計画基本構想の変更について

熊谷市自治基本条例（平成１９年条例第３０号）第１５条の２第２項の規定により、熊谷市総合振興計画基本構想を別冊のとおり変更することについて、議決を求める。

令和５年２月２７日提出

熊谷市長　小　林　哲　也

提案説明

熊谷市総合振興計画基本構想を変更したいので、この案を提出するものであります。

8　自治基本条例

○熊谷市自治基本条例

平成１９年９月２８日　条例第３０号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第１０条）
第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）
第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）
第７章　市政運営（第１５条の２－第２２条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）
第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

（１）　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

（2） 事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
（3） まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
（4） 協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
（5） コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２章　基本原則

（市民参加の原則）
第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。
（協働の原則）
第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。
（情報共有の原則）
第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）
第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。
２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。
（市民の責務）
第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。
２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。
３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。
（事業者の責務）
第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第４章　議会の責務

（議会の責務）
第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。
（議員の責務）
第１０条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。
２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第１１条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第１２条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第１３条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

（審議会等の委員の選任）

第１４条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

（コミュニティ）

第１５条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。

２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

第７章　市政運営

（基本構想の策定等）

第１５条の２　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。

２　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。

（情報の提供）

第１６条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

（個人情報の保護）

第１７条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

（説明責任）

第１８条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

（応答責任）
第１９条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第２０条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
（都市経営）
第２１条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。
２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。
（行政評価）
第２２条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。
２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

第８章　自治基本条例審議会の設置

（自治基本条例審議会の設置）
第２３条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。
２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）
第２４条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。
（条例の見直し）
第２５条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行します。

附　則（平成２９年６月２６日条例第３３号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の第１５条の２の規定は、この条例の施行の日以後に策定する基本構想について適用する。

9　各分野計画一覧

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
国民保護に関する熊谷市計画	平成18年度（令和元年度）	未定（国の変更に合わせ変更）	武力攻撃事態等が発生した場合に、国・県及び関係機関等と連携し、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう定めた計画です。	危機管理課
熊谷市地域防災計画	平成19年度（令和3年度）	令和3年度～令和8年度	災害への対策を総合的かつ計画的に推進し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための計画です。	危機管理課
熊谷市国土強靭化地域計画	令和2年度（令和4年度）	令和5年度～令和9年度	大規模災害等発生時に、生命を守り地域社会の機能を維持する「強さ」と生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害を軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるための計画です。	危機管理課
熊谷市地域公共交通計画	令和4年度	令和5年度～令和9年度	令和２年に一部改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、熊谷市における地域公共交通の持続可能なサービスを確保し、「熊谷市都市計画マスタープラン」及び「熊谷市立地適正化計画」などと連携しながら、自立性が高く持続できる魅力ある都市を目指すための計画です。	企画課
第２期熊谷市人口ビジョン・総合戦略	令和元年度	令和2年度～令和6年度	第1期総合戦略の取組を切れ目なく進めるとともに、人口の将来展望を示す「熊谷市人口ビジョン」を改訂し、人口減少対策の新たな視点からアプローチする施策を加えた計画です。	企画課
第４次熊谷市行政改革大綱	令和5年度	未定	より効率的・効果的な行財政運営を推進するための計画です。	企画課
熊谷市公共施設等総合管理計画	令和2年度	令和2年度～令和41年度	市民サービス水準の維持・向上を図るため、これまでに策定した「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」と「同基本計画」を一体の計画として改定した計画です。	施設マネジメント課
熊谷市公共施設アセットマネジメント個別施設計画	令和元年度	令和2年度～令和36年度	上記公共施設等総合管理計画に改定する前の「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」、「同基本計画」の内容を踏まえ、各個別施設ごとに、更新時期や統廃合等に関する具体的な施策を示す計画です。	施設マネジメント課
（仮称）熊谷市 DX 推進計画	令和5年度	令和6年度～令和10年度	「熊谷市情報化推進計画・官民データ活用推進計画　－e-くまがやＩＣＴ推進プラン3－」の計画期間終了に際し、改めて本市ＤＸ推進を取り巻く現状・課題を整理し、ＤＸを推進する目的や、目指すべき方向性を示し、その実現に向けた考え方や手法、行動等を定めるもの。	デジタル推進課
熊谷市スポーツ推進計画	平成29年度（令和5年度）	平成30年度～令和9年度	「スポーツ熱中、いきいき熊谷」を基本理念とし、スポーツを活用した活力あるまちづくりを推進するとともに、スポーツを通じた新しい価値を創造し、地域社会へ貢献していくための取組を定めた計画です。	スポーツ観光課
荒川公園周辺再整備基本計画	令和4年度		現市民体育館の耐用年限に伴い、新市民体育館を本市のシンボルとなる施設として再整備するとともに、新市民体育館、荒川公園及び荒川緑地が融合した多機能性を有した公園となるよう再整備を行うための基本計画です。	スポーツ観光課
女性活躍推進のための熊谷市特定事業主行動計画（第2期）	令和3年度	令和3年度～令和6年度	女性活躍推進法に基づき、女性の登用の拡大や職員のワーク・ライフ・バランスの推進を目的とした法定計画です。	職員課
次世代育成のための熊谷市特定事業主行動計画（第4期）	令和2年度	令和2年度～令和6年度	次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援や職場における働き方の見直しの推進等を目的とした法定計画です。	職員課
第2期熊谷市空家等対策計画	令和4年度	令和5年度～令和9年度	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づく計画で、空家等の対策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。	安心安全課
第2次熊谷市男女共同参画推進計画	平成30年度（令和10年度）	令和元年度～令和10年度（令和11年度～令和20年度）	男女共同参画社会の実現を目指し、本市の各分野にわたる関連施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	男女共同参画室
健康熊谷21	平成26年度	平成26年度～令和5年度	市民一人ひとりがいつまでも健康を実感しながら、生き生きとした生活を送ることができる、健康長寿熊谷の実現に向けた基本方針を示した計画です。	健康づくり課
熊谷市第4次健康増進計画	令和2年度	令和2年度～令和5年度	市民の健康寿命の延伸を目的に、「だれもが安心して健康に暮らせるまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	健康づくり課
熊谷市新型インフルエンザ等対策行動計画	平成26年度		新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を示した計画です。	健康づくり課

計画の名称	策定年度 （見直し予定年度）	計画の期間 （見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
第2次熊谷市自殺対策計画	令和4年度	令和4年度 ～令和6年度	自殺を考えている方を早期に発見し、行政や関係機関が連携して総合的に支援することで「誰も自殺に追い込まれることのない共に支え合うまち熊谷」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	健康づくり課
熊谷市がん対策推進計画	令和3年度	令和3年度 ～令和7年度	市民の生命及び健康にとって重大な問題となっているがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された計画です。	健康づくり課
第3次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画	令和元年度 （令和6年度）	令和元年度 ～令和5年度 （令和6年度 ～令和10年度）	全ての市民が地域で共に支えあいながら、自立した生活を送ることができるように、地域福祉の推進を目指す計画です。	生活福祉課
熊谷市高齢社会対策基本計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和5年度 （令和6年度 ～令和8年度）	高齢社会の将来像「いきいきあんしん元気で長寿のまちくまがや」の実現に向けた施策を推進するための計画です。	長寿いきがい課
熊谷市障がい者支援計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和5年度 （令和6年度～ 令和8年度（予定））	計画期間を令和２年度までとしていた「熊谷市障がい者計画」、「熊谷市障がい福祉計画」「熊谷市障がい児福祉計画」を包括したもので、障がい者・障がい児施策の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービス、障害児福祉サービスの目標などを明らかにし、障がい者・障がい児施策の総合的な推進を図るための計画です。	障害福祉課
熊谷市子ども・子育て支援事業計画	令和元年度 （令和6年度）	令和2年度 ～令和6年度 （令和7年度～ 令和11年度）	未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進するとともに、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として定めた計画です。	こども課
熊谷市環境基本計画	平成29年度 （令和5年度）	平成30年度 ～令和9年度	環境の保全及び創造について総合的な施策を示し、熊谷市環境基本条例の基本理念と総合振興計画の将来都市像を環境面から実現するための計画です。	環境政策課
熊谷市地球温暖化対策地域実行計画	令和2年度 （令和5年度）	令和3年度 ～令和9年度 （中間見直） ～令和32年度 （長期見直）	地球温暖化を防止するため、市内の家庭や事業所等から排出される温室効果ガス排出量の削減目標やその達成に向けた施策を示した計画です。	環境政策課
第2次熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	平成30年度 （令和5年度）	令和元年度 ～令和10年度 （令和5年度 ～令和10年度）	廃棄物の排出を抑制するとともに、適正な分別・収集運搬及び資源の有効な利用の確保等を行い、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための計画です。	環境推進課
熊谷市生活排水処理基本計画	令和元年度	令和2年度 ～令和7年度	水質汚濁の主要な原因である生活排水を、効率的に処理していくための計画です。	環境推進課
熊谷市し尿処理施設整備基本計画	令和元年度	令和2年度 ～令和36年度	「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」等の指針に従って策定した、し尿処理施設の具体的方針をまとめた個別施設計画です。	環境推進課
熊谷市循環型社会形成推進地域計画	令和3年度	令和4年度 ～令和8年度	市が廃棄物の３R推進のための明確な目標を設定し、この目標を達成するための具体的な各種施策、整備する施設の種類、規模等の概要を定める計画です。	環境推進課
汚泥再生処理センター整備基本計画	令和4年度	令和5年度 ～令和18年度	施設の基本事項を定め、併せて民間活力導入可能調査を行う、汚泥再生処理センター整備の基本計画です。	環境推進課
熊谷市人・農地プラン	平成27年度 （毎年度見直し）	令和4年度 （毎年度見直し）	集落・地域において中心となる経営体（個人、法人及び集落営農）の確保や地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な力強い農業構造を実現するための計画です。 （令和５年度から地域計画へ移行（令和７年３月３１日までに作成）。）	農業振興課
熊谷市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度 （令和3年度）		農業経営基盤の強化の促進に関する目標や農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業振興地域整備計画	平成19年度		優良な農地を保全・確保するとともに、農業振興のための施策を計画的に推進・実施するため、市が定める総合的な農業振興の計画です。	農業振興課

計画の名称	策定年度（見直し予定年度）	計画の期間（見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
熊谷市森林整備計画	平成24年度（令和4年度）	令和5年度～令和15年度	森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地域の森林・林業の特徴をふまえた森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市酪農・肉用牛生産近代化計画	平成24年度（令和12年度）	令和3年度～令和12年度	本市における酪農及び肉用牛生産の役割・機能を明確にし、産業としての持続性を確保するための中長期的な目標として、生産量、飼養頭数、経営方針の指標等を定めた計画です。	農業振興課
熊谷市鳥獣被害防止計画	平成25年度（令和4年度）	令和5年度～令和7年度	有害鳥獣（カラス、ハクビシン、アライグマなど）による農業被害の軽減を目的として、被害防止対策を実施するために、被害軽減目標や捕獲体制などを定めた計画です。	農業振興課
熊谷市農業集落排水事業経営戦略	平成28年度（令和元年度）	平成29年度～令和7年度	公営企業である農業集落排水事業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための経営方針等を定めた中長期的な計画です。	農地整備課
農業集落排水施設最適整備構想	平成30年度	令和元年度～令和40年度	農業集落排水施設の効率的な修繕、長寿命化等のストックマネジメントを実践するための計画です。	農地整備課
農業集落排水施設再編計画	令和2年度		施設の集約・再編、下水道への編入等のストックの適正化により維持管理費の削減目標を設定した再編計画です。	農地整備課
田園環境整備マスタープラン	平成27年度（令和元年度）		環境との調和に配慮した農業農村整備事業実施のための、農村地域の環境保全に関する基本計画です。	農地整備課
熊谷市景観計画	平成20年度		熊谷らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、方針及び基準、実現方策等を示す計画です。	都市計画課
聖天山周辺地区景観まちづくり整備計画	平成25年度		歓喜院聖天堂の国宝指定に伴い「妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区」の景観整備を図るため、地元住民の意見を反映した具体的な施策を示す計画です。	都市計画課
熊谷市バリアフリー基本構想	平成25年度（令和3年度）	令和4年度～令和13年度	ユニバーサルデザインのまちづくりを計画的に進めるため、国が定める基本方針に基づき、駅等を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区における、バリアフリー化のための方針、事業等を定める計画です。	都市計画課
熊谷市都市計画マスタープラン	令和3年度	令和4年度～令和23年度	都市計画法第18条の２に基づき、上位計画や関連計画の内容を踏まえ、本市の都市計画（まちづくり）に関する基本的な方針を定めた計画です。	都市計画課
熊谷市立地適正化計画	令和3年度	令和4年度～令和23年度	医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が徒歩や公共交通によりこれらの各種施設にアクセスできるようにする「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを具現化するための計画です。	都市計画課
熊谷市自転車活用推進計画	令和3年度	令和4年度～令和8年度	自転車活用推進法に基づき、４つの分野「環境負荷の軽減」「市民の健康増進」「観光振興」「安心・安全」における自転車活用を、総合的かつ計画的に推進するために必要な施策を定めたものです。	都市計画課
熊谷市マンション管理適正化推進計画	令和5年度	令和5年度～令和9年度	マンション管理適正化法に基づき、マンションの良好な居住環境を推進するために必要な施策を総合的かつ効果的に実施するために定めたものです。	都市計画課
熊谷市建築物耐震改修促進計画	令和3年度	令和3年度～令和7年度	地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を守るため、住宅・建築物の耐震改修を促進し、安全なまちをつくるための計画です。	建築審査課
熊谷市緑の基本計画	令和2年度	令和3年度～令和12年度	緑の保全や緑化の推進に関する施策の目標と、実現化策を定める総合的な計画です。	公園緑地課
熊谷市橋梁長寿命化修繕計画	平成25年度（令和元年度）	令和2年度～令和11年度	現在確認されている橋の損傷に対する修繕計画を策定するとともに、将来においても適切な維持管理を施し、トータルコストの縮減を踏まえながら橋梁の健全性を維持することを目的とした計画です。	維持課
熊谷市横断歩道橋長寿命化修繕計画	令和元年度	令和3年度～令和12年度	現在確認されている横断歩道橋の損傷に対する修繕計画を策定するとともに、将来においても適切な維持管理を施し、トータルコストの縮減を踏まえながら横断歩道橋の健全性を維持することを目的とした計画です。	維持課
熊谷市道路修繕計画	令和元年度	令和2年度～令和8年度	道路を適切に管理していくために、これまでの「事後保全型」の維持管理に加え、「予防保全型」の管理手法を導入し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減、修繕時期の平準化などを計画的に取り組んでいくための計画です。	維持課
熊谷市道路附属物個別施設計画	令和4年度	令和4年度～令和8年度	道路標識及び道路照明灯について、小規模附属物点検結果を踏まえた適切な措置を行い、第三者への被害を発生させず、安全で合理的に管理するための計画です。	維持課

計画の名称	策定年度 （見直し予定年度）	計画の期間 （見直し後の計画期間）	計画の概要	所管
熊谷市営住宅等長寿命化計画	令和2年度	令和3年度 ～令和12年度	現在ある市営住宅ストックを適切に維持管理することにより、市営住宅の有効利用を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を目指すための計画です。	営繕課
熊谷市水道事業経営戦略	平成29年度 （令和5年度）	平成30年度 ～令和14年度 （令和6年度 ～令和14年度）	水道事業の経営の更なる健全化のため、必要な現状把握、分析及び将来予測を行うとともに、事業及び経営の目標を設定し、適正な料金による経営及び投資の合理化を図る中長期的な経営の基本計画です。	経営課
熊谷市公共下水道事業経営戦略	令和2年度 （令和7年度）	令和3年度 ～令和12年度 （令和8年度 ～令和12年度）	公共下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、自らの経営等について的確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進するための計画です。	経営課
熊谷市水道事業アセットマネジメント計画	平成29年度	平成29年度 ～令和38年度	持続可能な水道事業を実現していくため、アセットマネジメントの手法を活用した水道施設長期更新計画です。	水道課
熊谷市水道事業ビジョン	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	熊谷市の特性などを踏まえ、今後の本市の水道事業の在り方について目指すべき方向性を示すものです。	水道課
熊谷市水道事業基本計画	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	「安全でおいしい水道水」を安定供給するために効率的な事業運営、及び施設・設備の整備や更新の事業計画を示す中長期的な計画です。	水道課
熊谷市水道施設耐震化計画	平成29年度	平成30年度 ～令和14年度	施設の耐震性能評価や管路の被害想定を行って、住民生活に与える影響を考慮した水道の復旧期間、応急給水拠点の配置、応急給水量などの目標を設定するものです。	水道課
ストックマネジメント計画	令和5年度	令和6年度 ～令和10年度	持続可能な下水道事業の実現を目的に膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理をするための計画です。	下水道課
熊谷市教育振興基本計画	令和5年度	令和5年度 ～令和9年度	地域に根ざした教育・文化のまちを目指し、子どもたちの生きる力をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた教育を学校・家庭・地域が一体となって推進するための計画です。	学校教育課
国指定史跡幡羅官衙遺跡群保存活用計画	令和2年度	令和3年度～	飛鳥時代終わり～平安時代前期に、深谷市東部から熊谷市西部にかけて所在した古代幡羅郡の郡役所と、それに伴う祭祀場で構成される史跡について、確実に保存し継承していくため、史跡の多様な要素を整理して本質的な価値を明らかにし、適切な保存・活用・整備についての指針や方法を提示した計画です。 （深谷市教育委員会と協働して策定、運用）	社会教育課 江南文化財センター
熊谷市子ども読書活動推進計画	令和3年度	令和3年度 ～令和8年度	子どもが読書に親しむ機会の提供及び諸条件の整備・充実を図ることにより、次代を担う心豊かな子どもを育成することを目的とする計画です。 本市の子ども読書活動に係る施策を総合的に推進するための指針として策定します。	熊谷図書館

※　策定年度が、令和5年度以降の計画は策定予定年度です。
※　策定年度が未定の計画は空欄としています。
※　計画の期間を定めていない計画は空欄としています。

第2次熊谷市総合振興計画　後期基本計画

子どもたちの笑顔があふれるまち　熊谷

～輝く未来へトライ～

令和５（２０２３）年3月
発　行／熊谷市
企画・編集／熊谷市総合政策部企画課

